

# 資料編

---

令和7年3月  
伊勢崎市防災会議



# 資料編 目次

◆別紙 伊勢崎市水防計画

## 1 条例関係

- 1-1 伊勢崎市防災会議条例
- 1-2 伊勢崎市災害対策本部条例
- 1-3 伊勢崎市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例
- 1-4 伊勢崎市境防災センター条例
- 1-5 伊勢崎市境防災センター条例施行規則
- 1-6 伊勢崎市防災行政用無線局管理運用規程
- 1-7 伊勢崎市防災ラジオ受信機貸与要綱
- 1-8 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1-9 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

## 2 組織関係

- 2-1 防災関係機関一覧表
- 2-2 伊勢崎市防災会議委員名簿

## 3 災害危険区域関係

- 3-1 農業用ため池一覧
- 3-2 山地災害危険地
- 3-3 防火・準防火地域指定区域図

## 4 ライフライン関係

- 4-1 ライフライン関係連絡先一覧表

## 5 被害調査報告関係

- 5-1-1 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)
- 5-1-2 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)別紙
- 5-1-3 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)
- 5-1-4 「災害報告取扱要領」(災害確定報告)
- 5-2-1 参考様式1 人的被害状況集計 ※災害確定報告添付資料
- 5-2-2 参考様式2 建物被害状況集計 ※災害確定報告添付資料
- 5-2-3 参考様式3 市有財産被害状況報告

- 5-2-4 医療関係被害状況報告
- 5-2-5 防疫関係被害状況報告
- 5-2-6 清掃施設被害および清掃関係事業等状況報告
- 5-2-7 水道施設被害
- 5-2-8 農漁業被害調査報告 様式2 (別紙1)
- 5-2-9 農漁業被害調査報告 様式2 (別紙7)
- 5-2-10 林業関係被害状況報告
- 5-2-11 商業関係被害状況報告
- 5-2-12 工業被害状況報告
- 5-2-13 公共土木施設被害状況報告
- 5-2-14 公立学校教育施設被害状況報告
- 5-3-1 「火災・災害等即報要領」第1号様式 (火災)
- 5-3-2 「火災・災害等即報要領」第2号様式 (特定の事故)
- 5-3-3 「火災・災害等即報要領」第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

## 6 通信関係

- 6-1 伊勢崎市防災行政無線局関係図
- 6-2 伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表
- 6-3 群馬県防災情報通信ネットワーク図
- 6-4 災害時優先電話回線数一覧表

## 7 協力協定関係

- 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
- 7-2 伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表
- 7-3 群馬県災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定に基づく燃料の供給先

## 8 備蓄関係

- 8-1 防災倉庫備蓄資機材一覧表

## 9 医療関係

- 9-1 医療機関等一覧表

## 10 輸送・交通関係

- 10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表
- 10-2 救援物資集積拠点一覧表
- 10-3 緊急輸送道路

## 11 ヘリコプター関係

- 11-1 災害時ヘリポート適地一覧表
- 11-2 ヘリコプター保有状況一覧表

## 12 衛生関係

- 12-1 清掃・衛生関係一覧表

## 13 広報関係

- 13-1 報道関係機関一覧表

## 14 文化財関係

- 14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

## 15 避難関係

- 15-1 指定緊急避難場所・指定一般避難所・福祉避難所・指定福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）等一覧表
- 15-2 応急仮設住宅建設予定地一覧表
- 15-3 要配慮者利用施設一覧表

## 16 危険度判定関係

- 16-1 群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱
- 16-2 群馬県被災宅地危険度判定実施要綱

## 17 災害救助関係

- 17-1 災害救助基準

## 18 各種制度関係

- 18-1 災害弔慰金等の支給制度
- 18-2 住宅再建・取得の支援制度
- 18-3 中小企業者に対する低利融資制度
- 18-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

## 19 地区防災計画関係

- 19-1 地区防災計画策定状況一覧表



○伊勢崎市防災会議条例

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、伊勢崎市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊勢崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 伊勢崎市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長が職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めた団体の構成員のうちから委嘱する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 2 人以内、3 人以内、1 人以内、26 人以内、12 人以内、7 人以内及び 8 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

資料編 1 - 1 伊勢崎市防災会議条例

(幹事)

第 5 条 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 平成 25 年 1 月 1 日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日条例第 43 号)

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 26 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 18 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○伊勢崎市災害対策本部条例

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、伊勢崎市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要を認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 28 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料編 1 - 3 伊勢崎市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例

○伊勢崎市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例

平成 28 年 12 月 26 日

条例第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に伊勢崎市地域防災計画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第 2 条 水防法第 15 条第 1 項第 4 号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が 1 万平方メートル以上のものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○伊勢崎市境防災センター条例

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 200 号

(設置)

第 1 条 市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害における応急活動の拠点とするため、防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊勢崎市境防災センター

位置 伊勢崎市境島村 43 番地

(管理)

第 3 条 伊勢崎市境防災センター(以下「センター」という。)は、市長が管理する。

(利用時間)

第 4 条 センターの利用時間は、次のとおりとする。

(1) 午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。ただし、災害における応急活動の拠点として利用する場合は、この限りでない。

(2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第 5 条 センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ利用責任者を定め、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

(1) その利用がセンターの設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 6 条 前条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第 7 条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件に従わないとき。

(4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

## 資料編 1-4 伊勢崎市境防災センター条例

### (入館の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者
- (2) その他市長が管理上支障があると認める者

### (使用料)

第10条 センターの使用料は、無料とする。

### (原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

### (損害賠償の義務)

第12条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の境町防災センター設置条例(平成7年境町条例第4号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則(平成18年3月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成26年2月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○伊勢崎市境防災センター条例施行規則

平成 18 年 3 月 6 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢崎市境防災センター条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 200 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請及び許可)

第 2 条 条例第 5 条の規定により伊勢崎市境防災センター(以下「センター」という。)の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用期日の 3 箇月前から 3 日前まで(伊勢崎市の休日を定める条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 4 号)

第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。)の期間内に境防災センター利用許可申請書(様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、施設等の利用を許可したときは、境防災センター利用許可書(様式第 2 号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用の変更又は取消し)

第 3 条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用許可書の内容を変更しようとするときは、新たに利用許可申請書に当該利用許可書を添えて提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 利用者が施設等の利用を取消しようとするときは、速やかに利用許可書を添えて、その旨を市長に申し出なければならない。

(遵守事項)

第 4 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずにセンター内において寄附の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) センターの管理を担当する職員(以下「職員」という。)の指示に従うこと。
- (5) 利用後、直ちに清掃し、原状に復すること。
- (6) その他市長が定める事項に違反しないこと。

(職員の指示)

第 5 条 職員は、利用者に対しセンターの管理及び利用上必要な指示を与えることができる。

(職員の立入り)

第 6 条 利用者は、職員がセンターの管理のため、その利用に係る施設等に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

資料編 1 - 5 伊勢崎市境防災センター条例施行規則

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の様式による用紙とみなし、これを使用することができる。

(以下、様式第 1 号から第 2 号まで省略)

○伊勢崎市防災行政用無線局管理運用規程

平成 17 年 1 月 1 日

訓令甲第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、伊勢崎市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信事務を図るために設置する伊勢崎市防災行政用無線局(以下「防災無線局」という。)の管理及び運用について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び関連法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令によって、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 移動系基地局 陸上移動局を通信の相手方として設置する移動しない無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載携帯型、車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (4) 無線系 前 3 号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(構成)

第 3 条 防災無線局は、前条第 2 号及び第 3 号までに規定する無線局で構成する。

2 無線局の設置については、総括管理者が別に定める。

(総括管理者)

第 4 条 防災無線局に総括管理者を置く。

- (1) 総括管理者は、無線系の管理・運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- (2) 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 防災無線局に管理責任者を置く。

- (1) 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理・運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- (2) 管理責任者は、安心安全課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 防災無線局に通信取扱責任者を置く。

- (1) 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線系の管理運用の業務を所掌する。
- (2) 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員のうちから、無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第 7 条 総括管理者は、防災無線局に無線従事者を配置する。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって、無線従事者名簿(様式第 1 号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第 8 条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第 2 号)を作成し、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

(通信取扱者)

第 9 条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた防災無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、防災無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

第 10 条 通信取扱責任者は、次の各号に掲げる業務書類等を当該各号に定めるところにより保管、管理するものとする。

(1) 電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

(2) 無線業務日誌抄録(様式第 3 号)を毎年 12 月末日までに管理責任者に提出し、その写しを整理保管しておくものとする。

(3) 無線従事者選解任届(様式第 4 号)の写しを整理保管しておくものとする。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

(防災無線局の運用)

第 11 条 防災無線局の運用については、総括管理者が別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第 12 条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 毎月点検

(3) 年点検

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は、通信取扱責任者とする。

(2) 毎月点検は、通信取扱責任者とする。

(3) 年点検は、管理責任者とする。

3 点検項目については、無線局保守点検表(様式第 5 号)のとおりとする。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

5 管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について通信取扱責任者に通知し、処理経過を記録するものとする。

6 無線局の各機器内部の故障修理、改修工事及び電氣的試験を伴う保守点検その他無線従事者の技術又は操作範囲を超える保守業務は、専門業者に委託するものとする。

(通信訓練)

第 13 条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 防災訓練に併せた通信訓練 毎年 1 回

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごとに 1 回

2 訓練は、地域住民等への警報、通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

資料編 1 - 6 伊勢崎市防災行政用無線局管理運用規程

第 14 条 管理責任者は、毎年 1 回以上通信取扱者等に対して、電波法等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の赤堀町防災行政用無線局管理運用規程(昭和 62 年赤堀町規程第 1 号)又は境町防災行政無線局管理運用規程(平成 2 年境町規程第 4 号)の規定によ

りなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日訓令甲第 6 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日訓令甲第 3 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日訓令甲第 7 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 18 日訓令甲第 1 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(以下、様式第 1 号から第 5 号まで省略)

○伊勢崎市防災ラジオ受信機貸与要綱

令和 6 年 4 月 1 日要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊勢崎市防災ラジオ受信機（以下「防災ラジオ」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与条件)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者に防災ラジオの貸与を行う。

- (1) 伊勢崎市避難行動要支援者名簿に登録された者が属する世帯の世帯主
- (2) その他市長が必要と認める者

(貸与期間)

第 3 条 前条に規定する貸与条件に適合する期間を貸与期間とする。

(貸与品の受領)

第 4 条 防災ラジオの貸与を受ける者は、これと引換えに防災ラジオ受信機借用書（様式第 1 号）を提出するものとする。

(貸与品の返却)

第 5 条 防災ラジオの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、防災ラジオ受信機返却書（様式第 2 号）を添え速やかに返却するものとする。

- (1) 第 2 条に規定する貸与条件に適合しなくなったとき。
- (2) その他の事由により防災ラジオを必要としなくなったとき。

(被貸与者の義務)

第 6 条 被貸与者は、次の事項を厳守すること。

- (1) 貸与を受けた防災ラジオは、被貸与者において電池の補給その他保全に留意し、原型を改変してはならない。
- (2) 貸与を受けた防災ラジオが故障等で使用に耐えなくなったときは、直ちに安心安全課へ報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 前号の場合において、当該故障等が被貸与者の故意又は重大な過失によって生じたときは、その相当額を弁償しなければならない。

(事務担当)

第 7 条 防災ラジオの貸与に関する事務管理は、安心安全課がこれを行う。

(貸与台帳)

第 8 条 安心安全課長は、防災ラジオの貸与状況を明確にするため、防災ラジオ受信機貸与台帳（様式第 3 号）を整備しなければならない。

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、防災ラジオの貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(以下、様式第 1 号から第 3 号まで省略)

○伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 1 月 1 日  
条例第 131 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 雑則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)

の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)

により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害による死亡者の死亡当時において、当該死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

## 資料編 1-8 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)

## 資料編 1-8 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)&及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

一部改正〔平成 31 年条例 7 号〕

(連帯保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし据置期間後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

全部改正〔平成 31 年条例 7 号〕

(償還等)

第 15 条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 14 条第 1 項並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

一部改正〔平成 31 年条例 7 号・令和元年 13 号〕

### 第 5 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 58 年伊勢崎市条例第 21 号)(以下「合併前の条例」という。)の規定により災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付け(以下「災害弔慰金の支給等」という。)を行うべき事由が生じた自然災害に係る補償については、なお合併前の条例の例による。

3 前項に規定するもののほか、合併前の条例による処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

資料編 1－8 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

- 4 施行日前に合併前の赤堀町、東村又は境町の区域内で発生した自然災害により災害弔慰金の支給等を行うべき事由が生じたもののうち、施行日以後に災害弔慰金の支給等を行うべきものについては、この条例の規定による災害弔慰金の支給等とみなし、この条例の規定を適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 5 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条並びに第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 1 月 1 日  
規則第 94 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条—第 17 条)
- 第 5 章 雑則(第 18 条)

附 則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 131 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 条例第 12 条の規定による災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、速やかに災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に当該貸付決定者の印鑑証明書(連帯保証人を立てる場合は、貸付決定者及び連帯保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

## 資料編 1-9 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)により提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

### 第 5 章 雑則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 58 年伊勢崎市規則第 19 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の様式による用紙とみなし、これを使用することができる。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 34 号)

資料編 1－9 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日規則第 15 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

（以下、様式第 1 号から第 16 号まで省略）

資料編 2 - 1 防災関係機関一覧表

(1) 伊勢崎市

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
総務部安心安全課	今泉町二丁目410	27-2706	26-6123

(2) 伊勢崎市消防

署 名	所 在 地	電 話	FAX
消防本部	今泉町二丁目895	25-3510	26-9995
伊勢崎消防署		25-3918	25-3650
伊勢崎消防署北分署	鹿島町429-5	25-5247	50-8198
伊勢崎消防署南分署	堀口町656-1	32-0062	32-9695
伊勢崎消防署西分署	宮古町89	21-4545	50-8126
赤堀消防署	西久保町二丁目341-3	62-0230	62-0199
東消防署	東小保方町3238	62-8980	40-9167
境消防署	境木島907	27-9119	76-0019

(3) 群馬県関係

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
総務部危機管理課	前橋市大手町一丁目1-1	027-226-2244	027-221-0158
伊勢崎行政県税事務所	今泉町一丁目236	25-0782	24-1628
伊勢崎保健福祉事務所	下植木町499	25-5066	24-8842
伊勢崎土木事務所	安堀町247-1	25-4010	21-1046
伊勢崎警察署	鹿島町534-1	26-0110	

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
利根川上流河川事務所八斗島出張所	八斗島町乙913	32-0168	
関東農政局（群馬県拠点）	前橋市紅雲町一丁目2-2	027-221-1181	027-221-7015
ハローワーク伊勢崎 （伊勢崎公共職業安定所）	太田町554-10	23-8609	23-3697
前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎	下植木町517	25-3363	21-3983
高崎河川国道事務所	高崎市栄町6-41	027-345-6044	027-345-6094
関東運輸局群馬運輸支局	前橋市上泉町399-1	027-263-4440	027-261-0032
前橋地方气象台	前橋市大手町二丁目3-1	027-896-1220 027-896-1536	027-896-1164
関東管区警察局	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000 内線5541	048-601-5022
関東総合通信局	千代田区九段南一丁目2-1	03-6238-1790	03-6238-1629
関東財務局前橋財務事務所	前橋市大手町二丁目3-1	027-221-4491	027-224-4426
関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心1-1	048-740-0711	048-601-1325
関東森林管理局	前橋市岩神町四丁目16-25	027-210-1150	027-210-1154
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0213	048-601-1310
関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0434	048-601-1279
東京航空局東京空港事務所	大田区羽田空港三丁目3-1	03-5757-3020	03-5757-3040

(5) 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
第12旅団	司令部	北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011 内線2286・2287 2208（当直）
		高崎市新町1080	

資料編 2 - 1 防災関係機関一覧表

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
伊勢崎郵便局	曲輪町36-2	25-4340	24-8489
国定郵便局	国定町二丁目2016-5	62-0001	63-9271
境郵便局	境下武士360-2	74-0300	74-6764
東日本電信電話(株)群馬支店	高崎市高松町3	027-321-5660 027-325-7999 (時間外)	027-330-3008
株NTTドコモ群馬支店	高崎市高松町13	027-393-6414	027-393-6423
日本銀行前橋支店	前橋市大手町二丁目6-14	027-225-1111	027-220-1025
東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社	前橋市本町一丁目8-16	027-898-4121 0120-995-007 (時間外)	027-225-1511
日本赤十字社県支部伊勢崎地区	市役所社会福祉課	27-2748	26-1808
土地改良区	市役所農村整備課	74-0873	74-4001
日本放送協会前橋放送局	前橋市元総社町189	027-251-1711	027-253-0368
群馬テレビ(株)	前橋市上小出町三丁目38-2	027-219-0007	027-232-0197
株エフエム群馬	前橋市千代田町二丁目3-1	027-230-1882	027-230-1903
東日本高速道路高崎管理事務所	高崎市島野町831	027-353-0211	027-353-0924
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	高崎市栄町6-26	027-320-7126	027-320-7127
東日本旅客鉄道(株)伊勢崎駅	曲輪町3-1	非公開	
東武伊勢崎駅	曲輪町3-1	26-4493	
東武新伊勢崎駅	中央町15-3	25-3053	
東武境町駅	境百々432	74-0014	
伊勢崎ガス(株)	日乃出町108	25-4520	25-4678
(公社)群馬県医師会	前橋市千代田町一丁目7-4	027-231-5311	027-231-7667
(一社)伊勢崎佐波医師会	下植木町481	25-5316	23-2657
(公社)群馬県歯科医師会	前橋市大友町一丁目5-17	027-252-0391	027-253-6407
(一社)伊勢崎歯科医師会	上泉町151	23-2772	21-0394
(公社)群馬県看護協会	前橋市上泉町1858-7	027-269-5565	027-269-8601
伊勢崎エルピーガス協会	大手町12-30	24-1699	
(一社)群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072	027-261-5537
群馬中央バス(株)伊勢崎営業所	曲輪町5-1	25-2628	
十王自動車(株)	末広町173-2	24-3011	
(一社)群馬トラック協会	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
(一社)群馬トラック協会佐波伊勢崎支部	境上沢名1306-2佐波伊勢崎運送事業協同組合内	76-0001	

(7) その他の公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
佐波伊勢崎農業協同組合本所	連取町3096-1	20-1220	23-8611
伊勢崎市社会福祉協議会	上泉町151	25-4546	21-8252
伊勢崎商工会議所	昭和町3919	24-2211	24-4362
群馬伊勢崎商工会	東町2668-1	62-2580	20-2105
(一社)群馬県建設業協会伊勢崎支部	上植木本町2731-4	25-1793	23-9059
伊勢崎管工設備協同組合	菰塚町306-1	24-1060	23-6065
伊勢崎市女性防火クラブ	今泉町二丁目895	25-3511	26-9995

## 資料編 2 - 2 伊勢崎市防災会議委員名簿

第1号委員（2人以内） 指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者	利根川上流河川事務所八斗島出張所長
	関東地方整備局高崎河川国道事務所長
第2号委員（3人以内） 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者	伊勢崎土木事務所長
	伊勢崎行政県税事務所長
	伊勢崎保健福祉事務所長
第3号委員（1人以内） 群馬県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者	伊勢崎警察署長
第4号委員（26人以内） 市長が職員のうちから任命する者	副市長
	副市長
	病院事業管理者
	総務部長
	企画部長
	財政部長
	市民部長
	環境部長
	健康推進部長
	福祉こども部長
	長寿社会部長
	産業経済部長
	農政部長
	建設部長
	都市計画部長
	公営事業部長
	上下水道局長
	伊勢崎市民病院副院長兼経営企画部長
	会計管理者
	議会事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	教育部長
赤堀支所長	
あずま支所長	
境支所長	

資料編 2 - 2 伊勢崎市防災会議委員名簿

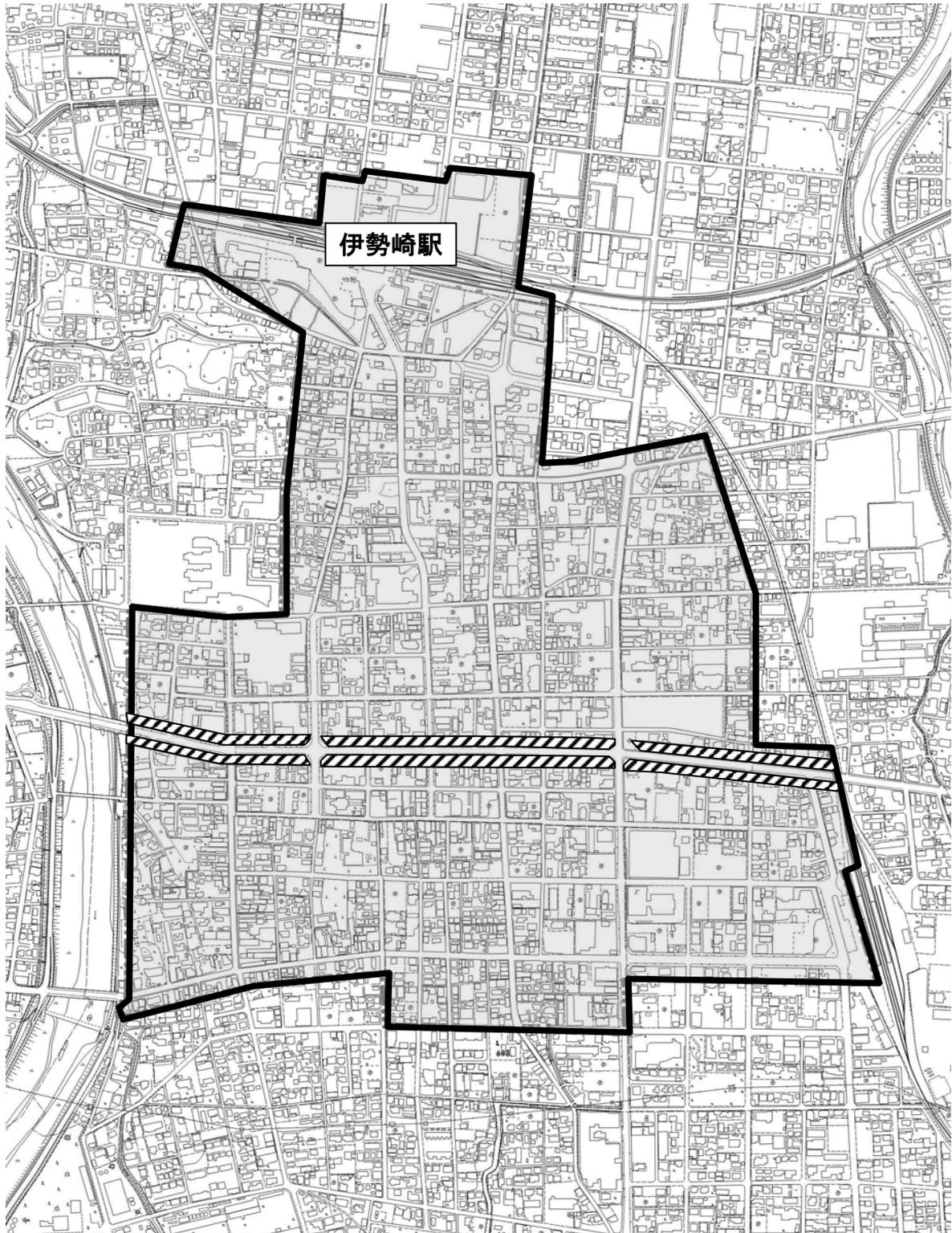
<p>第5号委員 教育長</p>	<p>教育長</p>
<p>第6号委員 消防長及び消防団長</p>	<p>消防長 伊勢崎市消防団長</p>
<p>第7号委員（12人以内） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p>	<p>日本郵便(株)伊勢崎郵便局 東日本電信電話(株) 伊勢崎ガス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 東日本旅客鉄道(株) 東武鉄道(株) 群馬中央バス(株) 十王自動車(株) (一社)伊勢崎佐波医師会 (一社)群馬県トラック協会 (一社)群馬県LPガス協会 (公社)群馬県看護協会</p>
<p>第8号委員（7人以内） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が委嘱する者</p>	<p>伊勢崎市区長会 伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会 伊勢崎市社会福祉協議会 伊勢崎市老人クラブ連合会 伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会 伊勢崎ボランティア協会 伊勢崎市女性防火クラブ</p>
<p>第9号委員（8人以内） 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めた団体の構成員のうちから委嘱する者</p>	<p>佐波伊勢崎農業協同組合 (一社)群馬県建設業協会伊勢崎支部 伊勢崎管工設備協同組合 伊勢崎商工会議所女性会 群馬伊勢崎商工会 伊勢崎市食生活改善推進協議会 伊勢崎市くらしの会 伊勢崎市健康推進員協議会</p>

資料編 3-1 農業用ため池一覧

名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	貯水面積 (ha)	備考
波志江上沼	波志江町3096-1	4.5	413	107	3.57	防災重点ため池
波志江下沼	波志江町2768	5.2	282	220	10.20	防災重点ため池
新沼	本関町1215	4.4	546	65	2.16	防災重点ため池
鯉沼	三和町2009-1	2.8	151	54	2.16	防災重点ため池
蟹沼	波志江町3715-1	3.7	155	23	1.13	防災重点ため池
磯沼	磯町350-1	3.2	93	7	0.45	防災重点ため池
五反田沼	東小保方町2943	0.6	157	9	0.70	
伊与久沼	境伊与久3098	1.1	519	93	5.70	防災重点ため池
東新井溜池 1 号	境東新井679	0.6	122	6	0.30	
東新井溜池 2 号	境東新井704	3.0	88	9	0.45	
東新井溜池 3 号	境東新井631	1.0	134	4	0.50	

資料編 3-2 山地災害危険地

地区区分	地区名	所在地
山腹崩壊	権現山	豊城町



-  防火地域
-  準防火地域

## 資料編 4 - 1 ライフライン関係連絡先一覧表

機 関 名	所 在 地	電 話
東日本電信電話(株)群馬支店	高崎市高松町 3	027-321-5660
		027-325-7999 (時間外)
(株)NTTドコモ群馬支店	高崎市高松町13	027-393-6414
東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社	前橋市本町1-8-16	027-898-4121
		0120-995-222 (時間外)
伊勢崎ガス(株)	日乃出町108	0270-25-4520
(一社)群馬県LPガス協会	前橋市大渡町1-10-7	027-255-6121
伊勢崎エルピーガス協会	大手町12-30	0270-24-1699
伊勢崎市上下水道局	連取元町170-3	0270-30-1230
伊勢崎市 上下水道局 下水道施設課	茂呂南町5097 伊勢崎浄化センター内	0270-27-2775
伊勢崎市 清掃リサイクルセンター 2 1	柴町954	0270-32-3166

第 4 号様式（その 1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	群馬県
市町村市 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者指名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		一部損壊	棟	未分類	棟			
	199 番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



資料編 5-1-3 「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名			田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠 水	ha	
報 告 者 名	( 月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
学 校				箇 所			
病 院				箇 所			
道 路				箇 所			
橋 り よ う				箇 所			
河 川				箇 所			
港 湾				箇 所			
砂 防				箇 所			
清 掃 施 設				箇 所			
鉄 道 不 通				箇 所			
被 害 船 舶				隻			
水 道				戸			
電 話				回 線			
電 気				戸			
ガ ス				戸			
ブ ロ ッ ク 塀 等				箇 所			
全 壊		棟		り 災 世 帯 数		世 帯	
		世 帯		り 災 者 数		人	
		人		火 災 発 生			
半 壊		棟		建 物		件	
		世 帯		危 険 物		件	
		人		そ の 他		件	
一 部 破 損		棟					
		世 帯					
		人					
床 上 浸 水		棟					
		世 帯					
		人					
床 下 浸 水		棟					
		世 帯					
		人					
非 住 家	公 共 建 物			棟			
	そ の 他			棟			

資料編 5-1-3 「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）

区 分		被 害		災 害 等 の 設 置 状 況 本 部	都 道 府 県
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計
	林 産 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円			1 1 9 番 件 数	件
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること



資料編 5 - 1 - 4 「災害報告取扱要領」 (災害確定報告)

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円		都 道 府 県 災 害 部	設 置	月	日 時	
農 林 水 産 業 施 設	千 円			解 散	月	日 時	
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円		災 害 置 対 市 策 町 本 部 名				
小 計	千 円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体						計
そ の 他	農 産 被 害	千 円		災 害 適 用 市 町 村 助 方 名			
	林 産 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
					計	団 体	
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況  消防機関の活動状況  その他（避難指示等の状況）						

## 人的被害状況集計

【参考様式1】

災害原因	
災害の発生日時	年 月 日
報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	〇〇市

本様式は、「kikikanri@pref.gunma.lg.jp」へメール送信してください。

整理番号	年齢	性別	氏名(入力任意)	発生場所	発生日時	該当箇所○を記載			事故の概要 ※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述
						死亡	重傷	軽傷	
1									
2									
3									
4									
5									

※即報様式(FAXまたは総合防災情報システム)により報告した被害について、詳細情報を、本様式により報告すること。

※消防本部との連絡を密にして、情報の整合を図ること。

## 建物被害状況集計

【参考様式2】

災害原因	台風第〇号			
災害の発生日時	年	月	日	
報告日時	年	月	日	時 分
市町村名	〇〇市			

本様式は、「kikikanri@pref.gunma.lg.jp」へメール送信してください。

整理番号	建物の別			発生場所	発生日時 (覚知日時)	該当箇所に○を記載				世帯数	人数	被害詳細 ※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述	
	分類1	分類2	分類3			施設名	全壊	大規模半壊	半壊				一部損壊
(記載例)	住家	2階建て		〇〇〇〇宅	大手町1-1-1	H24.00.00 00:00			○				倒木により、屋根の一部を破損 (自主避難等はなし)
(記載例)	住家	平屋		△△△△宅	□□町□□□	H24.00.00 00:00				○			住宅敷地が周囲より低いために雨水 が流入し、さらに、玄関内部に1cm程 度の深さで浸水した。
1													
2													
3													
4													
5													

※即報様式(FAXまたは県総合防災情報システム)により報告した被害について、詳細情報を、本様式により報告すること。

※住家・非住家を区別すること。

※非住家にあつては、半壊以上ものを計上すること(「公共施設」と「その他の施設」で区別)

※被害の程度は、「被害認定基準」に基づき判断すること。

※浸水は、あくまで住家の浸水であり、住宅敷地の浸水だけの場合は計上しないこと。

※消防本部との連絡を密にして、情報の整合を図ること。

市有財産被害状況報告(概況・中間・確定)			
伊勢崎市			
所(院・学校)		月 日 時 分現在	
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	伊勢崎市		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その1 建物

種別	全壊(焼)失		半壊(焼)		一部破損		被害見込額	
	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	合 計	計 千円

(注)種別は庁舎、公舎、学校、病棟、住宅等とする。

その2 土地

地目	区分	被害面積			被害見込額
		流失	埋没	計	
田		ha	ha	ha	千円
畑					
宅地					
山林					
原野					

医療関係被害状況報告(概況・中間・確定)					
伊勢崎市					
月 日 時 分現在					
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分		
災害発生場所	伊勢崎市				
報告の日時	日 時 現在	受信機関			
発信機関		受信者			
発信者					
被害状況					
区分	施設名 (市町村別)	施設数	被害程度	被害金額(千円)	摘要
病院	公的				
	私的				
	計				
診療所	公的				
	私的				
	計				
歯科 診療所	公的				
	私的				
	計				
助産所	公的				
	私的				
	計				
その他	公的				
	私的				
	計				

(注) 公的は、国・県・市町村・公共立を含む。

防疫関係被害状況報告(日報) (概況・中間・確定)			
伊勢崎市			
月 日 時 分現在			
災害の原因		災害発生場所	年 月 日 時 分
災害発生場所	伊勢崎市		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
措 置	1. そ族昆虫駆除の地域指定の要否 2. 代執行の必要の有無 3. 災害救助法の適用の有無 4. 感染症指定医療機関の被害状況の概要 5. 応援の必要の有無(器材・人員等) 6. その他参考となる事項		
防 疫 活 動	1. 患者発生数 病名          真症          名(累計  名) 保菌者        名(累計  名) 死者          名(累計  名) 2. 防疫活動状況 検病調査戸数                          戸(延        戸) 検診件数(人員)                      名(延        名) 防疫活動従事者 保険福祉事務所                  名(延        名) 本庁職員                          名(延        名) 市町村関係                      名(延        名) 3. 清潔方法実施 消毒方法実施 そ族昆虫駆除実施 集団避難所数及び収容人員          力所        名(延        名) 汚染井戸及び消毒済井戸戸数 汚染          力所 消毒済          力所 (延        力所) 4. 感染症法による生活用水の供給人員  名(延        名) 地区名 5. 災害救助法による飲料水の供給人員  名(延        名) 地区名 6. その他		

清掃施設（含下水道終末処理場）被害及び清掃関係事業等状況報告（概況・中間・確定）										
伊勢崎市										
					月	日	時	分現在		
災害の原因					災害発生日時	年	月	日	時	分
災害発生場所		伊勢崎市								
発信機関					受信機関					
発信者					受信者					
被害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価	所要金額	備考			
					円	円				
災害のため特に必要となった清掃事業										
し尿処理					ごみ処理					
区分	員数	単価	金額	備考		員数	単価	金額	備考	
人夫賃				汲取戸数 戸	人夫賃				汲取量 t	
借上料					借上料					
器具機材費					器具機材費					
桶				処理量 kl	スコップ				清掃期間 月 日 ~ 月 日	
燃料費				清掃期間 月 日 ~ 月 日	燃料費					
ガソリン					ガソリン					
その他					その他					
合計					合計					
緊急応援の必要性										

水道施設被害状況報告（概況・中間・確定）							
伊勢崎市				年	月	日	時 分現在
災害の原因				災害発生日時	年 月 日 時 分		
災害発生場所	伊勢崎市						
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
飲用水供給状況記録簿							
供給年月日	供給区域	供給戸数	供給人口	給水用機械器具			備考
				名称	数量	所有者数	
災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	数員	単価 千円	所要金額 千円	備考
	災害状況			断減水の状況			
応急措置				緊急応援の必要性			



資料編 5-2-9 農漁業被害調査報告  
 様式 2 (別紙 7)

農業関係共同利用施設被害状況

(単位:件、千円)

分類	施設名	農業協同組合名 又は、農業協同 組合連合会名			農業協同組合および同連合会所有のもの			その他所有のもの			合計		被害戸数 (戸)			
		全壊 件数	大破 件数	中破 件数	全壊 金額	大破 金額	中破 金額	全壊 金額	大破 金額	中破 金額	小破 金額	小破 金額		合計 金額	合計 金額	
耕種関係																
畜産関係																
蚕糸関係																
園芸関係																
その他																
自然牧野																
合計																

注 ① 「分類」欄は、「耕種関係」、「畜産関係」、「蚕糸関係」、「園芸関係」、「その他」及び「自然牧野」に区分して記載すること。ただし、該当がない区分については、省略すること。  
 ② 「耕種関係」とは、水陸稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいうこと。  
 ③ 「園芸関係」には、工芸作物(たばこ、茶、こんにやく等)関係施設を含むこと。  
 ④ 「その他」には、「自然牧野」以外のもので、他の分類に属さないもの(有線放送、配発電線施設等)を記載すること。  
 ⑤ 用途が複数の施設については、その主たる用途に分類したうえ記載すること。  
 ⑥ 施設名は、別表を参考のうえ記載すること。(養殖施設を含む。)  
 ⑦ 「全壊」、「大破」、「中破」、「小破」については、別紙6注①のとおりであること。



商業関係被害状況報告（概況・中間・確定）			
伊勢崎市			
年 月 日 時 分現在			
災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所	伊勢崎市		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
区分	被害件数	被害金額	備考 (店舗であって、住所と別である) (ゲタバキ住宅) (街灯、ウィンドー、広告等) (アーケード、ゲージ等)
建物	棟	千円	
施設	件	千円	
共同施設	件	千円	
商品		千円	
その他		千円	

(注) その他は具体的に記入すること。

工業関係被害状況報告（概況・中間・確定）								
		伊勢崎市	年	月	日	時	分	現在
災害の原因		災害発生日時	年	月	日	時	分	
災害発生場所	伊勢崎市							
発信機関		受信機関						
発信者		受信者						
事 項		中小企業者	その他の事業者	計				
建物設備等有形固定資産の 損 害	全 壊 (注1)	件数						
		損害額						
	その他の 損 壊	件数						
		損害額						
事業協同組合、商工組合の被害	件 数							
共同施設の被害（注2）	損 害 額							
製品、仕掛品原材料の損壊（注3）	損 害 額							
小 計								
床下浸水	戸数							
床下浸水	戸数							
除雪、排水等の被害対策に要した経費								
その他災害により生じた損害額（注4）								
総 額								

- (1) 全流出、全埋没、全焼その他被害程度においてこれらに類するものを含む。
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合もしくは協同組合連合会または商工組合もしくは商工連合会の共同施設、共同作業場及び原材料置き場についての物的被害。
- (3) 流出、埋没、焼失その他の被害の程度においてこれに類するものを含む。
- (4) 季節的商品の出荷遅延による価値の減少額等。

資料編 5 - 2 - 13 公共土木施設被害状況報告

公共土木施設被害状況報告 (概要・中間・確定)					
伊勢崎市			年	月	日 時 分現在
災害の原因		災害発生日時	年	月	日 時 分
災害発生場所	伊勢崎市				
発信機関		受信機関			
発信者		受信者			

その1 被害総括表

	国庫補助災害				小 計		県単災害		合 計	
	県工事		市町村工事		箇所数	被害金額	箇所数	被害金額	箇所数	被害金額
	箇所数	被害金額	箇所数	被害金額						
河川										
砂防										
道路										
橋梁										
計										

その2 による出水状況

河川名	測定値	平水位	警戒水位	今回の水位	備考

その3 による降水量調

測定位置	月 日	月 日	月 日	月 日
	( ) 雨量	( ) 雨量	( ) 雨量	( ) 雨量
	連続雨量	連続雨量	連続雨量	連続雨量

その4 被害箇所内訳

路河川名	町名	工種	長	幅	復旧見込額	うち 応急費	未成額 (転属額)	備考

その5 交通止箇所調

路線名	町名	被害状況	交通処理状況	復旧見込	復旧月日	備考

公立学校教育施設被害状況報告(概況・中間・確定)															
伊勢崎市															
年 月 日 時 分現在															
災害の原因								災害発生日時							
災害発生場所				伊勢崎市											
通信機関								受信機関							
通信者								受信者							
被害状況										工 作 物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 金 額 合 計		
被害 学 校 名	建 物														
	要新築				要補修				計						
	全 壊		半 壊		大・中破		小 破		面積					金額	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額							
	m <sup>2</sup>	千円	m <sup>2</sup>	千円	m <sup>2</sup>	千円	m <sup>2</sup>	千円	m <sup>2</sup>	千円					
応急対策その他															

資料編 5 - 3 - 1 「火災・災害等即報要領」第 1 号様式 (火災)

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )			(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分 ) 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人			死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽傷	人			
建物の概要	構造			建築面積	m <sup>2</sup>	
	階層			延べ面積	m <sup>2</sup>	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積
						m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

資料編 5-3-2 「火災・災害即報要領」第2号様式（特定の事故）

第2号様式 (特定の事故) 第 報

事故名	{ 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	( レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 )			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)		( 月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )				
施設の概要	危険物施設の 区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人)		
			重症 人 ( 人)		
			中等症 人 ( 人)		
			軽症 人 ( 人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	事業所		出場機関	出場人員	出場資機材
			自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消防団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		その他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 3 号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

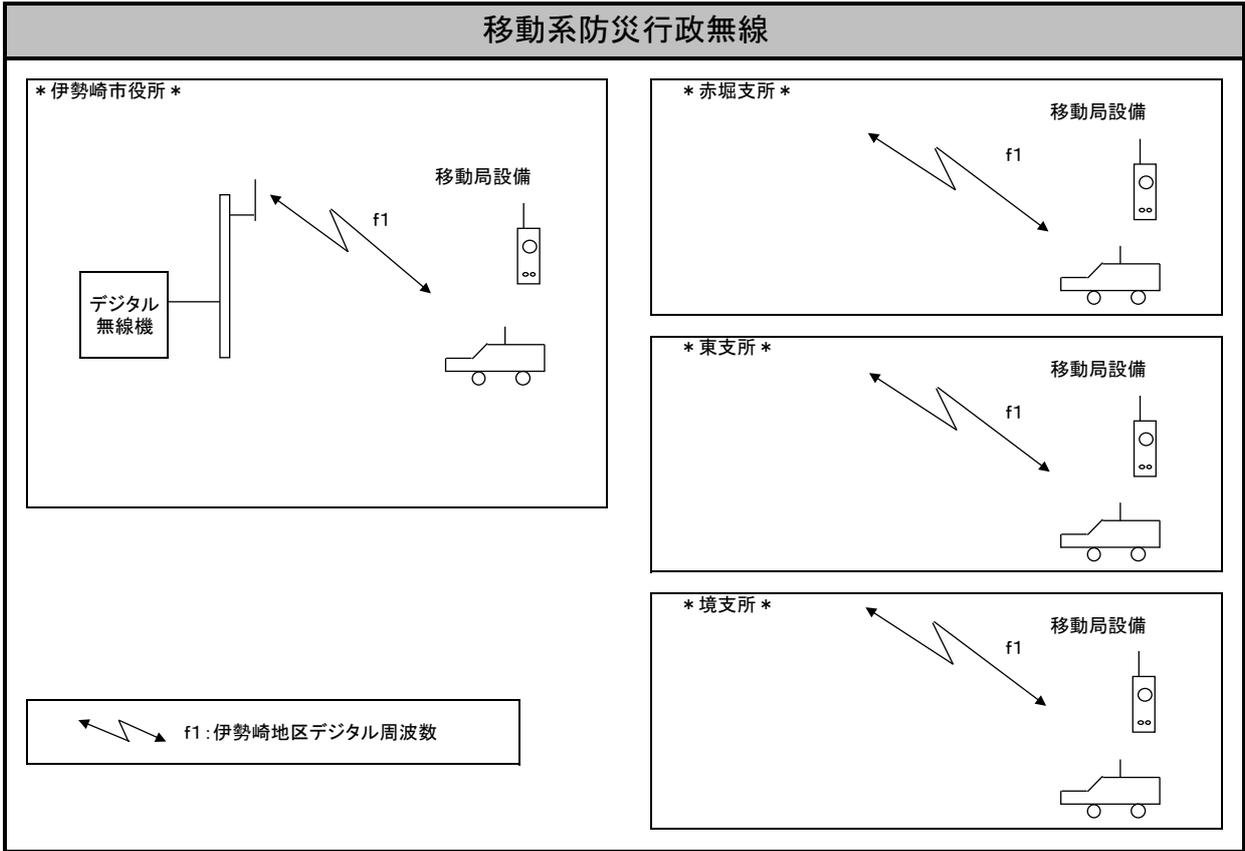
報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者指名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)		
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
不明 人				
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



資料編 6-2 伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表

伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表

識別信号(呼出名称)	無線局の種類	空中線電力	使用部 課	設置場所・車種番番
ぼうさいいせさき100	基地局(統制台)	10W	総務部安心安全課	市役所東館3階防災無線室
ぼうさいいせさき150	遠隔制御装置	-	総務部安心安全課	市役所東館3階災害対策室
ぼうさいいせさき151	遠隔制御装置	-	建設部道路管理課	市役所本館3階道路管理課
ぼうさいいせさき200	半固定型	5W	上下水道局	
ぼうさいいせさき201	車載型	5W	上下水道局浄水課	エブリイ 群馬480う8579
ぼうさいいせさき202	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480こ3079
ぼうさいいせさき203	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	ミニキャブEV 群馬480の980
ぼうさいいせさき204	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480さ6059
ぼうさいいせさき205	車載型	5W	上下水道局上水道整備課(広瀬浄水場に配備)	アトラス 群馬800す6695
ぼうさいいせさき206	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480す8734
ぼうさいいせさき207	車載型	5W	上下水道局総務課	エクストレイル 群馬301め8131
ぼうさいいせさき208	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480と9403
ぼうさいいせさき209	車載型	5W	上下水道局浄水課	サンバー 群馬480け1939
ぼうさいいせさき210	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	ダイナ 群馬800せ8966
ぼうさいいせさき211	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480さ6058
ぼうさいいせさき212	車載型	5W	上下水道局浄水課	サンバー 群馬41め8373
ぼうさいいせさき213	車載型	5W	上下水道局浄水課	エブリイ 群馬41み8309
ぼうさいいせさき214	車載型	5W	上下水道局浄水課	ライトエース 群馬46は4210
ぼうさいいせさき215	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480さ6060
ぼうさいいせさき216	半固定型	5W	上下水道局境下武士浄水場	
ぼうさいいせさき217	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬41め8554
ぼうさいいせさき218	車載型	5W	上下水道局総務課	エブリイ 群馬480こ3080
ぼうさいいせさき219	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	ダイナ 群馬88に7561
ぼうさいいせさき220	携帯型	2W	上下水道局浄水課	
ぼうさいいせさき221	携帯型	2W	上下水道局浄水課	
ぼうさいいせさき222	半固定型	5W	上下水道局浄水課	
ぼうさいいせさき223	携帯型	2W	上下水道局浄水課	
ぼうさいいせさき224	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき225	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき226	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき227	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき228	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき229	携帯型	2W	上下水道局浄水課(境下武士浄水場に配備)	
ぼうさいいせさき230	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき300	車載型	5W	総務部安心安全課	エクストレイル 群馬800せ3153
ぼうさいいせさき301	携帯型	2W	総務部安心安全課	
ぼうさいいせさき302	携帯型	2W	総務部安心安全課	
ぼうさいいせさき303	携帯型	2W	総務部安心安全課	
ぼうさいいせさき320	半固定型	5W	建設部道路管理課	
ぼうさいいせさき321	車載型	5W	建設部道路管理課	ウイングロード 群馬800す9326
ぼうさいいせさき322	車載型	5W	建設部道路管理課	キャラバン 群馬800す7878
ぼうさいいせさき323	車載型	5W	建設部道路管理課	ADバン 群馬800す218
ぼうさいいせさき324	車載型	5W	建設部浄水課	エクストレイル 群馬800せ3151
ぼうさいいせさき325	車載型	5W	建設部道路管理課	ライトエース 群馬800せ8188
ぼうさいいせさき326	車載型	5W	建設部道路管理課	ADバン 群馬400た1477
ぼうさいいせさき327	車載型	5W	建設部道路管理課	
ぼうさいいせさき328	携帯型	2W	建設部道路管理課	
ぼうさいいせさき329	携帯型	2W	建設部道路管理課	
ぼうさいいせさき330	携帯型	2W	建設部道路管理課	
ぼうさいいせさき340	車載型	5W	建設部道路管理課	エクストレイル 群馬800せ3152
ぼうさいいせさき341	携帯型	2W	建設部道路整備課	
ぼうさいいせさき342	携帯型	2W	建設部浄水課	
ぼうさいいせさき350	携帯型	2W	農政部農村整備課	
ぼうさいいせさき360	半固定型	5W	上下水道局伊勢崎浄化センター	
ぼうさいいせさき361	車載型	5W	上下水道局下水道整備課	サンバー 群馬480う6471
ぼうさいいせさき362	車載型	5W	上下水道局下水道施設課	ファミリア 群馬501す2722
ぼうさいいせさき363	車載型	5W	上下水道局伊勢崎浄化センター	エブリイ 群馬480え1699
ぼうさいいせさき364	携帯型	2W	上下水道局下水道施設課	
ぼうさいいせさき365	携帯型	2W	上下水道局伊勢崎浄化センター	
ぼうさいいせさき366	携帯型	2W	上下水道局下水道整備課	
ぼうさいいせさき370	携帯型	2W	都市計画部公園緑地課	
ぼうさいいせさき371	携帯型	2W	都市計画部公園緑地課	
ぼうさいいせさき380	携帯型	2W	教育部総務課	
ぼうさいいせさき381	携帯型	2W	教育部総務課	
ぼうさいいせさき400	半固定型	5W	赤堀支所	
ぼうさいいせさき401	車載型	5W	赤堀支所庶務課	エブリイ 群馬400さ6939
ぼうさいいせさき402	携帯型	2W	赤堀支所庶務課	
ぼうさいいせさき403	携帯型	2W	赤堀支所庶務課	
ぼうさいいせさき404	携帯型	2W	赤堀支所庶務課	
ぼうさいいせさき405	携帯型	2W	赤堀支所庶務課	
ぼうさいいせさき410	半固定型	5W	あずま支所	
ぼうさいいせさき411	車載型	5W	あずま支所庶務課	ビッグホーン 群馬88ぬ3635
ぼうさいいせさき412	携帯型	2W	あずま支所庶務課	
ぼうさいいせさき413	携帯型	2W	あずま支所庶務課	
ぼうさいいせさき414	携帯型	2W	あずま支所庶務課	
ぼうさいいせさき415	携帯型	2W	あずま支所庶務課	
ぼうさいいせさき420	半固定型	5W	境支所	
ぼうさいいせさき421	車載型	5W	境支所庶務課	ジムニー 群馬880あ1632
ぼうさいいせさき422	車載型	5W	境支所庶務課	エブリイ 群馬480て1265
ぼうさいいせさき423	携帯型	2W	境支所庶務課	
ぼうさいいせさき424	携帯型	2W	境支所庶務課	
ぼうさいいせさき425	携帯型	2W	境支所庶務課	
ぼうさいいせさき426	携帯型	2W	境支所庶務課	
ぼうさいいせさき430	携帯型	2W	消防本部警防課	
ぼうさいいせさき431	携帯型	2W	消防本部通信指令課	
ぼうさいいせさき440	半固定型	5W	市民病院企画財政課	



資料編 6 - 4 災害時優先電話回線数一覧表

施設等名称	回線数	災害時優先電話とは
本庁	6	<p>災害が発生した場合、被災地への電話が集中することから、災害時の救援・復旧や公共の秩序の維持に必要な重要通信を確保するため、N T T等が通話を規制する場合がありますが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取り扱われます。</p>
赤堀支所	3	
あずま支所	1	
境支所	4	
水道局	7	
消防本部	15	
各施設	84	
計	120	

資料編7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

伊勢崎市 災害時等における協力協定等 一覧表

(令和6年12月25日現在)

No.	協定等名称	協定成立年月日	協定機関	備考
1	友好新善都市災害支援協定	H 8. 3.28	新鳥黒長岡市	食糧・資機材等の提供、職員の派遣等
2	災害における相互応援に関する要綱	H 8.10.14	北関東・新潟県地域連携推進協議会	食糧・資機材等の提供、職員の派遣等
3	群馬県水道災害相互応援協定	H13. 2. 9	群馬県内各市町村	応急給水及び応急復旧活動、応急復旧資機材の提供等
4	災害時における即席庫種調達に関する協力協定	H13. 2.28	まるか食品株式会社	即席類150,000食の供給
5	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H17. 4. 8	コカ・コーラボトリングズジャパン株式会社	飲料水の優先供給、自動販売機内在庫製品の無償提供等
6	災害時における水道施設の応急対応業務の協力に関する協定	H17. 9. 1	伊勢崎管工設備協同組合	応急給水活動、水道施設等の応急復旧工事・被害状況調査等
7	群馬県防災航空機支援協定	H18. 3.27	群馬県	県防災ヘリコプターの支援活動
8	災害時における伊勢崎市と伊勢崎市内郵便局の相互協力に関する協定	H18. 6.28	伊勢崎郵便局	郵政事業に関する災害特別事務取扱及び保護対策等
9	災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定	H18. 6.28	伊勢崎市、本庄市、深谷市	食糧・資機材等の提供、職員の派遣等
10	災害時におけるハート調達に関する協力協定	H18.12. 1	グレイチアパン株式会社	パン50,000食の供給
11	災害発生時における交通指導演員の運用に関する協定	H18.12. 1	伊勢崎市アマチュア無線非常通信協議会	災害情報の収集及び伝達
12	災害発生時における交通指導演員の運用に関する協定	H18.12. 1	群馬県伊勢崎警察署	緊急交通確保のための交通指導演員の出動
13	災害時における食糧調達に関する協力協定	H18.12. 1	山崎製パン株式会社伊勢崎工場	レトルトカレー3,000食等の供給
14	特別市災害時相互応援に関する協定	H19. 4. 1	全県特別市市長会	食糧・資機材等の提供、職員の派遣等
15	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H19. 8.29	株式会社伊藤園	飲料水の優先供給、自動販売機内在庫製品の無償提供等
16	群馬県災害備蓄物の処理に係る相互応援に関する協定	H20. 1.17	災害ボランティアセンターあぐんま	災害備蓄物の焼却・砕砕等の実施及び処理業者の斡旋等
17	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	H20. 4. 1	群馬県	移動トイレ、発電機及びその他のレンタル機材の提供
18	災害発生時における応急対応業務に関する協定	H20. 5.29	株式会社アケテオ	公共建築物の応急対応等
19	災害発生時における応急対応業務に関する協定	H21. 2.20	一般社団法人群馬県建設業協会伊勢崎支部	警報自動車等による運休撤送及び運休の輸送に必要な資機材等の提供
20	災害時における運休撤送の支援に関する協定	H21. 4. 1	一般社団法人全国運休自動車協会	緊急生活物資の供給、物資、人員等の輸送、災害ボランティア活動
21	災害時における応急生活物資供給に関する協力協定	H21.11.10	生活協同組合コーくんま	飲料水の優先供給、自動販売機内在庫製品の無償提供等
22	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H21.12.14	ダトードリンク株式会社首都圏第二営業部	飲料水の優先供給、自動販売機内在庫製品の無償提供等
23	災害発生時における電気設備等の復旧に関する協力協定	H22. 3. 8	伊勢崎電気工事協同組合	公共施設等の電気設備等の復旧活動等
24	災害時における米穀・副食品調達に関する協力協定	H22. 3.25	佐波伊勢崎農業協同組合	米穀・副食品の供給
25	災害時における街頭等での排水処理に関する協定	H22.11.30	伊勢崎造園事業協同組合	街路樹、公園及び市有施設等の排水処理等
26	災害時の情報交換に関する協定	H23. 2.18	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換
27	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H24. 6. 1	パントリーズハレックスリユージョン株式会社関東・甲信越支社	飲料水の優先供給、自動販売機内在庫製品の無償提供等
28	災害時における生活物資の供給に関する協定	H24. 6. 1	株式会社群馬ダイー	日用品の供給等
29	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H24. 6.18	株式会社群馬ダイー	飲料水の優先供給、自動販売機内在庫製品の無償提供等
30	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24. 7. 1	株式会社フレッセイ	食料品の供給等
31	水道災害時における相互応援に関する協定	H24.10. 1	伊勢崎市、本庄市、深谷市	応急給水及び応急復旧活動、資機材・物資等の提供等
32	災害時における救護物資提供に関する協定	H25. 1.23	株式会社環境システムズ	トイレレットの供給
33	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	H25. 4.19	株式会社バイロフオートポレーション	水害時等、西島前河原区民の一時避難所として機ハイルットの施設に受け入れてもらう
34	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H25. 5.20	ボカサップロード&ピレリッジ株式会社	飲料水の供給等
35	災害時における帰宅困難者対応に関する協定	H25. 6. 3	東日本旅客鉄道株式会社	帰宅困難者対応に関する協力等
36	災害時における情報発信等に関する協力協定	H25.10.18	LINEグループ株式会社	情報発信に関する協力
37	災害時における物資の供給協力に関する協定	H25.11.18	株式会社ベニア	食料、飲料、衣料、日用品生活品等の供給
38	災害時のNTT 東日本伊勢崎ビル敷地に関する協定	H25.12.10	東日本電信電話株式会社埼玉事業部群馬支店	電話交換センター敷地内の土地の一部を使用
39	災害時における上下水道施設等の応急復旧に関する協定	H26. 6.20	積水化学工業株式会社群馬工場	主に応急復旧活動に必要な水道管等の資機材の確保及び供給対応
40	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	H26. 7.31	株式会社清光金型	水害時、小此木区民の一時避難所として樹清光金型の施設に受け入れてもらう
41	災害時における避難場所としての使用に関する協定	H26.11. 6	群馬県立精神医療センター	市民を受け入れるため、施設の使用に際して必要事項を定めたもの(市指定の避難場所)
42	伊勢崎市防災行政無線等の使用に関する基本協定	H26.12.16	東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社	防災無線及びメールを通じて、停電情報等の提供を行う
43	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	H27. 8. 7	一般社団法人群馬県LPガス協会伊勢崎支部	LPガス及び資機材の供給

資料編7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

伊勢崎市 災害時等における協力協定等 一覧表

(令和6年12月25日現在)

No.	協定等名称	協定成立年月日	協定機関	備考
44	災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定	H27.9.17	伊勢崎市環境事業協同組合	一般廃棄物の円滑な収集運搬
45	災害時における水質検査業務等に関する協定	H27.11.16	一般社団法人群馬県農林畜産環境衛生試験センター	水質検査及び放射性能測定等の業務の協力
46	災害時における避難場所としての使用に関する協定	H27.12.18	学校法人茶屋四郎次郎記念学園	市民を受け入れるため、東京福祉大学の使用に必要事項を定めたもの(市指定の避難場所)
47	災害時における物資提供に関する協定	H28.7.7	NPO法人ノミイ災害対策センター	物資の供給等
48	災害発生時における応急対策業務に関する協定	H28.11.1	伊勢崎管工設備協同組合	応急復旧作業及び大雪時の除雪等
49	災害発生時における応急対策業務に関する協定	H28.11.1	伊勢崎土木建築業協同組合	応急復旧作業及び大雪時の除雪等
50	災害時における協力に関する協定	H29.2.6	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供等
51	災害時の物資供給に関する協定	H29.2.8	株式会社西友	生活物資の調達及び供給
52	災害時における物資の供給協力に関する協定	H29.2.16	株式会社ワークマン	物資の供給等
53	災害時等における帰宅困難者対応に関する協定	H29.2.17	東車鉄道株式会社	帰宅困難者対応に関する協力等
54	災害時における飲料水供給に関する協定	H29.4.1	アーンド株式会社	飲料水の供給等
55	災害時における都市ガスの供給及び資機材の調達に関する協定	H29.4.21	伊勢崎ガス株式会社	都市ガスの供給および資機材の調達
56	災害時における防災備蓄品の提供に関する協定	H29.7.13	NEXUS株式会社	防災備蓄品の提供
57	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	H30.2.15	茨城県水戸市	原子力災害時の水戸市民の受け入れ
58	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H30.12.13	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給
59	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	H31.3.8	群馬県社会保険労務士会伊勢崎支部	労働及び社会保険に関する相談業務
60	災害時における物資供給に関する協定	H31.3.25	株式会社小林タンポル	段ボール製簡易ベッド等の供給
61	災害時における避難場所としての使用に関する協定	R.2.3.5	学校法人学文館上武大学	市民を受け入れるため、上武大学の使用に必要事項を定めたもの(市指定の避難場所)
62	災害時における避難場所としての使用に関する協定	R.2.3.19	群馬県総合教育センター	市民を受け入れるため、群馬県総合教育センターの使用に必要事項を定めたもの(市指定の避難場所)
63	災害時における避難場所としての使用に関する協定	R.2.3.27	東洋アルミニウム株式会社群馬製造所	伊与久二区民の一時的避難所として東洋アルミニウム株式会社施設の施設に受け入れてもらう
64	災害時等における入居利用に関する協定	R.2.7.1	東映光ハス株式会社	避難者等の緊急輸送や一時的な避難施設として利用することについて、必要事項を定めたもの
65	災害時の宿泊施設等における被災者の受け入れに関する協定	R.2.7.10	伊勢崎旅館組合	伊勢崎旅館組合加盟する事業所の施設を一時的な避難施設として利用することについて、必要事項を定めたもの
66	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R.2.9.25	東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社	電力の早期復旧を図るため協力関係を構築する
67	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	R.2.10.19	株式会社子ベロップ	災害発生時、一時避難所としてのコンピュータモジュールを貸与するもの
68	災害時における避難場所としての使用に関する協定	R.2.12.1	株式会社赤城自動車教習所	周辺住民の一時的避難所としての株式会社赤城自動車教習所の施設に受け入れてもらう
69	災害時等における電気自動車の提供に関する協定	R.2.12.23	群馬白産自動車株式会社	電気自動車の提供に関するもの
70	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	R.3.5.17	GUNMA DRONE STATION	災害現場等でのドローンを使用して実施する活動支援に関するもの
71	災害時における愛護動物の救護活動に関する協定	R.3.6.25	公益社団法人群馬県獣医師会	被災動物の救護や応急処置等に関するもの
72	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	R.3.7.29	株式会社バハ	避難所等の情報の提供に関するもの
73	伊勢崎警察署使用不能時における施設利用に関する協定	R.3.12.20	群馬県伊勢崎警察署	警察署使用不能時の応用としての施設使用に関するもの
74	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	R.4.2.1	三協フロンティア株式会社	ユニットハウス等(仮設事務所、仮設トイレ等)の物資供給に関するもの
75	災害時における相互協力に関する基本協定	R4.3.11	東日本電信電話株式会社埼玉事業部群馬支店	通信の早期復旧を図るため協力関係を構築する
76	伊勢崎市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R4.3.24	社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置に伴う情報の共有や運営に関するもの
77	災害時における飲料水の提供等に関する協定	R4.8.5	有限会社新設運輸倉庫	飲用水等の供給及び物資拠点としての施設利用に関するもの
78	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	R4.12.27	一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会伊勢崎支部	民間賃貸住宅の情報提供等に関するもの
79-1	災害時における施設等の使用に関する協定	R5.4.10	株式会社ミスターマックス・ホールディングス	周辺住民の一時的避難所として屋上駐車場等に受け入れてもらう
79-2	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	R5.4.10	株式会社ミスターマックス・ホールディングス	物資の供給等
80	災害時における放送に関する協定	R5.10.24	いせきFM放送株式会社	いせきFM放送に緊急前送して防災情報を伝達するもの
81	災害時における支援物資の受け入れ及び配送等に関する協定	R6.3.1	佐川急便株式会社 北関東支店	倉庫の提供、支援物資の管理及び避難所への配送等に関するもの
82	災害時の物資等の緊急輸送に関する協定	R6.5.2	群馬県トラック協会佐波伊勢崎支部	物資の輸送等
83	災害時における燃料の提供等に関する協定	R6.7.10	株式会社新幹便	災害救助に必要なガソリン及び軽油の提供等
84	災害時等における手話を主たる言語とする聴覚障害者の支援に関する協定	R6.8.1	伊勢崎市手話通訳者協会	聴覚障害者に対する手話等の支援
85	災害時等における車面の移動等に関する協定	R6.8.21	エントス協同組合	災害時に放置された車面等を移動するもの
86	災害時における物資供給に関する協定	R6.8.22	有限会社スワークローレーション	ウェアン製品の提供等

## 資料編7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

## 伊勢崎市 災害時等における協力協定等 一覧表

(令和6年12月25日現在)

No.	協定等名称	協定成立年月日	協定機関	備考
87	災害時における被災者支援活動に関する協定	R6.12.19	群馬弁護士会	被災者への無料法律相談や情報提供業務
88	災害時における一時避難所の施設利用に関する協定	R6.12.25	アイアールジエロシステイクス株式会社	一時避難所としての施設利用に関する協定
89	災害時における一時避難所の施設利用に関する協定	R6.12.25	株式会社スハサンアジ	一時避難所としての施設利用に関する協定

(伊勢崎市消防本部)

No.	応援協定名	協定機関
1	群馬県消防相互応援協定	(群馬県11消防本部) 前橋市消防局、高崎市等広域消防局、桐生市消防本部、太田市消防本部、利根沼田広域消防本部、館林地区消防組合消防本部、渋川広域消防本部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、富岡甘楽広域消防本部、吾妻広域消防本部
2	特殊災害消防対策相互応援協定	(両毛六市消防本部) 桐生市消防本部、太田市消防本部、館林地区消防組合消防本部、足利市消防本部、佐野市消防本部
3	消防相互応援協定	深谷市消防本部
4	消防相互応援協定	児玉郡市広域消防本部
5	関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道における消防相互応援協定	前橋市消防局、高崎市等広域消防局、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、児玉郡市広域消防本部、渋川広域消防本部、利根沼田広域消防本部、富岡甘楽広域消防本部、佐久広域連合消防本部、太田市消防本部、足利市消防本部
6	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	群馬県 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社、上信電鉄株式会社 前橋市消防局、高崎市等広域消防局、桐生市消防本部、利根沼田広域消防本部、渋川広域消防本部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、富岡甘楽広域消防本部、吾妻広域消防本部
7	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	東武鉄道株式会社 太田市消防本部、桐生市消防本部、館林地区消防組合消防本部
8	群馬県防災航空隊支援協定	群馬県
9	火災又は地震等の災害時における消防用水供給応援に関する協定	田中生コン株式会社 上州生コン株式会社
10	大規模災害時における石油類燃料の供給に関する協定	藤本商事株式会社
11	消防活動の協力に関する協定	株式会社サンケン 第一工業株式会社
12	群馬ボートライセンススクールとの連携・協力に関する協定	有限会社籠島装業 群馬ボートライセンススクール

令和6年3月現在

資料編7-3 群馬県災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定に基づく燃料の供給先

令和6年8月現在

番号	協定上の区分	想定する施設	業務	燃料種類	所管課
①	県内に設置された避難所	避難所	避難者の生活を確保		危機管理課
②		電気・ガス・通信の供給に係る施設	ライフライン維持		産業政策課
③	災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両等	上下水道に係る施設	ライフライン維持		【水道水】 ・企業局経営戦略課 ・食品・生活衛生課 【下水】 ・下水環境課
④		病院（災害拠点病院、特定機能病院、総合周産期母子医療センター、急性期病院、がん診療連携拠点病院等、緊急度の高いもの）	入院患者、外来患者の治療	自家発電設備等の燃料	医務課
⑤	医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの	特別養護老人ホーム	入所者の医療的ケア（人工呼吸器、たんの吸引等、生命の維持に係るものに限る）		介護高齢課
⑥		介護老人保健施設			障害政策課
⑦		障害者支援施設等			
⑧	災害等対策業務を行う行政機関	県、市町村、指定公共機関の庁舎、警察機関、消防機関	行政機関の機能維持		・各所管課 ・警察本部
⑨	その他、県民の安全を確保するために特に重要な施設	—	—		—
⑩		道路、河川等の応急復旧を行う車両	応急復旧		監理課、建設企画課
⑪		電気・ガス・通信の復旧を行う車両	応急復旧		産業政策課
⑫	災害応急対応、ライフラインの維持に重要な施設・車両	上下水道の復旧を行う車両 応急復旧	応急復旧	車両用燃料	・企業局経営戦略課 ・食品・生活衛生課 ・下水環境課
⑬		県及び市町村が災害応急対応を行うための公用車（給水車・ごみ収集車等を含む）	・行政機関の機能維持 ・応急復旧		—
⑭		規制除外車両（建設用重機を輸送する車両又は道路警戒作業用車両）	応急復旧		各所管課

資料編7-3 群馬県災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定に基づく燃料の供給先

令和6年8月現在

番号	協定上の区分	想定する施設	業務	燃料種類	所管課	
⑮	災害対策基本法第76条の規定に基づき緊急通行車両	消防車両	消防活動		消防保安課	
⑯		救急車両	人命救助		消防保安課	
⑰		医療機関の車両（当該医療機関名の表示があるものに限る。）	人命救助		医務課	
⑱		警察車両	人命救助等緊急用務		県警本部	
⑲		自衛隊車両	人命救助等緊急用務		（自衛隊）	
⑳		その他赤色灯付の車両	人命救助等緊急用務		各所管課	
㉑		交通規制車両			県警本部	
㉒		災害応急対策に従事する者又は災害応急対応に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施する車両		・災害応急対応 ・救援物資・人員の輸送	県警本部 危機管理課等	
㉓		・ドクターカー ・DMAT		人命救助		医務課
㉔		規制除外車両（医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両）		人命救助		医務課
㉕		規制除外車両（患者等搬送車両）		人命救助		医務課
㉖		医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの	規制除外車両（医薬品、医療機器等を輸送する車両）	医療関係物資輸送	車両用燃料	医務課
㉗			小規模多機能型居宅介護事業	在宅要援護者の生活支援		介護高齢課
㉘			訪問看護事業	在宅要援護者の医療的ケア		介護高齢課
㉙			・訪問介護事業 ・重度訪問介護事業	在宅要援護者の生活支援、医療的ケア		・介護高齢課 ・障害政策課
⑳		その他、県民の安全を確保するために特に重要な施設等				—

(令和6年10月)

種別	[防災倉庫] アルミ製 W3,950*D2,400*H2,350・9.6㎡程度											境	計			
	北	南	殖	茂	呂	三	郷	宮	郷	名	和			豊	受	その他
食料・飲料水	4,758	4,086	1,698	1,698	1,698	1,404	6,630	6,630	1,530	2,718	6,036	7,390	7,726	12,240	57,914	食
パンの缶詰、ビスケット等	2,000	2,300	850	850	850	400	3,550	3,550	750	1,800	3,850	5,150	4,250	5,250	31,000	食
アルファ米	28	28	8	8	8	8	36	36	8	28	20	44	44	60	320	箱
粉ミルク(10本入)	47	38	25	25	15	20	95	95	20	71	814	0	0	0	1,145	箱
飲料水(500ml、24本入り)	3	3	2	2	2	2	4	4	2	3	0	5	6	6	38	個
医薬品セット	4	4	2	2	2	2	6	6	2	4	6	8	8	12	60	個
血圧計	3	4	2	2	2	2	5	5	2	4	0	5	6	7	42	セット
担架	160	230	140	240	240	110	320	320	150	299	2,065	360	580	820	5,474	枚
毛布(1箱10枚入)	19	0	0	0	0	0	70	70	0	80	170	175	60	100	674	枚
防災シート	6	8	11	5	5	6	9	9	1	4	27	0	6	2	85	巻
ロープ	5	5	6	5	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0	41	個
ランタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	7	17	セット
かまどセット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	8	台
日赤移動炊飯器	30	25	30	29	29	30	30	30	6	30	0	0	30	0	240	個
ヘルメット	2	3	1	1	1	1	4	4	1	3	13	6	6	8	49	台
発電機	2	2	1	1	1	1	3	3	1	2	0	5	4	6	28	台
投光器・三脚	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	7	本
燃料用ポンプ	3	2	2	2	2	1	4	4	2	3	0	4	5	6	34	台
コードリール	10	10	10	20	20	10	10	10	10	10	0	0	5	0	85	台
災害用バケツ	3	2	2	1	1	2	3	3	2	3	1	4	5	6	34	個
折りたたみ式リヤカー	120	180	120	144	144	120	192	192	120	84	120	240	480	240	2,160	双
軍手	2	2	1	1	1	1	3	3	1	2	2	4	4	6	27	本
トビロ	2	2	1	1	1	1	3	3	1	2	0	4	4	6	27	本
ツルハシ	4	4	2	2	2	2	6	6	2	4	0	8	8	12	54	本
シャベル	4	4	2	2	2	2	6	6	2	4	0	8	8	12	52	本
のこぎり	4	4	1	2	2	2	6	6	2	4	0	8	8	12	53	本
金でこ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	6	12	台
爪付油圧ジャッキ	196	200	88	96	96	100	396	396	100	300	400	396	596	580	3,448	個
トレットペーパー	100	120	120	100	100	120	120	120	120	120	0	0	100	0	1,020	個
石鹸	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	0	0	0	2,000	2,000	0	0	0	0	13,000	枚
ハイゼックス包装用袋	400	500	500	500	500	500	500	500	500	500	400	400	500	1,500	6,700	枚
非常用簡易寝袋	0	3	0	0	0	0	3	3	0	3	0	3	3	3	18	張
更衣用テント	5	5	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5	5	5	40	張
トイレテント	35	25	20	20	20	15	35	35	15	30	75	60	60	79	469	個
備蓄用簡易トイレ	3,000	3,000	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	4,500	1,500	2,500	3,000	5,500	4,800	27,000	59,300	個
トイレ消耗品	2	2	0	0	0	0	2	2	0	2	0	2	2	2	14	台
ポータブルトイレ(消耗品付)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146	0	8	49	203	個
簡易間仕切り+暖ポール量	48	50	22	22	22	22	66	66	22	44	96	94	94	138	718	パック
ナフキン(IP28枚入り)	14	18	2	2	2	2	18	18	2	16	20	24	22	26	166	パック
紙オムツ(大人用)	9	10	3	3	3	3	13	13	3	10	16	19	18	25	132	パック
紙オムツ(こども用)	6	6	3	3	3	3	9	9	3	6	6	12	12	18	87	本
哺乳瓶(240ml)	4	4	1	1	1	1	10	10	1	4	2	4	4	6	42	個
哺乳瓶消毒容器	2	2	1	1	1	1	3	3	1	2	2	4	4	6	29	箱
哺乳瓶消毒剤	4	4	1	1	1	1	5	5	1	4	4	6	6	8	41	箱
ウエットティッシュ	4	4	2	2	2	2	6	6	1	2	12	7	4	6	51	箱
ガソリン缶(1ℓ×10缶)	2	0	0	0	0	2	5	5	0	3	6	8	4	0	32	パック
カセットガス(250g×3本/パック)	2	2	1	1	1	1	3	3	1	2	5	4	4	6	32	個
非常灯	2	2	1	1	1	1	5	5	1	2	6	8	4	6	32	個

救護・救助資機材

※伊勢崎地区(7公民館・南小学校・ふくしプラザ・市民プラザ・健康管理センター)

※赤堀地区(赤堀小学校・赤堀南小学校・赤堀東小学校・赤堀保健福祉センター)

※東地区(あずま中学校・あずま南小学校・あずま北小学校・あずまストックヤード)

※境地区(境小学校・境東小学校・境剛志小学校・境剛志小学校・旧境島小学校・境地域福祉センター)

※その他(日赤倉庫・北小学校・陸上競技場・赤堀中学校・赤堀支所・あずま支所・境支所・境防災センター)

資料編9-1 医療機関等一覧表

Aエリア(北西部)	Bエリア(北東部)	Cエリア(南西部)	Dエリア(南東部)
安堀太田町クリニック	アベ眼科医院	あかつきウィメンズクリニック	あおきクリニック
石井皮フ科	医療法人 阿美産婦人科医院	伊勢崎健診プラザ	医療法人 石原医院
岡田内科医院	伊勢崎クリニック	井田医院	板垣整形外科医院
ほんまち皮フ科	医療法人社団 かく眼科医院	広瀬耳鼻咽喉科医院	内山皮膚科医院
佐藤整形外科医院	金本肛門科医院	うしくぼ こどもクリニック	神山クリニック
佐藤小児科医院	木附整形外科医院	宇野内科呼吸器科医院	きたはらクリニック
さとう内科クリニック	小泉内科小児科医院	岡本医院	セントラルクリニック伊勢崎
糖尿病・内分泌内科 りんごの花クリニック	古作クリニック	岡本眼科クリニック	たんぼぼ小児科
波志江医院	設楽耳鼻咽喉科医院	小田島医院	医療法人真誠会 久保医院(大正寺町)
ほそい医院	たかの内科医院	医療法人社団 糖和会 おない内科クリニック	しおじまクリニック
美原診療所	伊勢崎たむら眼科	片貝クリニック	鈴木医院
山田内科クリニック	山田外科内科医院	医療法人若葉会 久保医院(若葉町)	高野眼科
医療法人石井会 石井病院	朋友産婦人科クリニック	栗原医院	多賀谷内科医院
伊勢崎市市民病院	原内科医院	小杉内科医院	豊受診療所
大島病院	星野小児科医院	佐川医院	長沼内科クリニック
公益財団法人 脳血管研究所附属 美原記念病院	松澤外科医院	下條内科クリニック	新生産婦人科
県立リハビリテーションセン ター附属診療所	上諏訪眼科クリニック	猿谷内科クリニック	Neoこどもクリニック
	矢島耳鼻咽喉科医院	多賀谷耳鼻咽喉科医院	エスティー羽鳥こども医院
	伊勢崎福島病院	たなか内科消化器科クリニック	フクイ産婦人科クリニック
		都丸内科クリニック	まゆ玉クリニック
		パルこどもクリニック	光石皮膚科医院
		新田眼科	宮崎クリニック
		平野クリニック	やまぐち内科医院
		本多外科医院	やまだ眼科クリニック
		松田医院	余沢医院
		もりむら内科	一般社団法人 伊勢崎佐波医師会病院
		古作クリニック 蕪塚分院	医師会病院 (成人病健診センター)
		山崎整形外科内科医院	
		渡辺内科クリニック	

Eエリア(旧赤堀町)	Fエリア(旧東村)	Gエリア(旧境町)
あかぼり高橋内科	飯野医院	おおたきクリニック
すとう眼科	(医) あづま会 大井戸診療所	正田医院
ゆうあいクリニック	医療法人 金田整形外科医院	橘香堂 田島医院 (境東)
高柳整形外科・歯科クリニック	小暮内科クリニック	なぐも内科医院
田島医院 (掘下町)	坂口こども診療所	医療法人 鶴谷会鶴谷病院
ひかりクリニック	上州眼科伊勢崎	原病院
茂木医院	諏訪内科医院	みんなの伊勢崎クリニック
医療法人 恵泉会 せせらぎ病院	あるむキッズクリニック	
旭ヶ丘診療所	古作クリニック 東分院	
	医療法人 日望会 望月内科医院	
	群馬県立精神医療センター	



出典:一般社団法人 伊勢崎佐波医師会ホームページ

## 本 庁

令和6年10月1日現在

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
1	管財	日野/リエッセⅡ	200さ1667	普通乗合		21	3.10
2	管財	日野/セガ	200は552	普通乗合		31	1.27
3	管財	ハイース	301め3524	普通乗用		27	3.10
4	管財	エステマ	301に8611	普通乗用		22	7.7
5	管財	プリウスα	301み8465	普通乗用		26	6.12
6	管財	プリウスα	301ら6568	普通乗用		29	7.24
7	管財	インプレッサ	301と3938	普通乗用		21	7.22
8	管財	プリウス	301に729	普通乗用		22	3.18
9	管財	プリウス	301に730	普通乗用		22	3.18
10	管財	プリウス	301ね5461	普通乗用		23	3.30
11	管財	プリウス	301ね5462	普通乗用		23	3.30
12	管財	セレナ	503て5895	小型乗用		R2	7.16
13	管財	エスクァイア	502ゆ6147	小型乗用		27	6.28
14	管財	インサイト	502て7526	小型乗用		21	10.22
15	管財	インサイト	502て7528	小型乗用		21	10.22
16	管財	ウイッツ	503た2696	小型乗用		30	8.6
17	管財	ウイッツ	503た3405	小型乗用		30	8.26
18	管財	ウイッツ	503た3406	小型乗用		30	8.26
19	管財	フィット	503な6241	小型乗用		R3	10.28
20	管財	フィット	503な6243	小型乗用		R3	10.28
21	管財	アクア	503な9576	小型乗用		R4	1/25
22	管財	ADバン	400と5847	小型貨物		23	7.21
23	管財	デュトロ	100た8790	普通貨物		R2	7.30
24	管財	タウンエーストラック	400ぬ1125	小型貨物		R1	8.19
25	管財	ススキ/ワゴンR	581い52	軽乗用		25	7.30
26	管財	ススキ/ワゴンR	581あ9943	軽乗用		25	7.29
27	管財	ススキ/ワゴンR	581あ9944	軽乗用		25	7.29
28	管財	ススキ/ワゴンR	581け4790	軽乗用		26	12.10
29	管財	ススキ/ワゴンR	581け4791	軽乗用		26	12.10
30	管財	ススキ/ワゴンR	581け4792	軽乗用		26	12.10
31	管財	ススキ/ワゴンR	581け4793	軽乗用		26	12.10
32	管財	ススキ/ワゴンR	581さ7062	軽乗用		27	7.7
33	管財	ススキ/ワゴンR	581さ7063	軽乗用		27	7.7
34	管財	ホンダ/Nワゴン	581す7691	軽乗用		27	10.29
35	管財	ホンダ/Nワゴン	581す7692	軽乗用		27	10.29
36	管財	ススキ/ワゴンR	581た6023	軽乗用		28	8.28
37	管財	ススキ/ワゴンR	581た6024	軽乗用		28	8.28
38	管財	ススキ/ワゴンR	581た6025	軽乗用		28	8.28
39	管財	ススキ/ワゴンR	581た6026	軽乗用		28	8.28
40	管財	ミラ/イース	581ぬ4668	軽乗用		30	9.19
41	管財	ミラ/イース	581ぬ4811	軽乗用		30	9.20
42	管財	ミラ/イース	581ぬ4812	軽乗用		30	9.20
43	管財	ススキ/スぺーシア	581ほ3185	軽乗用		R2	7/30
44	管財	アルト	581ま4716	軽乗用		R2	12.13
45	管財	アルト	581ま4717	軽乗用		R2	12.13
46	管財	アルト	581ま4718	軽乗用		R2	12.13
47	管財	アルト	580の3690	軽乗用		22	2.21
48	管財	ライフ	580ま8240	軽乗用		23	7.28
49	管財	ライフ	580ま8241	軽乗用		23	7.28
50	管財	ススキ/ワゴンR	580や711	軽乗用		24	8.29

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
51	管財	ススキワゴンR	580や 712	軽乗用		24	8.29
52	管財	ススキワゴンR	580や 713	軽乗用		24	8.29
53	管財	Nバン	480な 8604	軽貨物		R2	10.15
54	管財	エブリイ	480な 7739	軽貨物		R2	9.14
55	管財	エブリイ	480な 7740	軽貨物		R2	9.14
56	管財	エブリイ	480な 7741	軽貨物		R2	9.14
57	管財	エブリイ	480と 217	軽貨物		30	7.23
58	管財	エブリイ	480て3900	軽貨物		29	10.24
59	管財	エブリイ	480つ4588	軽貨物		28	9.22
60	管財	エブリイ	480つ4589	軽貨物		28	9.22
61	管財	エブリイ	480つ4590	軽貨物		28	9.22
62	管財	エブリイ	480ち2620	軽貨物		27	6.9
63	管財	エブリイ(第二調)	480た4082	軽貨物		26	7.29
64	管財	エブリイ	480た4084	軽貨物		26	7.29
65	管財	エブリイ	480た4085	軽貨物		26	7.29
66	管財	エブリイ	480せ1091	軽貨物		24	8.29
67	管財	サンバー (ス)	480す 107	軽貨物	○	23	10.10
68	管財	サンバー	480さ9793	軽貨物		23	9.29
69	管財	サンバー	480さ9794	軽貨物		23	9.29
70	管財	サンバー	480さ9795	軽貨物		23	9.29
71	管財	ミニキャブ (ス)	480さ9293	軽貨物	○	23	9.20
72	管財	ミニキャブ (ス)	480さ9294	軽貨物	○	23	9.20
73	管財	ミニキャブ	480こ 6326	軽貨物		22	8.19
74	管財	ミニキャブ	480こ 6327	軽貨物		22	8.19
75	管財	ダイハツハイゼット	480え4188	軽貨物		18	11.14
76	管財	アクティー	480け4205	軽貨物		21	9.14
77	管財	サンバー	480け5623	軽貨物		21	10.26
78	管財	サンバー(年金)	480き 625	軽貨物		20	1.10
79	管財	ミニキャブトラック(ス)	480さ8519	軽貨物	○	23	8.28
80	総務	エブリイ	480そ3590	軽貨物		25	9.29
81	行政	小松(ホイルローダー)	ホイルローダー	大型特殊		3	7.28
82	安心安全	エクストレイル	800せ3153	普通特殊		23	6.28
83	安心安全	エブリイ	480こ7166	軽貨物		22	9.12
84	安心安全	ビックホーン	88ぬ3756	普通特殊		8	8.26
85	安心安全	ジムニ	880あ1632	軽特殊		27	6.28
86	交通政策	バンネット	400な4963	小型貨物		25	12.16
87	人権(隣)	エブリイ	480せ1089	軽貨物		24	8.29
88	運動場	キャンター	46ふ6607	小型貨物		10	3.17
89	運動場	ダイナ(2t)	46さ6471	小型貨物		63	5.10
90	運動場	エブリイ	480て3206	軽貨物		29	9.24
91	運動場	イススエルフ	800さ9665	普通特殊		14	7.28
92	運動場	サンバーダンプ	480か4537	軽貨物		19	7.25
93	清掃	ススキワゴンR	581ま5133	軽乗用		R2	12.17
94	清掃	エブリイ	480そ3119	軽貨物		25	9.17
95	清掃	ハイゼットダンプ	480そ3389	軽貨物		25	9.24
96	清掃	ADバン	400つ9577	小型貨物		19	6.12
97	清掃	キャンター(2t)	400と4982	小型貨物		9	4.17
98	清掃	キャンター(2t)	400と4992	小型貨物		9	4.17
99	清掃	キャンター(2t)	46ぬ4839	小型貨物		6	6.19
100	清掃	キャンター(2t)	46ぬ4835	小型貨物		6	6.19
101	清掃	キャンター(2t)	100せ6935	普通貨物		19	8.27
102	清掃	ファイター	100そ5304	普通貨物		24	3.28

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
103	清掃	キャンター(3t)	100そ8269	普通貨物		25	11.26
104	清掃	レンジャー(4t)	100た7437	普通貨物		R1	9.18
105	清掃	ファイター	88に1882	普通特種		1	7.10
106	清掃(ク)	キャンター	46ふ8393	小型貨物		8	6.16
107	清掃(ク)	エブリイ	41る8025	軽貨物		16	5.24
108	清掃	日立ホイールローダー	ホイールローダー	大型特殊		9	7.23
109	清掃	ニチュ	バッテリーフォーク	大型特殊		R5	4.24
110	清掃	三菱フォーク	フォークリフト	大型特殊		20	9.30
111	清掃	ニチュ	バッテリーフォーク	小型特殊		28	11.7
112	清掃	日野 レンジャー	4t ダンプ	普通貨物		7	
113	清掃	TCMショベルローダ	SD25-3	大型特殊		30	
114	清掃	三菱/キャビラ	油圧ショベル	大型特殊		9	
115	清掃	イススエルフ	800さ9471	普通特種		14	6.27
116	清掃	バックホー(クボタ)	K045				
117	清掃	カワサキ	FH430V	芝刈り機		19	12.28
118	清掃	共立	MR881	芝刈り機		28	8.31
119	資源循環	ミニキャブミーブ(電気)	480ね3174	軽貨物		R5	10.18
120	資源循環	サンバー	41ほ5312	軽貨物		11	3.17
121	環境政策	Nハン	480ぬ5180	軽貨物		R4	10.23
122	環境政策	エブリイ	41ら5137	軽貨物		15	9.23
123	環境政策	インサイト	502て7527	小型乗用		21	10.22
124	環政(聖)	アルト	580せ6320	軽乗用		19	7.16
125	市活	サンバー	41る8202	軽貨物		16	5.27
126	市活	エブリイ	480そ1396	軽貨物		25	7.18
127	市活	エブリイ	480せ1090	軽貨物		24	8.29
128	市活(指)	スズキ・スイフト	501む3992	小型乗用	○	18	5.16
129	市活(指)	エブリイ	480ね 968	軽貨物		R5	7. 6
130	収納	ライフ	51あ3772	軽乗用		12	11.27
131	収納	ライフ	51あ3773	軽乗用		12	11.27
132	収納	ライフ	51あ3774	軽乗用		12	11.27
133	収納	プレオ	580こ3348	軽乗用		18	10.12
134	収納	プレオ	580こ3350	軽乗用		18	10.12
135	収納	プレオ	580こ3351	軽乗用		18	10.12
136	収納	プレオ	580え7321	軽乗用		17	10.30
137	教育研究所	プレオ	580え7322	軽乗用		17	10.30
138	介護保険	スズキ・ワゴンR	580つ2876	軽乗用		20	5.19
139	介護保険	スズキ・ワゴンR	580つ2877	軽乗用		20	5.19
140	介護保険	スズキ・ワゴンR	580つ2878	軽乗用		20	5.19
141	介護保険	スズキ・アルト	580に7320	軽乗用		21	6. 8
142	介護保険	スズキ・アルト	580に7321	軽乗用		21	6. 8
143	介護保険	スズキ・アルト	580は7303	軽乗用		22	6. 13
144	子育て	三菱ローザ	22せ1780	普通乗合		5	5.25
145	子育て	エブリイ	480な 125	軽貨物		R1	9.26
146	子育て	エブリイ	480そ3588	軽貨物		25	9.29
147	社会福	ダイハツ・ハイゼット	480つ7683	軽貨物		29	2. 2
148	障害(セ)	ホンダ/ライフ	580め 738	軽乗用		24	3.12
149	障害(セ)	ニッサンパネット	800せ8043	小型特種		29	10.30
150	健康管理	エブリイ	480か5523	軽貨物		19	8.26
151	健康管理	エブリイ	41る8028	軽貨物		16	5.24
152	健康管理	エブリイ	41る8026	軽貨物		16	5.24
153	健康管理	ミニキャブ	480そ1558	軽貨物		25	7.23
154	健康管理	ダイハツ・ハイゼット	480い6898	軽貨物		17	11.29

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
155	健康管理	ススキワゴンR	580<4768	軽乗用		18	5.24
156	健康管理	エブリイ	480つ2585	軽貨物		28	6.23
157	健康管理	エブリイ	480つ2586	軽貨物		28	6.23
158	健康づくり	日産/マーチ	77ね2584	小型乗用		9	6/12
159	農政	ADバン	400て912	小型貨物		19	9.13
160	農政	キャリートラック	480て1085	軽貨物		29	6.14
161	農政	スバル/サンバー	480き3640	軽貨物		20	3/20
162	農政	ススキ/アルト	50み5381	軽乗用		10	5/11
163	企業誘	エブリイ	480そ3589	軽貨物		25	9.29
164	農村整備	トヨタ/ロボックス	400ね923	小型貨物		R5	7.30
165	農村整備	ダイハツ/ハイゼット	480こ5246	軽貨物		22	7.20
166	農村整備	エブリイ	480せ183	軽貨物		24	7.25
167	道路整備	エブリイ	480そ518	軽貨物		25	6.20
168	道路整備	バンネット	400な5024	小型貨物		25	12.19
169	道路整備	ADバン	400に5675	小型貨物		29	6.26
170	治水	エクストレイル	800せ3151	普通特種	○	23	6.28
171	道路管理	エクストレイル	800せ3152	普通特種	○	23	6.28
172	道路管理	キャラバン	800す7878	普通特種	○	18	7.12
173	道路管理	ADバン	400た1477	小型貨物		15	11/25
174	道路管理	アクティ	42あ4920	軽貨物		16	10.3
175	道路管理	アクティ	42あ4921	軽貨物		16	10.3
176	道路管理	ウイングロード	800す9326	小型特種	○	19	7.18
177	道路管理	日産/ADバン	800す218	小型特種	○	14	10.24
178	道路管理	ススキ/エブリイ	41ら8704	軽貨物		15	11/27
179	道路管理	トヨタ/イース	800せ8188	普通特種	○	30	1/17
180	道路管理	イスス/エルフ	11ほ1757	普通貨物		11	1.27
181	住宅	エブリイ	480と1607	軽貨物		30	9.24
182	住宅	ランサーカーゴ	400と647	小型貨物		22	2.8
183	建築	ウイングロード	501め9766	小型乗用		18	9.13
184	建築指導	ススキ/アルト	581あ3995	軽乗用		25	6.9
185	道路整備	ホンダ/シャトル	503た5563	小型乗用		30	10.8
186	道路整備	サンバー	480<1555	軽貨物		20	10.2
187	都市計	サンバー	480き8638	軽貨物		20	7.16
188	公園(市)	バンネット(ダンフ)	400な762	小型貨物		24	10.23
189	公園(市)	サンバー(ダンフ)	41ふ4270	軽貨物		10	8.20
190	公園(市)	三菱/キャンター	400そ7221	小型貨物		15	7.8
191	公園(市)	デュトロ	100さ3630	普通貨物		12	7.27
192	公園(市)	イスス/エルフ	800さ9472	普通特種		14	6.27
193	公園(市)	イスス/エルフ	88ぬ616	普通特種		7	6.13
194	公園(市)	フォアード(回送車)	11り2318	普通貨物		2	9.28
195	公園(市)	サンバートラック	41み4380	軽貨物		12	2.19
196	公園(市)	サンバー/(ダンフ)	41み9812	軽貨物		12	5/18
197	公園	プレマシー	500ひ6498	小型乗用		13	7.25
198	公園	ウイングロード	502さ3493	小型乗用		19	7.23
199	公園	エアウエーブ	502さ3574	小型乗用		19	7.22
200	公園(ま)	バンネット(ダンフ)	46の8328	小型貨物		8	2.28
201	公園(ま)	ADバン	400て7398	小型貨物		21	3.17
202	公園(市)	ホンゴ(ダンフ)	400す2417	小型貨物		12	9.6
203	公園(市)	ダイハツ/ハイゼット	41む3918	軽貨物		12	7.30
204	公園(市)	ホブキャット	伊ひ998	小型特殊		2	11.27
205	公園(市)	小松/ミニショベル		小型特殊		6	6.3
206	区画	サンバー	480か5028	軽貨物		19	8.6

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
207	下水整備	三菱コルトプラス	502そ3454	小型乗用		20	5.28
208	下水整備	ADバン	46ほ8488	小型貨物		11	4.25
209	下水整備	ハスラー	581と1425	軽乗用		29	9.14
210	下水整備	サンバー	480う6471	軽貨物		18	5.30
211	下水整備	サンバー	480け1939	軽貨物		21	7.6
212	下水施(浄)	ウイングロード	502つ8306	小型乗用		21	7.6
213	下水施(浄)	ファミリア	501す2722	小型乗用		15	2.27
214	下水施(平)	エブリイ	480こ3894	軽貨物		22	6.15
215	下水施(浄)	エブリイ	480え1699	軽貨物		18	9.18
216	下水施(浄)	アクティ	41ふ2710	軽貨物		10	7.20
217	区画	ダイハツハイゼット	480う9292	軽貨物		18	7.26
218	区画	トヨタロボックス	502ふ547	小型乗用		24	7.16
219	区画	ススキワゴンR	580く4769	軽乗用		18	5.24
220	公営事	エブリイ	480す8028	軽貨物		24	5.22
221	公営事	エブリイ	480な8737	軽貨物		R2	10.21
222	上水総	エクストレイル	301め8131	普通乗用		27	6.10
223	上水総	ススキ・アルト	580け4182	軽乗用		18	7.30
224	上水総	トヨタ・シエンタ	501と6371	小型乗用		16	4.19
225	上水総	ススキ・アルト	580は5303	軽乗用		22	5.24
226	上水総	エブリイ	480こ3080	軽貨物	○	22	5.24
227	上水整	トヨタ/タウンエース	400に1304	小型貨物	○	27	10.29
228	上水整	ダイナ	88に7561	普通特種	○	5	8.29
229	上水整	日産/アトラス	800す6695	普通特種	○	17	11.17
230	上水整	ダイナ	800せ8966	小型特種	○	31	3.7
231	上水整	エブリイ	480こ3079	軽貨物	○	22	5.24
232	上水整	ミニキャブEV	480の980	軽貨物	○	R6	
233	上水整	エブリイ	480さ6058	軽貨物	○	23	6.9
234	上水整	エブリイ	480さ6060	軽貨物	○	23	6.9
235	上水整	エブリイ	480さ6059	軽貨物	○	23	6.9
236	上水整	エブリイ	41め8554	軽貨物		13	4.19
237	上水整	エブリイ	480す8734	軽貨物	○	24	6.14
238	上水整	エブリイ	480と9403	軽貨物		R1	8.29
239	浄水課	キャリー/(ダンフ)	480と9771	軽貨物		R1	9.12
240	浄水課	サンバー	41め8373	軽貨物		13	4.18
241	浄水課	ライトエース	46は4210	小型貨物		8	7.10
242	浄水課	エブリイ	480う8579	軽貨物		18	7.10
243	浄水課	キャリー/(ダンフ)	41ゆ1323	軽貨物		14	9.1
244	浄水課	ススキ/エブリイ	480て6819	軽貨物		30	3/5
245	浄水課	キャリー/(ダンフ)	41も7529	軽貨物	○	13	10/26
246	教総	Nバン	480ね1328	軽貨物		R5	7.23
247	教総	エブリイ	480な5809	軽貨物		R2	6.21
248	教施設	エブリイ	480つ5285	軽貨物		28	10.19
249	教施設	日産/マーチ	500て9729	小型乗用		12	6.25
250	学教	ライフ	580に7147	軽乗用		21	6.4
251	学教	ライフ	580に7148	軽乗用		21	6.4
252	学教	アルト	580す634	軽乗用		19	3/8
253	四ツ葉学園	日野/セレガ	22ら786	普通乗合		8	7.11
254	四ツ葉学園	三菱/ミニキャブ	480き7837	軽貨物		20	6.25
255	四ツ葉学園	ハイエース	301ふ4323	普通乗用		24	12.24
256	四ツ葉学園	キャラバン	301め5040	普通乗用		27	3.29
257	生涯(殖)	アクティ	41ゆ1083	軽貨物		14	6.10
258	生涯(名)	アクティ	41も1492	軽貨物		13	6.18

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
259	生涯(茂)	アクティ	41ゆ1085	軽貨物		14	6.10
260	生涯(北)	アクティ	41ゆ1082	軽貨物		14	6.10
261	生涯(三)	アクティ	41ゆ1084	軽貨物		14	6.10
262	生涯(豊)	アクティ	41も1493	軽貨物		13	6.18
263	生涯(宮)	アクティ	41も1495	軽貨物		13	6.18
264	生涯(南)	エブリイ	480か3330	軽貨物		19	6.26
265	文化財	ダイハツハイゼット	480つ2784	軽貨物		28	6.29
266	文化財	ダイハツハイゼット	480き7288	軽貨物		20	6.11
267	文化財	エブリイ	41ほ8623	軽貨物		11	4.29
268	文化財	ハイエース	100ち2600	普通貨物		R4	11.29
269	文化財	スバルサンバー	480か1802	軽貨物		19	5.21
270	文化財	スズキワゴンR	580く4770	軽乗用		18	5.24
271	図書館	ダイハツハイゼット	480う5740	軽貨物		18	5.18
272	図書館	ミニキャブ	480こ6618	軽貨物		22	8.26
273	図書館	ライトエスパン	400に6157	小型貨物		29	8.28
274	図書館	エブリイ	480た4083	軽貨物		26	7.29
275	健康給食課	エブリイ	41や9155	軽貨物		14	4.29
276	健康給食課	スズキワゴンR	580く4772	軽乗用		18	5.24
277	安心安全	エブリイ	480さ8166	軽貨物		23	8.17
278	安心安全	エブリイ	480さ8167	軽貨物		23	8.17
279	安心安全	エブリイ	480ぬ3199	軽貨物		R4	7.27
280	安心安全	エブリイ	480ね969	軽貨物		R5	7.6
281	安心安全	エブリイ	480ぬ3198	軽貨物		R4	7.27
282	安心安全	エブリイ	480ぬ3200	軽貨物		R4	7.27
283	安心安全	エブリイ	480と2518	軽貨物		30	10.30
284	安心安全	エブリイ	480に5343	軽貨物		R3	7.29
285	安心安全	エブリイ	480な6587	軽貨物		R2	7.26
286	安心安全	エブリイ	480に5344	軽貨物		R3	7.29
287	安心安全	エブリイ	480に5345	軽貨物		R3	7.29
288	安心安全	エブリイ	480て9861	軽貨物		30	7.5
289	包括支援	スズキワゴンR	580は7304	軽乗用		22	6.13
290	包括支援	スズキワゴンR	580は7305	軽乗用		22	6.13
291	包括支援	ホンダ/ライフ	580ま6835	軽乗用		23	7.19
292	包括支援	ホンダ/ライフ	580ま6836	軽乗用		23	7.19
293	公営事	キャラバン	400ね2315	小型貨物		R6	3.8
294	治水	エブリイ	480ね9083	軽貨物		R6	7.29
295	治水	エブリイ	480ね9085	軽貨物		R6	7.29
296	区画	タウンエース	400ね3360	小型貨物		R6	8.27
297	治水	エブリイ ダンプ	480ね9705	軽貨物		R6	8.30
298	道路管理	ハイゼットトラック	480の415	軽貨物		R6	9.30
299	清掃	CAT油圧ショベル	315GC-07	大型特殊		R6	5.27
300	あずまスタジアム	トラクター		小型特殊		R6	5.27
301	文化財	日産/ティーダ	501む9380	小型乗用		18	6.25

赤堀支所

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
1	集中	フィット	502の571	小型乗用		23	7.18
2	集中	スズキ/スペーシア	581ほ384	軽乗用		R2	6.29
3	集中	スズキワゴンR	581け4794	軽乗用		26	12/10
4	集中	エブリイ	480て1264	軽貨物	○	29	6.21
5	集中	三菱/ミニキャブ	480う7051	軽貨物		18	6.12
6	集中	トヨタタウンエーストラック	400ぬ1124	小型貨物		R1	8/19

## 資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
7	福祉	タイハツ/ハイセット	480す 4174	軽貨物		24	2/8
8	東小	スバル/サンバー	41よ 9181	軽貨物		15	5/21
9	南小	スバル/サンバー	41よ 9180	軽貨物		15	5/21
10	公民館	ホンダ/ライフ	580つ 5654	軽乗用		20	6.11
11	運動施設	スバル/サンバー	42あ 2993	軽貨物		16	8/30
12	保健センター	スバル/プレオ	41み 8892	軽貨物		12	4/26
13	保健センター	スバル/プレオ	41み 8893	軽貨物		12	4/26
14	保健センター	エブリイ	480さ 6197	軽貨物		23	6/14

## あずま支所

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
1	集中	フィット	502の 570	小型乗用		23	7.18
2	集中	スズキ/スペース	581ほ 3186	軽乗用		R2	7/30
3	集中	キャリートラック	480て1408	軽貨物		29	6.27
4	集中	スズキ/エブリイ	480ち2618	軽貨物	○	27	6/9
5	集中	スズキ/エブリイ	480な 143	軽貨物		R1	9/26
6	集中	スバル/プレオ(調)	51て 1589	軽乗用		16	7/29
7	安心	イスズ/ピックアップ	88ぬ 3635	普通特種		8	8/25
8	福祉課	日産/ADバン	400と 4112	小型貨物		23	1/19
9	健康管理	トヨタ/カロラ	400す 6004	小型貨物		13	11/24
10	生涯学習	ホンダ/ステップワゴン	500の 1933	小型乗用		13	3/22
11	生涯学習	スズキ/ワゴンR	580く 4771	軽乗用		18	5.24
12	スポーツ振興	スズキ/エブリイ	480て 1971	軽貨物		29	7/23
13	スポーツ振興	キャリートラック	480に 7936	軽貨物		R3	12/8
14	スポーツ振興		トラクター(1051)	小型特殊			
15	図書館	スズキ/エブリイ	480う 6945	軽貨物		18	6/8

## 境支所

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
1	集中	フィット	502の 569	小型乗用		23	7.18
2	集中	日産/ADバン	400そ 9312	小型貨物		15	9/25
3	集中	日産/ADバン	400ち 186	小型貨物		16	10/28
4	集中	三菱	400ぬ 1167	小型貨物		R1	8/25
5	集中	ミラ/イース	581ぬ4669	軽乗用		30	9/19
6	集中	スズキ/エブリイ	480て1265	軽貨物	○	29	6/21
7	集中	スズキ/エブリイ	480ち2619	軽貨物		27	6/9
8	集中	ホンダ/アクティ	42あ 6689	軽貨物		16	11/14
9	集中	ホンダ/アクティ	42あ 6690	軽貨物		16	11/14
10	集中	ホンダ/アクティ	42あ 6691	軽貨物		16	11/14
11	集中	アクティトラック	480ち8418	軽貨物		28	1.19
12	福祉課	タイハツ/ハイセット	480さ 1162	軽貨物	○	23	1/20
13	保健センター	スズキ/エブリイ	480こ 5053	軽貨物		22	7/14
14	庶務課	トヨタ/プレミオ	500の 6425	小型乗用	○	13	4/2
15	さかい聖苑	スズキ/エブリイ	480と 8335	軽貨物		R1	7/10
16	クリセンター	日野デュトロ	400ち8744	小型貨物		17	11/7
17	クリセンター	スズキ/エブリイ	41ゆ 546	軽貨物		14	5/30
18	運動場	スズキ/キャリイ	480な 7430	軽貨物		R2	8/30
19	運動場	スズキ/エブリイ	41ゆ 544	軽貨物		14	5/30
20	東公	スズキ/エブリイ	480て 533	軽貨物		29	5/23
21	東公	スズキ/エブリイ	480な 6588	軽貨物		R2	7/26
22	剛公	スズキ/エブリイ	480て 660	軽貨物		29	5/28
23	剛公	スズキ/エブリイ	480と 8855	軽貨物		R1	7/30

## 資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
24	采公	ススキ/エブリイ	41ら 5140	軽貨物		15	9/23
25	采公	ススキ/エブリイ	480と 8853	軽貨物		R1	7/30
26	采公	エブリイ	480た 8456	軽貨物		26	12.23
27	境公	ススキ/エブリイ	480と 9404	軽貨物		R1	8/29
28	境公	ススキ/エブリイ	480な 6589	軽貨物		R2	7/26
29	島公	ダイハツ/ハイゼット	480う8764	軽貨物		18	7/13
30	島公	ススキ/エブリイ	480と 8854	軽貨物		R1	7/30
31	図書館	ススキ/エブリイ	480て 9196	軽貨物		30	6/10
32	西中・剛小	サンバー/(トラック)	41ぬ 7026	軽貨物		8	6/25
33	北中・采小	サンバー/(トラック)	41に 867	軽貨物		7	10/30
34	給食センター	ススキ/ワゴンR	580さ 1343	軽乗用		18	12/21
35	給食センター	ススキ/キャライ	41よ 7420	軽貨物		15	4/13
36	治水	ススキ/キャライ	480ね9705	軽貨物		R6	8/29

## 救援物資集積拠点一覧表

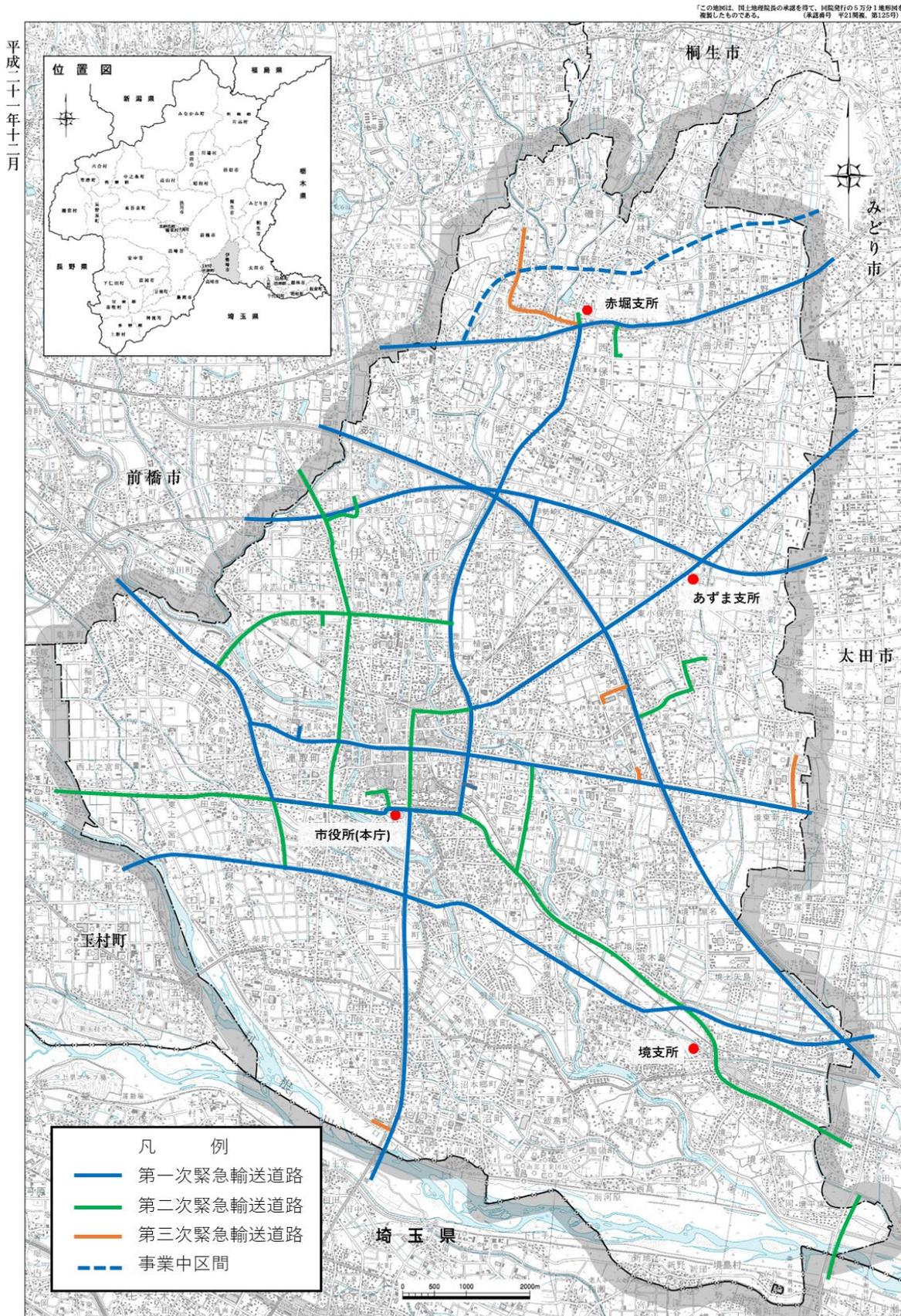
### 一次物資集積拠点

地区	施設名	所在地
伊勢崎地区	華蔵寺公園運動施設	堤西町93

### 二次物資集積拠点

地区	施設名	所在地
伊勢崎地区	第一中学校	茂呂町一丁目24-1
	第四中学校	下道寺町26
	名和小学校	堀口町502-1
	殖蓮第二小学校	下植木町1203
	宮郷中学校	田中島町1065
	第三中学校	波志江町1903-1
	八斗島ちびっこ広場	八斗島町1500
	伊勢崎市民病院	連取本町12-1
	いせさき市民のもり公園	山王町2663
	伊勢崎オートレース場専用駐車場	宮子町3121
赤堀地区	赤堀中央運動場	西久保町一丁目101
	赤堀香林運動公園	香林町二丁目1291-6
	赤堀中学校	西久保町二丁目329-1
東地区	あずま中学校	東町2707-2
	あずま南小学校	三室町4290
	あずま北小学校	国定町二丁目1627
	あずま小学校	東町2770
	あずま総合運動場	田部井町三丁目2090
	あずまサッカースタジアム	東小保方町3236-1
	あずまサブスタジアム	田部井町三丁目1913-1
境地区	境総合運動場	境上武士846
	境北中学校	境下淵名2011-1
	境ふれあいパーク	境木島823
	利根川河川境運動場	境平塚1073
	境広瀬川緑地グラウンドゴルフ場	境中島442-1

■地震発生時に通行を確保すべき道路



資料編 10-3 緊急輸送道路

区分	路線名	道路種別	道路管理	備考
第1次	北関東自動車道	高速自動車国道	東日本高速	耐震診断義務付け道路
	一般国道 17 号	一般国道	国土交通省	
	一般国道 50 号	一般国道	国土交通省	
	一般国道 354 号	一般国道	県	
第1次	一般国道 462 号	一般国道	県	耐震診断努力義務道路
	伊勢崎本庄線	主要地方道	県	
	高崎伊勢崎線	主要地方道	県	
	桐生伊勢崎線	主要地方道	県	
	伊勢崎大間々線	主要地方道	県	
	伊勢崎市道（伊）102 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）211 号線	市町村道	市町村	
伊勢崎市道（伊）4-650 号線	市町村道	市町村		
第2次	前橋館林線	主要地方道	県	
	伊勢崎深谷線	主要地方道	県	
	高崎伊勢崎線	主要地方道	県	
	足利伊勢崎線	主要地方道	県	
	桐生伊勢崎線	主要地方道	県	
	伊勢崎大間々線	主要地方道	県	
	伊勢崎大胡線	主要地方道	県	
	綿貫藪塚線	一般県道	県	
	境木島大間々線	一般県道	県	
	香林羽黒線	一般県道	県	
	大原境三ツ木線	一般県道	県	
	伊勢崎市道（伊）103 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）218 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）1-504 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）4-15 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）4-540 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）4-549 号線	市町村道	市町村	
伊勢崎市道（赤）112 号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道（赤）4-127 号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道（境）109 号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道（東）2-154 号線	市町村道	市町村		
第3次	三夜沢国定停車場線	一般県道	県	
	伊勢崎市道（伊）8-181 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）8-194 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（境）101 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（境）104 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（東）3-110 号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（東）3-151 号線	市町村道	市町村	

## 災害時ヘリポート適地一覧表

地区	施設名	所在地	単位(m)
			面積
伊勢崎地区	第一中学校	茂呂町一丁目24-1	170×100
	第四中学校	下道寺町26	170×130
	名和小学校	堀口町502-1	150×120
	殖蓮第二小学校	下植木町1203	150×140
	宮郷中学校	田中島町1065	140×150
	第三中学校	波志江町1903-1	190×100
	八斗島ちびっこ広場	八斗島町1500	300×120
	伊勢崎市民病院	連取本町12-1	60×60
	いせさき市民のもり公園	山王町2663	80×140
	伊勢崎オートレース場専用駐車場	宮子町3121	50×390
伊勢崎市陸上競技場	堤西町121	160×110	
赤堀地区	赤堀中央運動場	西久保町一丁目101	110×100
	赤堀香林運動公園	香林町二丁目1291-6	95×90
	赤堀中学校	西久保町二丁目329-1	150×150
	赤堀西部スポーツ公園	下触町873-1	100×100
東地区	あずま中学校	東町2707-2	250×80
	あずま南小学校	三室町4290	120×150
	あずま北小学校	国定町二丁目1627	130×90
	あずま小学校	東町2770	120×80
	あずま総合運動場	田部井町三丁目2090	120×150
	あずまサブスタジアム	田部井町三丁目1913-1	90×80
境地区	境総合運動場	境上武士846	120×220
	境北中学校	境下淵名2011-1	150×108
	境ふれあいパーク	境木島823	156×120
	利根川河川境運動場	境平塚1073	260×70
	境広瀬川緑地グラウンドゴルフ場	境中島442-1	26×110

## 資料編11-2 ヘリコプター保有状況一覧表

令和6年4月1日現在

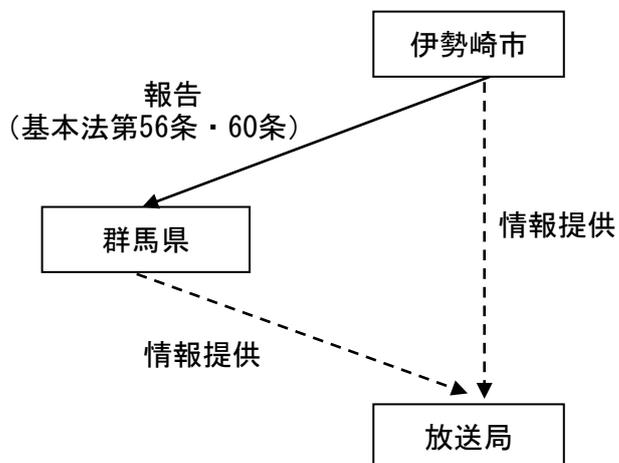
保有機関	機種	機数	全長	定員	主な装備	駐機場	備考
群馬県消防保安課 (群馬県防災航空隊)	レオナルド式 AW139型	1	16.62m	15人	救助用ホイスト装置 降下用具 担架装置 ホイスト装置 消火タンク	前橋市下阿内町377-2 群馬ヘリポート内	愛称「はるな」
群馬県警察 (地域課)	アグスタ式 A109E型	1	13.0 m	8人	救助用ホイスト装置 降下用具 担架装置 物資機外空輸装置 投光器 拡声器 テレビカメラ装置	前橋市下阿内町377-2 群馬ヘリポート内	愛称「あかぎ」
陸上自衛隊 (第12ヘリコプター隊)	CH-47	8	30.2 m	58人	消火用バケツ(7t)の装着 が可能	榛東村大字新井 相馬原駐屯地内	輸送用大型ヘリコプター
日本赤十字社 群馬県支部 (前橋赤十字病院)	BK117 C-2	1	13.03 m	7人	ベッドサイドモニター 除細動器 気道管理セット 人工呼吸器 超音波診断装置 各種緊急薬剤 等	前橋市朝倉町389-1 前橋赤十字病院 ヘリポート内	ドクターヘリ

## 一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物収集運搬業（し尿）

許可番号	社名	許可番号	社名
1	(株) ファミリー	71	(株) 横田商事
2	伊勢崎市清掃 (株)	72	佐波新田清掃 (株)
3	平成警備 (株)	74	(株) 赤堀クリーン
4	(有) エムアイ水研	76	(株) 川端建工
5	豊丸総合産業 (有)	77	桐生環境保全 (株)
6	(有) 日本物産高柳商店	78	みどり環境サービス (株)
7	(有) 川端資源	79	(有) 創榮物産
8	(株) サニタリーセンター	80	外山産業 (有)
11	伊勢崎環境保全 (株)	81	(株) 藤田商店
12	(有) 昭和水研	82	(株) ナカヤマプロモーション
13	東毛清掃 (株) 【玉】	83	(有) ニイサトエコー
14	(株) ヤマキ	84	(有) アンザワ
15	村上産業 (株)	85	(有) 笠懸
16	(株) 丸越	86	(株) ナカシゲ
17	(株) グローバル	87	(有) 黒澤商店
18	上毛警備防疫 (株)	88	(株) 吉原
19	(株) 丸良商事	89	(株) 輝本商会
20	(株) ぐんま東庄	91	(有) 中央環境メンテナンス
21	(株) 鴫商	92	(有) 飯野商事
22	新町リサイクル企業組合	93	糸井商事 (株)
23	(有) 三浦商店	94	(有) 島商事
24	(株) シゲン	95	五十嵐商店
25	クリーントレディング赤城産業 (株)	96	(有) 斉田商事
27	(株) 佐藤企画	97	(株) ライフコーポレーション
28	(株) アドバンティク・レヒューズ	98	(有) ヒラタ商会
29	(株) コグレ	99	あかぎホームサービス
30	ジー・ピークリーン (有)	100	(有) 大胡清掃社
31	(有) 太陽美装	101	(株) 群成舎
32	トネリサイクルシステム (株)	102	(株) 萩原商店
33	佐々木商事 (株)	103	企業組合群馬中高年雇用福祉事業団
34	(株) 吉田商事	104	(株) 両毛資源開発
36	上毛資源 (株)	106	(有) サン・シルバー
37	(有) 大野生研工業	107	合同会社おだやか
38	(有) 葵企画	110	(株) 増田商事
40	(有) 早瀬商事	111	(有) アイカ
41	群馬ホームサービス	112	(有) 宗長商会
43	(株) アシスト環境システム	113	(株) ワンアクセス
45	(有) 武井紙業	114	(株) ライフ
47	(有) 高尾商店	117	ひかり建設 (株)
49	(株) テシマ	119	(株) 荒牧
50	(有) 環境サポート	120	(有) リサイクルセンターふれんど
51	シゲン総業 (有)	121	(株) H&C
52	シンコウ	122	(株) 中央三共
53	(有) トヨウケ資源	123	(株) 美心
54	(株) ナカダイ	124	(株) 赤松園
55	東邦管理 (有)	125	ブエド
57	(有) プライム	126	(株) ブルーアース
58	小久保運送 (有)	127	大郭産業 (株)
59	(有) 坂東資源	128	クリーンライフ環境 (株)
60	(株) セイモ	130	(株) 小林資源
61	(株) 小林	131	関東メンテックス (株)
62	丸高産業 (株)	132	小林貴弘 (小林商店)
63	生方工業 (株)	133	(株) 若松工業
64	エムケープラント (株)	134	(株) 羽賀商店
65	丸政商事 (株)	135	市場 誠
66	尾池電業 (有)	136	栗原 弘幸
69	(有) 境清掃社	137	田中 幸生
70	東毛清掃 (株) 【境】		

主なメディア	報道機関名	伊勢崎市役所 記者クラブ	群馬県
			放送を活用した 避難指示等の伝達
新聞	上毛新聞社	○	
	読売新聞社	○	
	朝日新聞社	○	
	毎日新聞社	○	
	産経新聞社	○	
	東京新聞社	○	
テレビ AMラジオ FMラジオ	NHK（前橋放送局）	○	○
テレビ	群馬テレビ	○	○
	日本テレビ		○
	テレビ朝日		○
	TBSテレビ		○
	テレビ東京		○
	フジテレビ		○
AMラジオ	TBSラジオ		○
	文化放送		○
	ニッポン放送		○
FMラジオ	エフエム群馬		○
	いせさきFM		
短波ラジオ	ラジオNIKKEI		○

群馬県：放送を活用した避難指示等の伝達ルート



## 資料編14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

No.	区 分	No.	名 称	指 定 日
1	国指定重要文化財 (4件)	1	埴輪男子立像	昭和33年2月8日
2		2	埴輪男子立像	昭和33年2月8日
3		3	埴輪男子倚像	昭和33年2月8日
4		4	埴輪武装男子立像	昭和33年2月8日
5	国指定史跡 (4件)	1	女堀	昭和58年10月27日
6		2	十三宝塚遺跡	昭和63年1月11日
7		3	田島弥平旧宅	平成24年9月19日
8		4	上野国佐位郡正倉跡	平成26年10月6日
9	国指定天然記念物 (1件)	1	華蔵寺のキンモクセイ	昭和12年6月15日
10	県指定重要文化財 (12件)	1	下植木赤城神社石造美術群	昭和35年3月23日
11		2	天増寺宝塔	昭和35年3月23日
12		3	脇差 銘 山城國住越中守藤原正俊	昭和38年9月4日
13		4	金銅善光寺式三尊仏	昭和43年5月4日
14		5	宮子の笠塔婆	昭和48年12月24日
15		6	絹本著色白崖宝生禅師像	昭和48年12月24日
16		7	石倉文書	平成7年3月24日
17		8	相川家茶室「觴華庵」附造営文書2点「材木積り立控」「隠宅普請入用控」	平成12年3月21日
18		9	お富士山古墳所在長持形石棺	平成13年3月23日
19		10	長光寺懸仏	昭和33年3月22日
20		11	縁切寺満徳寺文書	昭和36年1月6日
21		12	石山観音の大鰐口	平成31年2月15日
22	県指定重要無形民俗文化財 (1件)	1	千本木龍頭神舞	平成18年3月24日
23	県指定史跡 (1件)	1	金井烏洲と一族の墓	昭和48年12月24日
24	県指定天然記念物 (2件)	1	連取のマツ	昭和28年 8月25日
25		2	境高校のトウカエデ	平成4年5月15日
26	市指定重要文化財 (61件)	1	同聚院の武家門	昭和41年4月12日
27		2	関重嶷著「伊勢崎風土記」ほか2点	昭和41年4月12日
28		3	教民要旨の碑	昭和41年4月12日
29		4	上植木の建長石仏	昭和41年4月12日
30		5	伊勢崎河岸の石灯籠	昭和42年2月15日
31		6	千本木龍頭神舞カシラ	昭和47年4月25日
32		7	慶長の釣灯籠	昭和48年3月5日
33		8	八寸権現山の宝塔	昭和48年3月5日
34		9	大聖寺墓地の宝篋印塔	昭和48年3月5日
35		10	富塚円福寺の宝篋印塔	昭和48年3月5日
36		11	文明の石幢	昭和48年3月5日
37		12	伊勢崎の太織	昭和48年3月5日
38		13	宮古の古文書	昭和48年3月5日
39		14	常清寺の変型板碑	昭和48年3月5日
40		15	岡屋敷の阿弥陀三尊石仏	昭和48年3月5日
41		16	新宿の変型板碑	昭和48年3月5日
42		17	上蓮の阿弥陀・地藏石仏	昭和48年3月5日
43		18	竹芳寺の梵鐘	昭和48年3月5日
44		19	脇差 銘 直勝	昭和48年3月5日
45		20	刀 銘 直道	昭和48年3月5日
46		21	森村家の文書	昭和58年3月11日

## 資料編14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

No.	区 分	No.	名 称	指 定 日
47		22	波志江権現山の磨崖種子	昭和59年11月29日
48		23	上西根の五輪塔	昭和59年11月29日
49		24	藍染熨斗目	平成4年2月24日
50		25	倭文神社の朱印状	平成4年2月24日
51		26	旧時報鐘楼	平成5年3月23日
52		27	蛇塚古墳出土埴輪馬	平成8年3月29日
53		28	高山1号古墳出土埴輪軛	平成8年3月29日
54		29	絹本著色稲垣平右衛門長茂像附 同重宗像	平成8年3月29日
55		30	黒羽根内科医院旧館	平成14年9月30日
56		31	旧森村家住宅	平成15年10月31日
57		32	柴町八幡神社社殿	平成16年11月30日
58		33	上毛伊勢崎領塾蔵小学内篇・外篇版木 附 同版藩校学習堂蔵印小学二冊	平成20年7月1日
59		34	今村神社旧大鏡院仁王門 附奉加帳	平成22年10月1日
60		35	天増寺橋供養地藏尊像	平成22年10月1日
61		36	香林の木造如意輪観音坐像	平成6年4月1日
62		37	香林の石造観音菩薩坐像	平成6年4月1日
63		38	間野谷の石造層塔	平成6年4月1日
64		39	宝珠寺の五輪塔	平成6年4月1日
65		40	東小保方村分間絵図 他一括古文書	昭和48年2月21日
66		41	小泉稻荷神社奉納手洗盤	昭和48年3月22日
67		42	文化の常夜灯	昭和63年3月4日
68		43	長安寺の宝篋印塔	昭和63年3月4日
69		44	復元あずま橋と二十三夜塔	昭和63年3月4日
70		45	頼光塚	平成14年3月29日
71		46	延文二年銘鏝口	昭和42年2月10日
72		47	曼荼羅板碑	昭和42年2月10日
73		48	金井研香筆 境街糸市繁昌之図	昭和42年2月10日
74		49	東町福島家文書	昭和42年2月10日
75		50	大国神社の石幢	昭和42年2月10日
76		51	漂麦園文集1 2巻	昭和42年2月10日
77		52	金井烏洲筆 赤壁夜遊図	昭和42年2月10日
78		53	養蚕新論版木	昭和42年2月10日
79		54	島村の板倉	昭和42年2月10日
80		55	平塚赤城神社本殿	昭和42年2月10日
81		56	米岡の姥石	平成16年11月26日
82		57	平塚西光寺の馬頭観音塔	平成16年11月26日
83		58	境町五人組帳	平成16年11月26日
84		59	本妙寺の鬼子母神堂 附棟札	平成28年3月24日
85		60	福壽院の和時計	平成30年2月26日
86		61	波志江愛宕神社の宝塔	令和2年10月27日
87	市指定重要有形民俗文化財 (5件)	1	平塚の操人形及び衣装 (頭等)	昭和38年8月1日
88		2	平塚の操人形及び衣装 (衣装等)	昭和38年8月1日
89		3	平塚の操人形及び衣装 (人形・衣装・収納箱一式)	平成16年11月26日
90		4	波志江の屋台	平成16年11月30日
91		5	茂呂の屋台	平成22年10月1日
92	市指定重要無形民俗文化財 (17件)	1	伊勢崎木遣り	平成13年6月29日
93		2	国定赤城神社奉納獅子舞	平成18年6月15日
94		3	下湊名の獅子舞	平成18年6月15日
95		4	剛志の民謡	平成18年6月15日
96		5	女塚祭礼囃子	平成18年6月15日

## 資料編14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

No.	区 分	No.	名 称	指 定 日
97		6	栄町祭礼囃子	平成18年6月15日
98		7	三ツ木祭礼囃子	平成18年6月15日
99		8	東新井の獅子舞	平成18年6月15日
100		9	倭文神社の田遊び	平成19年8月17日
101		10	茂呂町一丁目屋台囃子	平成25年3月26日
102		11	茂呂町二丁目屋台囃子	平成25年3月26日
103		12	南北千木町屋台囃子	平成25年3月26日
104		13	美茂呂町屋台囃子	平成25年3月26日
105		14	茂呂南町屋台囃子	平成25年3月26日
106		15	東町屋台囃子	平成26年2月25日
107		16	気楽流柔術	平成27年2月26日
108		17	山王町屋台囃子	令和4年2月25日
109	市指定史跡 (27件)	1	権現山遺跡	昭和41年4月12日
110		2	お富士山古墳	昭和41年4月12日
111		3	今村城跡	昭和41年4月12日
112		4	柴宿本陣跡	昭和41年4月12日
113		5	栗庵似鳩の墓	昭和41年4月12日
114		6	稲垣平右衛門長茂の墓附累代の墓所	昭和42年2月15日
115		7	小島武堯の墓	昭和42年2月15日
116		8	関当義・重巖父子の墓	昭和48年3月5日
117		9	丸塚山古墳	昭和52年9月9日
118		10	一ノ関古墳	平成10年12月28日
119		11	下城弥一郎・森村熊蔵の碑	昭和42年2月15日
120		12	十二所古墳	昭和46年6月10日
121		13	庚塚古墳	平成7年4月1日
122		14	赤堀城跡	平成16年8月10日
123		15	毒島城跡	平成16年8月10日
124		16	赤堀茶白山古墳	平成16年8月10日
125		17	天幕城跡	平成16年8月10日
126		18	六道の道標とあずま道	昭和44年2月21日
127		19	旗本久永氏陣屋跡	昭和63年3月4日
128		20	鶴巻古墳	昭和44年2月21日
129		21	郷学五惇堂の碑	昭和35年3月1日
130		22	北米岡縄文文化遺跡	昭和35年3月1日
131		23	西今井中世館跡	昭和42年2月2日
132		24	旧日光例幣使道	昭和42年2月2日
133		25	村上随憲の墓	昭和42年2月10日
134		26	雷電神社古墳	昭和52年3月11日
135		27	弥勒寺音次郎・音八父子の墓	平成元年3月15日
136	市指定天然記念物 (7件)	1	同聚院の大カヤ	昭和42年2月15日
137		2	波志江の大シイ	昭和42年2月15日
138		3	上植木のサカキ	昭和42年2月15日
139		4	赤堀今井の信濃柿(マメガキ)	平成6年4月1日
140		5	塩島稻荷の大サザンカ	昭和44年2月21日
141		6	湧水あまが池	昭和63年3月4日
142		7	西福寺の大カヤ	昭和63年3月4日
143	文化庁登録有形文化財 (7件)	1	小茂田家住宅(主屋・蚕室・蔵・井戸屋)	平成16年2月17日
144		2	日本基督教団島村教会教会堂・島村めぐみ 保育園本館	平成20年4月18日
145		3	金井義明家住宅主屋	令和3年2月26日
146		4	田島善一家住宅主屋	令和3年2月26日
147		5	田島達行家住宅主屋	令和3年2月26日
148		6	町田清家住宅主屋	令和3年10月14日
149		7	田島新一家住宅主屋	令和4年10月31日

## 指定緊急避難場所・指定一般避難所・福祉避難所・指定福祉避難所等

令和6年12月現在

No.	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所		指定一般避難所(95力所)
				洪水(71)	地震(97)	
1	北小学校	曲輪町28-24	0270-25-4450	○	○	○
2	図書館	曲輪町22-21	0270-23-2346	○	○	○
3	第一幼稚園	曲輪町24-26	0270-25-0320	○	○	○
4	北公民館	平和町27-32	0270-25-4547	○	○	○
5	北第二小学校	宗高町125	0270-25-4454	○	○	○
6	華蔵寺公園・市民体育館	堤西町93	0270-23-7244	○	○	○
7	伊勢崎工業高等学校	中央町3-8	0270-25-3216	○	○	○
8	南小学校	上泉町310	0270-25-4452	○	○	○
9	伊勢崎興陽高等学校	上泉町212	0270-25-3266	○	○	○
10	南公民館	上泉町619-1	0270-26-8333	-	○	○
11	ふくしプラザ	中央町26-22	0270-26-7733	○	○	○
12	伊勢崎清明高等学校	今泉町二丁目331-6	0270-25-5221	○	○	○
13	殖蓮幼稚園	上植木本町2740-2	0270-26-4561	-	○	○
14	殖蓮公民館	上植木本町2760	0270-26-4560	-	○	○
15	殖蓮中学校	上植木本町2152-2	0270-25-4445	○	○	○
16	四ツ葉学園中等教育学校	上植木本町1702-1	0270-21-4151	○	○	○
17	殖蓮第二小学校	下植木町1203	0270-25-3617	○	○	○
18	文化会館	昭和町3918	0270-23-6070	○	○	○
19	緋の郷	昭和町1712-2	0270-21-6711	○	○	○
20	教育研究所	鹿島町581-1	0270-23-2469	-	○	○
21	殖蓮小学校	上植木本町2763	0270-25-4440	○	○	○
22	第一中学校	茂呂町一丁目24-1	0270-25-4456	-	○	○
23	伊勢崎高等学校	南千木町5239-1	0270-40-5005	○	○	○
24	茂呂小学校	茂呂町二丁目2169-1	0270-25-4441	○	○	○
25	茂呂公民館	美茂呂町3032-7	0270-25-2671	-	○	○
26	広瀬小学校	新栄町4074-1	0270-25-4453	○	○	○
27	広瀬生涯学習館	ひろせ町4080-5	0270-23-4445	-	○	○
28	総合教育センター・みらい共創中学校	今泉町一丁目233-2	0270-26-9211	○	○	○
29	児童センター	粕川町1609	0270-23-6463	○	○	○
30	隣保館	山王町1422-1	0270-23-3461	-	○	○
31	三郷公民館	波志江町1029	0270-23-1952	○	○	○
32	三郷小学校	波志江町1620	0270-25-4442	○	○	○
33	第三中学校	波志江町1903-1	0270-24-2151	○	○	○
34	伊勢崎商業高等学校	波志江町1116	0270-25-4551	○	○	○
35	青少年育成センター	波志江町2237-6	0270-23-5800	○	○	○
36	宮郷中学校	田中島町1065	0270-25-4448	○	○	○
37	宮郷幼稚園	田中島町1486-8	0270-24-4373	-	○	○
38	宮郷公民館	田中島町1102	0270-25-2356	-	○	○
39	宮郷小学校	田中島町1475-4	0270-25-4443	○	○	○
40	宮郷第二小学校	連取町3069-1	0270-40-5110	○	○	○
41	西部公園	連取本町1	-	-	○	-
42	名和公民館	堀口町492	0270-32-0034	-	○	○
43	名和小学校	堀口町502-1	0270-32-0072	○	○	○
44	名和幼稚園	堀口町260	0270-32-2080	-	○	○
45	第二中学校	堀口町237-1	0270-32-0047	○	○	○
46	上武大学	戸谷塚町634-1	0270-32-1010	○	○	○
47	いせさき市民のもり公園	山王町2663	0270-20-3333	-	○	-
48	東京福祉大学	山王町2020-1	0270-20-3671	○	○	○
49	清掃リサイクルセンター21	柴町954	0270-32-3166	○	○	○
50	坂東小学校	除ヶ町422	0270-32-7077	○	○	○
51	第四中学校	下道寺町26	0270-32-8105	○	○	○
52	ほっとる〜む・南部教室	下道寺町163-1	0270-32-0467	-	○	○
53	豊受公民館	馬見塚町1296	0270-32-0350	○	○	○
54	豊受小学校	馬見塚町1130	0270-32-0280	○	○	○
55	市民プラザ	富塚町220-13	0270-32-9488	○	○	○
56	子供のもり公園伊勢崎	馬見塚町1808-1	0270-31-3778	-	○	○

No.	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所		指定一般避難所(95力所)
				洪水(71)	地震(97)	
57	赤堀公民館	西久保町二丁目8-1	0270-62-1153	○	○	○
58	赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目123-1	0270-20-2210	○	○	○
59	赤堀児童館	西久保町二丁目105	0270-63-1001	○	○	○
60	あかぼり幼稚園	西久保町二丁目100	0270-62-3744	○	○	○
61	赤堀小学校	西久保町一丁目72	0270-62-0049	○	○	○
62	赤堀南小学校	堀下町264-1	0270-63-0055	○	○	○
63	赤堀中学校	西久保町二丁目329-1	0270-62-0133	○	○	○
64	赤堀東小学校	香林町一丁目260-2	0270-20-2811	○	○	○
65	赤堀南児童館	堀下町276	0270-62-8723	○	○	○
66	赤堀あさひ児童館	香林町一丁目1348-1	0270-63-1616	-	○	○
67	赤堀体育館	西久保町二丁目8-1	0270-62-1930	○	○	○
68	あずま小学校	東町2770	0270-62-7000	○	○	○
69	あずま中学校	東町2707-2	0270-62-0054	○	○	○
70	あずま北小学校	国定町二丁目1627	0270-63-1333	○	○	○
71	あずま公民館	田部井町三丁目2090	0270-62-0115	○	○	○
72	あずま体育館	田部井町三丁目2090	0270-62-7271	○	○	○
73	あずま南小学校	三室町4290	0270-62-0132	○	○	○
74	あずまスタジアム	田部井町三丁目1908	0270-62-7271	○	○	○
75	みやまセンター	東小保方町3243-2	0270-63-0345	-	○	○
76	あずま幼稚園	東町2672-1	0270-62-0241	○	○	○
77	精神医療センター	国定町二丁目2374	0270-62-3311	○	○	○
78	境小学校	境515	0270-74-0036	○	○	○
79	伊勢崎高等特別支援学校	境492	0270-74-1991	○	○	○
80	境南中学校	境188	0270-74-0635	-	○	○
81	境体育館	境609-1	0270-74-1113	-	○	○
82	境武道館	境萩原1750-2	0270-74-3905	-	○	○
83	境公民館	境598-1	0270-74-5105	-	○	○
84	境采女小学校	境下湫名2020	0270-76-0010	○	○	○
85	境采女公民館	境下湫名2023-1	0270-76-0013	○	○	○
86	境北中学校	境下湫名2011-1	0270-76-0003	○	○	○
87	境西中学校	境下武士872-2	0270-74-1068	○	○	○
88	境剛志小学校	境下武士831	0270-74-0037	○	○	○
89	境剛志公民館	境下武士862-3	0270-74-0168	-	○	○
90	旧境島小学校	境島村1968-40	0270-74-9346	○	○	○
91	境島村公民館	境島村2720	0270-74-9345	-	○	○
92	境東小学校	境米岡253-2	0270-74-0327	○	○	○
93	境東公民館	境米岡764-1	0270-74-0453	-	○	○
94	境社会福祉センター	境女塚296	0270-74-7337	-	○	○
95	境産業振興会館	境新栄13-6	-	○	○	○
96	境児童センター	境新栄12-4	0270-70-6100	○	○	○
97	境総合文化センター	境木島818	0270-76-2222	○	○	○

## 福祉避難所

No.	施設名	住所	電話番号	洪水	地震
1	ふくしプラザ	中央町26-22	0270-26-7733	○	○
2	市民プラザ	富塚町220-13	0270-32-9488	○	○
3	赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目123-1	0270-20-2210	○	○
4	みやまセンター	東小保方町3243-2	0270-63-0345	-	○
5	境地域福祉センター	境上武士972-1	0270-74-5294	-	○
6	健康管理センター	太田町1178	0270-23-6675	○	○

## 指定福祉避難所

No.	施設名	住所	電話番号	洪水	地震
1	県立伊勢崎特別支援学校	粕川町1003	0270-25-4461	-	○
2	伊勢崎市障害者センター	西田町71	0270-75-5530	○	○
3	特別養護老人ホームあいの詩	田中島町1169	0270-24-3888	-	○
4	特別養護老人ホーム愛老園	太田町686	0270-23-2277	-	○
5	看護小規模多機能施設広瀬	安堀町1178-11	0270-23-2266	○	○

No.	施設名	住所	電話番号	洪水	地震
6	特別養護老人ホームアミーキ	磯町435-1	0270-20-2121	○	○
7	特別養護老人ホームいこいの里	境上武士1017-1	0270-74-4976	-	○
8	特別養護老人ホーム銀杏の丘	境上洲名1010-1	0270-76-7564	○	○
9	恵風荘デイサービスセンター	菰塚町11	0270-22-2020	-	○
10	特別養護老人ホームぶどうの郷	宮古町128-1	0270-20-1313	○	○
11	ことぶきの郷	波志江町1976-5	0270-70-4165	○	○
12	特別養護老人ホームサルビア荘	国定町二丁目2345	0270-20-8090	○	○
13	特別養護老人ホームゆたか	馬見塚町1196-1	0270-20-3311	○	○
14	特別養護老人ホームローズヒル	北千木町1126	0270-40-5106	○	○
15	特別養護老人ホームロータスヴィレッジ	豊城町2780-2	0270-26-9101	○	○
16	特別養護老人ホームなごみ	本関町1216-1	0270-75-6680	-	○
17	特別養護老人ホームGreen Rose	安堀町789-3	0270-21-1108	○	○
18	特別養護老人ホーム小泉の杜	田部井町三丁目2017-2	0270-62-2000	○	○
19	高齢者複合施設いせさき	境上武士603-3	0270-75-0075	○	○
20	指定障害福祉サービス事業所 天啓園	柴町896-4	0270-32-0272	-	○
21	指定障害者支援施設第二天啓園	柴町896-4	0270-32-8544	-	○
22	はぐるまホーム	東上之宮町893-2	0270-25-5123	-	○
23	指定障害福祉サービス事業所 かざぐるま	西久保一丁目50-1	0270-61-8611	○	○
24	伊勢崎市福祉作業所	柴町896-4	0270-31-0680	-	○
25	伊勢崎市うえはす福祉作業所	上植木本町2195-2	0270-22-4013	-	○
26	伊勢崎市あかねの館福祉作業所	磯町409-2	0270-63-4340	○	○
27	障害福祉サービス事業所くわのみ	境女塚2883-1	0270-74-0811	-	○
28	さくらんぼホーム	境新栄1-5	0270-76-1912	-	○
29	伊勢崎市桑の実福祉作業所	境新栄13-7	0270-76-1768	-	○
30	伊勢崎市デイ・サービスセンターまゆ	境女塚2883-1	0270-74-0811	-	○
31	伊勢崎市地域活動支援センターあずま	国定町二丁目1527-1	0270-62-9920	○	○
32	就労継続支援B型事業所やよい	境美原15-6	0270-61-8138	-	○
33	地域活動支援センターのあ福祉作業所	東町2671-1	0270-63-6115	○	○
34	障害福祉サービス事業所あみ	三和町2106-1	0270-21-0339	○	○

## 人間の生活場所にペットを持ち込むことができる避難施設

No.	施設名	住所	電話番号	洪水	地震
1	第二市民体育館	乾町75-5	0270-23-7015	○	-

資料編15-1 指定緊急避難場所・指定一般避難所・福祉避難所・指定福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）等一覧表

災害時一時集合場所(一時避難地)

令和6年12月現在

No.	場所名	所在地
1	南口駅前広場	曲輪町地内
2	大手公園	大手町地内
3	乾公園	乾町地内
4	本町公園	本町地内
5	幸公園	中央町地内
6	三光公園	三光町地内
7	平和公園	八坂町地内
8	西久保公園	今泉町二丁目地内
9	三和中央公園	三和町地内
10	飯玉公園	上諏訪町地内
11	殖蓮1号公園	上諏訪町地内
12	日乃出公園	日乃出町地内
13	日乃出第二公園	日乃出町地内
14	昭和公園	昭和町地内
15	昭和第2公園	昭和町地内
16	玉椿公園	昭和町地内
17	宮前公園	宮前町地内
18	高田公園	東本町地内
19	東公園	東本町地内
20	殖蓮2号公園	下植木町地内
21	宮下公園	下植木町地内
22	下植木公園	下植木町地内
23	今泉公園	今泉町一丁目地内
24	久田津公園	今泉町一丁目地内
25	粕川公園	粕川町地内
26	遠矢公園	南千木町地内
27	茂呂中央公園	南千木町・茂呂町二丁目地内
28	北郭公園	茂呂町一丁目地内
29	美茂呂公園	美茂呂町地内
30	中川公園	ひろせ町地内
31	羽黒1号公園	茂呂南町地内
32	広瀬公園	新栄町地内
33	茂呂島公園	新栄町地内
34	グリーンパーク	波志江町地内
35	三郷1号公園	波志江町地内
36	波志江沼環境ふれあい公園	波志江町地内
37	塚越公園	安堀町地内
38	三郷2号公園	太田町地内
39	三ッ家公園	太田町地内
40	本郷公園	太田町地内
41	壺丁田公園	太田町地内
42	鶉公園	宮子町地内
43	木ノ下公園	宮子町地内
44	栗林公園	宮子町地内
45	新田公園	宮子町地内
46	貫井公園	宮子町地内
47	前田公園	宮子町地内
48	前原公園	宮子町地内
49	宮子1号公園	宮子町地内
50	宮子2号公園	宮子町地内

資料編15-1 指定緊急避難場所・指定一般避難所・福祉避難所・指定福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）等一覧表

No.	場所名	所在地
51	宮子3号公園	宮子町地内
52	宮子4号公園	宮子町地内
53	宮子西公園	宮子町地内
54	宮子東公園	宮子町地内
55	連取中央公園	連取本町地内
56	元町南公園	連取元町地内
57	上窪宿公園	連取町地内
58	上連取公園	連取町地内
59	清水公園	連取町地内
60	下窪宿公園	連取町地内
61	連取1号公園	連取町・連取元町地内
62	連取2号公園	連取町地内
63	連取3号公園	連取町地内
64	連取公園	連取町地内
65	連取諏訪公園	連取町地内
66	連取本町公園	連取町地内
67	町田公園	連取町地内
68	元町公園	連取町地内
69	薬師公園	連取町地内
70	吉原公園	連取町地内
71	大海道公園	田中島町地内
72	北上公園	田中島町地内
73	一本木公園	田中島町地内
74	金畑公園	田中島町地内
75	西部中央公園	田中島町地内
76	田尻公園	田中島町地内
77	西新井公園	田中島町地内
78	倭文の郷公園	東上之宮町地内
79	東原公園	東上之宮町地内
80	大川南公園	葦塚町地内
81	葦塚荒田公園	葦塚町地内
82	葦塚豊野公園	葦塚町地内
83	上原1号公園	山王町地内
84	山王公園	山王町地内
85	下原公園	山王町地内
86	名和公園	戸谷塚町地内
87	孫山公園	八斗島町地内
88	向島公園	八斗島町地内
89	八斗島公園	八斗島町地内
90	除ヶ1号公園	除ヶ町地内
91	除ヶ2号公園	除ヶ町地内
92	除ヶ3号公園	除ヶ町地内
93	除ヶ4号公園	除ヶ町地内
94	除ヶ5号公園	除ヶ町地内
95	七分川公園	富塚町地内
96	諏訪公園	富塚町地内
97	瀬端公園	富塚町地内
98	富塚公園	富塚町地内
99	林公園	馬見塚町地内
100	豊東公園	馬見塚町地内
101	向川原公園	馬見塚町地内

資料編15-1 指定緊急避難場所・指定一般避難所・福祉避難所・指定福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）等一覧表

No.	場所名	所在地
102	長沼1号公園	長沼町地内
103	長沼2号公園	長沼町地内
104	長沼3号公園	長沼町地内
105	長沼4号公園	長沼町地内
106	長沼5号公園	長沼町地内
107	坂東公園	長沼町地内
108	菰川公園	上蓮町地内
109	こくりょう公園	国領町地内
110	とね公園	飯島町地内
111	羽黒2号公園	羽黒町地内
112	羽黒3号公園	羽黒町地内
113	羽黒4号公園	羽黒町地内
114	羽黒5号公園	羽黒町地内
115	羽黒6号公園	羽黒町地内
116	赤堀中央運動場	西久保町一丁目地内
117	赤堀コミュニティひろば	西久保町二丁目地内
118	赤堀ほたるの里公園	赤堀今井町二丁目地内
119	赤堀西部スポーツ公園	下触町地内
120	赤堀せせらぎ公園	掘下町地内
121	平井町公園	平井町地内
122	あずまサッカースタジアム	東小保方町地内
123	頼光塚公園	東小保方町地内
124	あずま中央公園	東町地内
125	三室西公園	三室町地内
-	(仮称) あずま南小学校区近隣公園 (指定予定)	東小保方町・三室町地内
126	国定公園	国定町二丁目地内
127	境公園	境地内
128	境ひがし公園	境地内
129	境よしの記念公園	境地内
130	境駅北公園	境美原地内
131	境くすのき公園	境美原地内
132	境上武公園	境上矢島地内
133	境伊与久沼公園	境伊与久地内
134	境田島北公園	境伊与久地内
135	境田島南公園	境伊与久地内
136	サンサンパーク	境伊与久地内
137	たての公園	境伊与久地内
138	境ふれあいパーク	境木島地内
139	境ふちな公園	境下湊名地内
140	境矢ノ原公園	境東新井地内
141	境保泉公園	境保泉地内
142	境保泉中央公園	境保泉一丁目地内
143	境御嶽山自然の森公園	境上武土地内
144	境総合運動場	境上武土地内
145	境ひろせ公園	境下武土地内
146	境島村北公園	境島村地内
147	利根川水辺プラザ公園	境島村地内
148	島村蚕のふるさと公園	境島村地内
149	平塚公園	境平塚地内
150	平塚中央広場公園	境平塚地内
151	境風の子公園	境栄地内

資料編15-1 指定緊急避難場所・指定一般避難所・福祉避難所・指定福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）等一覧表

No.	場所名	所在地
152	境熊の前公園	境女塚地内
153	境早川公園	境三ツ木地内
154	境三ツ木公園	境三ツ木地内

資料編15-2 応急仮設住宅建設予定地一覧表

No.	設置場所	所在地	敷地面積 (㎡)	学区別	応急仮設住宅戸数			
					単身 (1DK)	2~3人 (2DK)	4人以上 (3K)	計
1	華藏寺公園運動施設	堤西町93	143,681	北小、北第二小、南小、殖蓮小、殖蓮第二小、三郷小	156	281	188	625
2	いせさき市民のもり公園	山王町2663番地	139,191	広瀬小、名和小、坂東小、茂呂小	114	205	137	456
3	坂東公園	長沼町244番地	20,777	豊受小	36	65	44	145
4	つなとりスポーツ広場	連取町3008-1	29,786	宮郷小、宮郷第二小	68	123	82	273
5	赤堀香林運動公園	香林町二丁目1291-6	12,457	赤堀東小	16	28	19	63
6	赤堀西部スポーツ公園	下触町873-1	20,732	赤堀南小	18	32	22	72
7	赤堀中央運動場	西久保町一丁目101	13,220	赤堀小	22	40	26	88
8	あずま総合運動場	田部井町三丁目2090	17,320	あずま小	22	40	26	88
9	あずまサッカースタジアム	東小保方町3236-1	9,849	あずま南小	24	43	29	96
10	あずまサブスタジアム及び駐車場	田部井町三丁目1913-1	17,065	あずま北小	19	33	22	74
11	境伊与久沼公園(野球場)	境伊与久3105	9,300	境采女小	22	40	27	89
12	境総合運動場	境上武士846	30,200	境小、境剛志小、境東小	18	32	22	72
13	境島村公民館駐車場	境島村2720	3,141	旧境島小	2	4	2	8
合計			466,719		537	966	644	2,149

## ① 児童福祉施設

## (1) 保育所・保育園

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
公立	1	第二保育所	中央町12-17	25-1959
	2	第三保育所	昭和町3862	25-2627
	3	第四保育所	寿町145-1	25-3234
	4	境ひので保育所	境米岡234	74-5702
	5	境いよく保育所	境伊与久519	76-1636
私立	1	ひかりのこ保育園	新栄町3850-14	25-1575
	2	はちす保育園	上諏訪町2032-7	25-7303
	3	かしま保育園	鹿島町962-1	26-0243
	4	ひばり保育園	連取町1592	26-1647
	5	白ばら保育園	戸谷塚町98-1	32-1400
	6	ひまわり保育園	柴町666-1	32-1778
	7	わかくさ保育園	宮子町3550-1	24-8859
	8	日乃出保育園	日乃出町1672-3	23-3477
	9	太陽保育園	堀口町643-1	32-3370
	10	ChaCha Children Isesaki (チャチャ チルドレン イセサキ)	大手町3-1	22-5611
	11	こまくさ保育園	下植木町467-1	25-7107
	12	大光寺保育園	西久保町一丁目75-2	63-5775
	13	大林寺保育園	市場町一丁目338-4	62-3600
	14	たから保育園	赤堀今井町二丁目1344	62-2237
	15	間野谷保育園	間野谷町530-79	62-6570
	16	むつみ保育園	西小保方町290-1	62-0308
	17	若竹保育園	東町2553-5	62-0269
	18	田部井保育園	田部井町二丁目450-1	63-0077
	19	青空保育園	東小保方町3813-1	40-9333
	20	ふちな保育園	境下淵名2648-1	76-0568
	21	つくし保育園	境543	74-1030
	22	めざめ保育園	境下武士827-3	74-4738
	23	あけぼの保育園	境下淵名2701-1	76-0617
	24	さかい保育園	境栄925	74-7585
	25	こばと保育園	境下武士2515	74-0778

## (2) 認定こども園

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
私立	1	西園こども園	安堀町853	25-0652
	2	やさか保育園	八坂町5-18	23-0416
	3	みやさと保育園	田中島町489-1	24-1761
	4	はぐろこども園	馬見塚町230-1	32-2440
	5	茂呂こども園	茂呂町二丁目2836-1	24-8221
	6	二葉こども園	茂呂南町3081-2	25-2626
	7	なかよし保育園	山王町1402	23-5898
	8	ゆたか保育園	馬見塚町1196-1	32-3691
	9	リトルガーデンしいのみ	山王町625-1	40-3373
	10	三郷こども園	波志江町2381-7	23-6122
	11	あかいしこども園	曲輪町24-11	25-1874

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
私立	12	伊勢崎あすか幼稚舎	田中島町1509-1	21-5225
	13	インターナショナルキッズアカデミー	連取町3016-3	23-5235
	14	愛の光幼稚園	今井町367	26-4124
	15	慈教幼稚園	波志江町681	24-7700
	16	さくら幼稚園	富塚町246-4	32-3010
	17	すみよし幼稚園	馬見塚町831-1	32-1069
	18	ゆたか第二保育園（夜間、開所時間=11:00~24:00）	今泉町一丁目1430	61-8280
	19	小泉保育園	小泉町769-1	63-6727
	20	あずまの森こども園	田部井町一丁目1092-1	62-1206
	21	すみれこども園	境上武士983-3	74-5700
	22	島村めぐみ保育園	境島村2509	74-9221
	23	こひつじ幼稚園	境百々221-1	76-2448

## (3) 児童センター・児童館

No.	施設名	所在地	電話番号
1	児童センター	粕川町1609	23-6463
2	境児童センター	境新栄12-4	70-6100
3	赤堀児童館	西久保町二丁目105	63-1001
4	赤堀南児童館	堀下町276	62-8723
5	赤堀あさひ児童館	香林町一丁目1348-1	63-1616
6	きく児童館	国定町二丁目1795-1	61-0600
7	さざんか児童館	東町2767	62-8880
8	あやめ児童館	三室町3484-3	62-9977
9	境児童館 どんぐり	境木島823	70-2415
10	ちびっこセンター	福島町668-1	090-4954-1096

## (4) 障害児通所支援施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	きららの家	緑町19-5 ガーデン節岡105号、106号、103号	0270-27-4551
2	音の999（スリーナイン）	鹿島町626-1	0270-61-8511
3	999（スリーナイン）リズム&スポーツ	下植木町620-1	0270-75-6926
4	多機能型事業所 糸ぐるま 伊勢崎教室	下植木町633-1	0270-27-5763
5	999（スリーナイン）らぼっと	上諏訪町1225-5	0270-61-6816
6	こども多機能型事業所ブーケ	茂呂町2-649-3	0270-27-4755
7	ゆうがくかんりとり	太田町151-1	0270-27-4676
8	児童発達支援事業所 chouchou（シュシュ）宮子	宮子町3522-11	080-7002-3071
9	児童発達支援事業所 親子ステーション シリウス	連取町1227-2	0270-61-6137
10	児童発達支援事業所 親子ステーション スピカ	連取町1231-3	0270-75-2760
11	児童発達支援 わたぐも	連取町1533-1	0270-75-6415
12	グローバルキッズメソッド68	連取町1510-1	0270-75-1374
13	グローバルキッズメソッド77	連取町1510-1	0270-75-1446
14	森の子園	堀口町666-1	0270-75-5621
15	こどもサポート「きらり」伊勢崎事業所	除ヶ町3-3 マルクラ貸店舗1階2号室	0270-27-5316
16	meets	馬見塚町2333-4	0270-50-0195
17	多機能型事業所 Gift	市場町1-344-36	0270-75-6174
18	児童発達支援事業所 chouchou（シュシュ）	小泉町353-5	080-9435-2519
19	児童通所支援事業所 トランポリン	東小保方町3045-6	0270-63-0601
20	クレールさかい	境下湊名2760-1	0270-75-3535
21	ほほえみ	大手町4-4	0270-25-1025
22	放課後等デイサービスうらら	喜多町47	0270-61-9326
23	きららの家・第2	三光町18-12	090-6482-0259
24	あらかしの森	八坂町7-12	080-4329-8485
25	いちいがし	八坂町8-7	0270-30-5011
26	999（スリーナイン）伊勢崎2	中央町17-1	0270-75-2735
27	りぼん	上諏訪町1258-12	0270-61-9806
28	からふる殖蓮	昭和町4145	0270-27-5282
29	リズム&スポーツ デイサービスかしま	鹿島町783	0270-27-5853
30	放課後等デイサービス うらら豊城	豊城町2069-17	080-4651-8767

No.	施設名	所在地	電話番号
31	999 (スリーナイン) 伊勢崎	粕川町1654-1	0270-61-5311
32	コロンブスの卵	南千木町2390-5	0270-61-6226
33	HALO-すまいる-	美茂呂町2990-1 STYLEGARDEN A・B	0270-61-6304
34	グローバルキッズメソッド 伊勢崎茂呂店	南千木町5234-15	0270-75-4962
35	つなとり遊学館	連取町1510-1 T&M-L号	0270-50-0818
36	999 (スリーナイン) 伊勢崎3	連取町3015-9	0270-27-5237
37	放課後等デイサービスchouchou MIYAKO	宮子町3406-3	080-9435-2542
38	HALO-はろ-	連取町3298-5	0270-61-9730
39	999 (スリーナイン) わーくす	連取町3087-1	0270-75-2263
40	saku	宮子町3410-4	080-4751-9948
41	どんぐりの木	八坂町4-19	080-4329-8492
42	コロンブスの卵plus	山王町1457-2	0270-75-5070
43	クレール堀下	堀下町572-6	0270-61-9519
44	からふる赤堀	曲沢町765-1	0270-75-6907
45	からふるあずま	市場町2-887-17	0270-75-3285
46	からふる曲沢	曲沢町765-11	0270-75-3677
47	放課後等デイサービス うらら西久保	西久保町2-481-2	070-1358-3187
48	放課後等デイサービス chouchou (シュシュ)	小泉町353-5	080-9435-2431
49	ぼれぼれ	田部井町2-455-1	0270-71-6125
50	からふる伊勢崎	西小保方町307-7	0270-75-4515
51	放課後等デイサービス うらら国定	国定町1003-2	070-1316-6357
52	太陽の花 あずま	東小保方町3519	0270-27-5587
53	クレールみむろ	三室町4077-1	0270-61-6747
54	太陽の花	境下武士472-1	0270-61-5073
55	コロンブスの卵 merry	境米岡309-14	0270-75-4912
56	多機能型事業所 フルール	茂呂町2-649-1	0270-75-1225

## ② 介護保険等施設

### (1) 養護老人ホーム

No.	施設名	所在地	電話番号
1	養護老人ホームいせさき	境上武士603-3	75-0075

### (2) ケアハウス

No.	施設名	所在地	電話番号
1	涼花苑	豊城町2780-2	26-9101
2	和光ハイツ	田中町423-1	21-6688
3	うえたけ	馬見塚町1196-1	20-3316
4	みさとハイツ	波志江町1976-5	70-4165
5	菜の花	北千木町1126	40-5106

### (3) 有料老人ホーム

No.	施設名	所在地	電話番号
1	ラポール伊勢崎	美茂呂町3197-1	21-1345
2	あすか	境下湊名1005-4	76-5730
3	あずまライフライン	東町2255-3	76-0738
4	銘仙の家	平和町19-10	20-1211
5	サービスハウス縁	西久保町2-1420	61-8839
6	みやこ有料老人ホーム扶桑郷	宮子町3505-2	61-5490
7	つつじヶ丘2番館	赤堀今井町2-1218-7	40-0770
8	そいる	上諏訪町1259-9	75-6500
9	有料老人ホーム 名和の樹	今井町354-3	27-5151
10	住宅型有料老人ホーム桃の木-縁-	境伊与久3279	75-3200
11	えがおの家	田部井町3-172-1	75-2611
12	十季のあかり堀下	堀下町1164	61-6555
13	四つ葉のクローバー南千木	南千木町1659-2	61-5665
14	楽寿苑	田中町424-1	27-4600
15	いこいの郷	曲沢町767-3	20-2211

No.	施設名	所在地	電話番号
16	住宅型有料老人ホームあずまライフライン	東町2255-1	63-8751
17	ふれあいホーム陽だまりの里	市場町2-1147-2	40-0705
18	常磐の郷里	下植木町563-6	40-7377
19	優楽舎	西久保町3-960-1	61-6081
20	スマイリングホームメディス伊勢崎	稲荷町525-1	30-3600
21	つつじヶ丘 本館	赤堀今井町2-1218-7	40-0770
22	有料老人ホーム カトレア	境下湊名2660-1	76-5553
23	つつじヶ丘	赤堀今井町1-360-1	63-2229
24	住宅型有料老人ホーム桃の木	中央町14-1	27-4518
25	ひなたぼっこみんなの家	羽黒町1-40	31-1070
26	藤和の郷	連取町3039-8	27-6201
27	十季のあかりアズマ	上田町126-2	75-4611
28	ナーシングホームあい 想	連取町2360-1	27-7000
29	é c l a t	堀口町615	27-6117
30	あん s ホーム	西久保町一丁目16-11	63-2290
31	シニアグラウンドホーム 藤和の苑	連取町1785-3	27-6211
32	有料老人ホーム 江	波志江町782	27-6223
33	住宅型有料老人ホーム星のライフ国定	国定町一丁目1158-1	61-6526
34	匠の家	境伊与久602-1	75-6011
35	住宅型有料老人ホーム あげぼの	境伊与久4092-5	76-2558
36	住宅型有料老人ホーム いせさき	境上武士603-3	75-0075
37	住宅型有料老人ホームアンボリータ	安堀町1615-1	40-5611
38	住宅型有料老人ホームさくら	新栄町4075-6	75-3634
39	こむぎ伊勢崎	波志江町2778-1	75-5712
40	住宅型有料老人ホーム四つ葉のクローバー伊勢崎山王	山王町73-2	27-5522
41	四季彩館	西久保町二丁目205-8	75-2225
42	住宅型有料老人ホームひまわり伊勢崎	境伊与久字細ヶ谷戸1351-1	61-7312
43	介護付有料老人ホームつむぎ	境上武士898-1	74-0633
44	住宅型有料老人ホーム陽だまりの家	波志江町1005-1	27-5393
45	ほのぼの荘伊勢崎	連取町158-3	75-2832
46	住宅型有料老人ホームひまわり	連取町3007-10	61-7508
47	有料老人ホームパルクルーチェ	菰塚町394-1	75-2816
48	有料老人ホームたんぼぼ	除ヶ町74-1	27-6922
49	住宅型有料老人ホーム虹空	赤堀鹿島町786-1	61-5573
50	住宅型有料老人ホームWILL	香林町1丁目543、542	75-3814
51	聖	五目牛町5-2	75-5113
52	住宅型有料老人ホームベル	田部井町3丁目2187-1	61-9662
53	住宅型有料老人ホームみのり	上田町165-16	55-4035
54	アースケア伊勢崎ひのでの里	三室町5618-1	75-5577
55	アルヴェケア伊勢崎	稲荷町230-3	61-5290
56	住宅型有料老人ホームラルーチェイセサキ	除ヶ町字本郷270	50-0630

## (4) サービス付き高齢者向け住宅

No.	施設名	所在地	電話番号
1	メディカルハイム赤堀	市場町2-800-10	75-6661
2	ふるさとホーム赤堀	堀下町1056	61-5572
3	あんしんホーム伊勢崎昭和町	昭和町1658-4	61-8602
4	あんしんホーム伊勢崎	上諏訪町1225-23	40-5586
5	こうばやしの家	香林町2-1493-1	75-1237
6	こころの蔵 くれよんにしの	西野町490-4	27-7222
7	こころの宿	曲沢町382-1	20-2556
8	はなき	田部井町1-1639	27-9080
9	こころの蔵くれよんあいのや	間野谷町1115	61-6222
10	ケア・ヴィレッジせせらぎ	市場町1-1345	63-0820
11	日和	香林町1-547-3	20-2411
12	楽久陽ケアマンション国定	国定町2-1987-1	75-2285
13	ケアライフ華蔵寺	堤下町72-1	61-5410
14	パルクフローラ	宮子町3486-1	61-7900

No.	施設名	所在地	電話番号
15	サービス付高齢者向け住宅アイリーライフ	田中島町542-1	75-6151
16	サービス付き高齢者向け住宅花見月	連取町1685-2	75-6797

## (5)介護老人福祉施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	ことぶきの郷	波志江町1976-5	70-4165
2	特別養護老人ホーム 愛老園	太田町686	23-2277
3	ゆたか	馬見塚町1196-1	20-3311
4	特別養護老人ホーム 恵風荘	菰塚町848-1	21-3311
5	特別養護老人ホーム ロータスヴィレッジ	豊城町2780-2	26-9101
6	特別養護老人ホーム ローズヒル	北千木町1126	40-5106
7	特別養護老人ホーム あいの詩	田中島町1169	24-3888
8	特別養護老人ホーム 銀杏の丘	境上湊名1010-1	76-7564
9	特別養護老人ホームぶどうの郷	宮古町128-1	20-1313
10	特別養護老人ホームなごみ	本関町1216-1	75-6680
11	特別養護老人ホーム小泉の杜	田部井町3-2017-2	62-2000
12	特別養護老人ホーム サルビア荘	国定町二丁目2345	20-8090
13	特別養護老人ホーム いこいの里	境上武士1017-1	74-4976
14	特別養護老人ホーム アミーキ	磯町435-1	20-2121
15	特別養護老人ホーム Green Rose	安堀町789-3	21-1108

## (6)介護老人保健施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	老人保健施設 アルボース	太田町427-3	21-2700
2	介護老人保健施設 まゆ玉	長沼町2664-1	40-3511
3	老人保健施設 ひまわり	連取本町12-1	25-5022
4	老人保健施設 鶴寿園	境百々421	74-1177
5	老人保健施設 旭ヶ丘	間野谷町135	70-5111

## (7)通所介護

No.	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム愛老園	太田町686	23-2277
2	ゆたか	馬見塚町1196-1	20-3311
3	社会福祉法人ことぶきことぶきの郷居宅サービス事業所	波志江町1976-5	70-4165
4	殖蓮デイサービスセンター	豊城町2780-2	26-9101
5	恵風荘デイサービスセンター	菰塚町11	22-2020
6	ニチイケアセンター伊勢崎	宮前町12	30-3020
7	いきいきデイサービスおおいど	三室町4011-3	27-7310
8	茂呂デイサービスセンター	北千木町1126	40-5106
9	桑原デイサービスセンター	馬見塚町935-7	40-3800
10	坂東デイサービスセンター	堀口町935-1	31-1110
11	デイサービスあいの森	連取町2341-5	20-7222
12	伊勢崎市社会福祉協議会あずまデイサービスセンター	東小保方町3243-2	61-1936
13	銀杏の丘デイサービスセンター	境上湊名409	76-6511
14	甘	波志江町776-3	30-5757
15	宮郷デイサービスセンター	宮古町128-1	23-8811
16	デイサービスふれあい	宮子町3564-4	61-8661
17	伊勢崎市社会福祉協議会磯沼荘デイサービスセンター	磯町409-2	63-3660
18	デイサービスあいの詩	田中島町1169	24-3888
19	デイサービスセンター 銘仙の家	平和町19-10	20-1211
20	美茂呂デイサービスセンター	美茂呂町3705	75-2170
21	ケアステーションあさひ伊勢崎	上諏訪町1225-22	40-7188
22	デイサービス桃の木	中央町14-1の2	40-7876
23	健康サポートげんき太田町	太田町1005	22-0840
24	デイサービスセンター赤堀	市場町二丁目800-10	75-6660
25	ケアステーションあさひ伊勢崎昭和町	昭和町1658-4	61-8600
26	扶桑郷デイサービスセンター	宮子町3083	50-0215

No.	施設名	所在地	電話番号
27	デイサービスセンターあんじゅ伊勢崎店	曲沢町767-3	20-2211
28	常磐の郷里	下植木町563-6	40-7377
29	デイサービスひまわり伊勢崎	境伊与久1344-5	61-7311
30	デイサービスえがお	田部井町三丁目172-1	75-2612
31	デイサービスセンター四つ葉のクローバー南千木	南千木町1659-2	61-5665
32	デイサービスセンター十季のあかり堀下	堀下町1164	61-6555
33	デイサービスあずまライフライン	東町2255-3	63-8751
34	デイサービスこころの宿	曲沢町382-1	20-2556
35	せせらぎデイサービスセンター	市場町一丁目1345	63-0820
36	こころの蔵くれよんあいのやデイサービスセンター	間野谷町1115	61-6222
37	デイサービスセンターなごみ	本関町1218-6	40-7554
38	デイサービスセンター日和	香林町一丁目547-3	20-2411
39	デイフィールドつつじ	赤堀今井町一丁目360-1	61-8747
40	伊勢崎ケアセンターそよ風	柳原町19-1	30-3113
41	デイサービスあい想	連取町2360-1	27-7000
42	デイサービスセンター小泉の杜	田部井町3丁目2017-2	62-2000
43	デイサービスかあむ	福島町182-1	27-6336
44	みずべの杜デイサービスセンター	境島村5087-1	75-4165
45	デイサービス匠の家	境伊与久602-1	75-6011
46	デイサービスセンターくれよんにしくぼ	西久保町1丁目16-9	27-8825
47	たんぽぽデイサービスセンター	除ヶ町74-1	31-0619
48	あずみ苑伊勢崎	上諏訪町1645-5	25-4165
49	デイサービスセンターいせさき	境上武士603-3	75-0075
50	デイサービスプチフローラ	宮子町3486-1	61-7921
51	デイサービスセンター四つ葉のクローバー伊勢崎山王	山王町73-2	27-5522
52	デイサービスうららか	今井町339-5	61-6622
53	特別養護老人ホームサルビア荘	国定町二丁目2345	20-8090
54	いこいの里デイサービスセンター	境上武士1017-1	74-4976
55	デイサービスセンターあずみ野	境下湊名1005-1	70-6200
56	デイサービスセンターアミーキ	磯町435-1	20-2121
57	デイサービスGreen Rose	安堀町789-3	21-1108
58	花見月	連取元町108-1	75-6707
59	デイ楽久陽	国定町二丁目1987-1	75-2285
60	しゃぼん玉デイサービス	波志江町1005-1	27-5393
61	デイサービスセンター遊馬	赤堀鹿島町786-1	62-2550
62	デイサービスみのり	上田町165-16	55-4035
63	デイサービス聖	五目牛町5-2	62-6850
64	デイサービスWILL 笑	香林町一丁目543	75-5703
65	デイサービスセンター アイリーライフ	田中島町542-1	75-6151
66	伊勢崎南ケアセンターそよ風	茂呂町二丁目3517-2	20-1520
67	デイサービス星菜	波志江町2778-1	61-7298
68	ケアライフ華蔵寺デイサービスセンター	堤下町72-1	61-6591
69	デイサービスセンター結	西久保町2丁目243-4	61-8837
70	アースケアデイサービスセンターひので	三室町5618-1	75-5577
71	デイサービス アリエル	田部井町3丁目2187-1	63-3070
72	アルヴェリハスタジオ伊勢崎	稲荷町230-1	61-5290
73	デイホーム孫の手・いせさき	連取町3052	61-6803
74	デイサービス ラルーチェイセサキ	除ヶ町字本郷270	50-0630

## (8) 地域密着型通所介護

No.	施設名	所在地	電話番号
1	デイサービス太陽	堀口町城東646-1	32-9595
2	リリーフステーション	日乃出町424-1	61-6701
3	デイサービスかしま	鹿島町783	27-5853
4	ぬくもり	田部井町二丁目1202	75-4068
5	GENKI NEXT 伊勢崎境	境下武士2615	70-8071
6	GENKI NEXT 伊勢崎	ひろせ町4098-4 <sup>※</sup> リーパ <sup>®</sup> ーク1F	20-5141
7	GENKI NEXT 伊勢崎昭和町	昭和町3801-3	20-1600

No.	施設名	所在地	電話番号
8	デイサービスひなた	連取本町121-9	61-8939
9	通所介護ときめき	乾町109-3	27-5010
10	デイサービス優ちゃん家	八斗島町1622-28 <sup>グランド</sup> ハイ <sup>ツ</sup> 優101号	32-5838
11	デイホーム一期一会	市場町二丁目1147-2	40-0705
12	こころの蔵くれよんにしのデイサービスセンター	西野町490-4	27-7111
13	優楽舎デイサービスセンター	西久保町三丁目960-1	61-6350
14	デイハウスななくさ伊勢崎境	境上武士857-1	61-7793
15	お達者デイサービスのしか蝶	上田町126-2	62-6665
16	ケアフレンド野田	緑町8番2号	61-7480
17	リハビリデイふれあい	宮子町3566-1	61-7702
18	レッツ倶楽部伊勢崎	北千木町887-6	61-6210
19	通所介護星のライフ	国定町一丁目1158-1	61-6526
20	デイサービス優の家	八斗島町1595-6	75-3723
21	株式会社ふれあいの家デイサービスセンター	三室町6181-3	20-8770
22	デイサービスセンターはるかぜ	田部井町三丁目2734-4	20-2271
23	デイハウスななくさ伊勢崎美茂呂	美茂呂町3973-1	21-8868
24	あいデイサービス	田中島町1185-1	30-5677
25	デイハウスななくさ	豊城町1866-1	40-6661
26	デイサービスプチルーチェ	葦塚町394-1	75-2816
27	デイサービスフレンド結	連取町3096-14	27-4072
28	デイサービス自遊のさと	境下武士2820	61-8387
29	介護予防運動型デイサービスハートリハ つなとり	連取町3341-14	75-6820
30	デイルームはあとらんど伊勢崎	境栄762	75-3340
31	デイリハセンターうちリハ伊勢崎境店	境東新井582-4	75-3256
32	リハビリパークフレンド	緑町3-16	55-2116
33	デイサービスひなたぼっこ	境保泉1553-1	74-2070
34	リハプライド伊勢崎	八寸町4711-7	75-3834
35	デイホーム時代	市場町二丁目1147-2	40-0705
36	ロコモリハビリケア	境下淵名2463-2	76-3730
37	デイサービスあそび処	連取町3323-10	61-9036

## (9) 認知症対応型通所介護

No.	施設名	所在地	電話番号
1	デイサービスセンターおおいど	東小保方町4005-1	40-6777

## (10) 小規模多機能型居宅介護

No.	施設名	所在地	電話番号
1	平成の家	安堀町785-4	30-1611
2	多機能ハウスひなたぼっこ	境伊与久1684-3	27-5128
3	あかぼりの里	香林町2-1492-1	63-5533
4	美茂呂の丘	美茂呂町4512-2	50-0110
5	小規模多機能あおぞら	東小保方町3813-4	61-5252
6	ひなたぼっこ昭和館	羽黒町3-4	75-2395
7	日の出	境伊与久4092-4	76-5230

## (11) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	グループホームおおいど	上諏訪町1766-8	30-1611
2	グループホームまんさく	今泉町2-831-1	20-5355
3	グループホームさがん	富塚町1159-3	31-3588
4	グループホームのいちご	連取町2344-7	50-7281
5	グループホームどんぐり	葦塚町1193-9	50-7855
6	グループホーム「花風」	境上淵名968-1	70-2301
7	グループホームぶどうの郷	宮古町128-1	23-8282
8	グループホーム旭ヶ丘	間野谷町135-1	70-5111
9	グループホーム「はるかぜ」	田部井町3-2734-4	70-5711
10	グループホーム花水希	八寸町4830-5	20-8088
11	グループホーム銀杏の丘	境上淵名1010	76-6544

No.	施設名	所在地	電話番号
12	グループホーム銘仙の家	平和町19-10	20-1211
13	グループホームひのき	境下淵名1473	70-2405
14	グループホームすもも	太田町856-1	75-5000
15	グループホーム豊馬の里	馬見塚町130-1	61-6511
16	グループホームくるみ	日乃出町14-1	75-2900
17	グループホーム音羽の森	境百々東19-16	76-6033
18	グループホームかりん	寿町70-1	61-7117
19	グループホームフレンド	三光町4-11	75-4400
20	グループホームななくさ伊勢崎美茂呂	美茂呂町3973-3	24-7793
21	グループホームつつじ	富塚町208-2	61-5575
22	グループホーム樂山	国定町二丁目1904-1	75-6486
23	グループホームいぶき	境下淵名1473-3	61-5856

## (12)地域密着型介護老人福祉施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	ゆたか（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）	馬見塚町1196-1	20-3311
2	特別養護老人ホームサルビア荘（ユニット型）	国定町二丁目2345	20-8090
3	小規模特別養護老人ホームいせさき	境上武士603-3	75-0075

## (13)看護小規模多機能型居宅介護

No.	施設名	所在地	電話番号
1	複合型サービスはなき	田部井町1-1639-2	27-8071
2	複合型サービスはなき サテライト国定 令和の家	国定町二丁目1969-9	75-3370
3	看護小規模多機能施設広瀬	安堀町1178-11	23-2266
4	在宅包括サービスおおいど	東小保方町4008-1	61-8967
5	看護小規模多機能施設うぬき	安堀町1179-1	23-2200

## ③障害福祉サービス事務所

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
通所	1	障がい者支援センターまるべりー就労支援事業所めーぶる	稲荷町697-5	24-2678
	2	one life	下植木町772-29	080-9435-2582
	3	ONENOEN	赤堀今井町1丁目280-1	080-9435-2750
	4	self-A・ハニービー伊勢崎	今泉町2丁目947-15	27-7555
	5	ひかり	中央町22-5 208	076-221-5531
	6	ユリア	曲沢町386	63-5880
	7	coto	連取町3083-9	080-4751-9948
	8	ONEFRAME	宮子町3411-4	080-9435-2503
	9	RIRI	八寸町5122-5	75-4454
	10	ウィズユー（With You）	太田町765-2	61-6337
	11	ウーリー伊勢崎	平和町3-22	55-3592
	12	うどん子伊勢崎	間野谷町871	75-5700
	13	オリーブ	上田町238-28	63-0500
	14	くわのみ	境女塚2883-1	74-0811
	15	このは	東町2313-3	27-5856
	16	就労継続支援事業所ブルーオーシャン	波志江町3062-1	75-5188
	17	障がい福祉サービス事業所 あいうえお	市場町二丁目1200-2	61-7534
	18	障害福祉サービス事業所 あみ	三和町2106-1	21-0339
	19	すまいる	大手町4-4	25-1025
	20	知的障害者通所更生施設 天啓園	柴町896-4	32-0272
	21	花信	宮古町1191-17	75-2367
	22	ぶどうの木	大正寺町136-1	31-2727
	23	フレンド伊勢崎	間野谷町908-7	62-8766
	24	ベルガモットB型	波志江町571-1	40-6461
	25	やよい	境女塚2883-12	74-1569
	26	ユリア	曲沢町386	63-5880
	27	リハスワーク伊勢崎	連取町3295-3	27-5604

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
通所	28	ワークとよしろ	豊城町2131-1	27-5352
	29	ワークミモザ	中央町23-16	50-0558
	30	群馬県立障害者リハビリテーションセンター	波志江町3030-1	24-2678
	31	かざぐるま	西久保町1-50-1	61-8611
	32	群馬県精神障害者援護寮「はばたき」	国定町2丁目2400-1	63-1860
	33	就労移行支援事業所 SUN-Works	田部井町2丁目1266-1	070-3872-8615
	34	iba-sho	西久保町3丁目1040-1	080-9435-2550
	35	輝楽舎	山王町1535-1	61-5971
	36	くわのみ	境女塚2883-1	74-0811
	37	障害者支援施設 第二天啓園	柴町896-4	32-8544
	38	障害者デイサービスリズム&ブルース	豊城町2342-1	61-7544
	39	生活介護事業所 アーチ	昭和町3958	21-9112
	40	生活介護事業所 倫	日乃出町705-2	75-1231
	41	多機能型事業所 フルール	茂呂町二丁目649-1	75-1225
	42	多機能型事業所Gift	市場町1-344-36	75-6174
	43	デイサービス自遊のさと	今泉町二丁目815	61-8387
	44	デイサービスセンター 結	西久保町2丁目243-4	61-8837
45	デイホーム孫の手・いせさき	連取町3052	61-6803	
46	とも いせさき	稲荷町613	23-7531	
47	ビリーブ	三光町18-12	75-5145	
入所	48	群馬県精神障害者援護寮「はばたき」	国定町2丁目2400-1	63-1860
	49	あさひホーム	田中島町1480-5	32-8544
	50	知的障害者グループホームさくらんぼホーム	境新栄1-5	76-1912
	51	波志江の杜	波志江町720-4	20-5055
	52	サポートあずま	西久保方町1-4	62-3577
	53	グループホームさくら	境上武士603-63	74-2811
	54	障がい者支援センターまるべりー	稲荷町697-1	27-4329
	55	グループホームラポール	太田町505-1	61-7141
	56	上之宮ホーム	東上之宮町893-3	25-5123
	57	グループホームファミリア	連取町3075-6 内田ハイソ101号室	090-2165-5328
	58	グループホームひかり	大正寺町11-4	31-2727
	59	グループホーム 憩	下植木町540-5	080-3212-4481
	60	フィールラウレア イースト	田部井町1-1357-1	027-231-9985
	61	ソーシャルインクルーホーム伊勢崎赤堀鹿島町	赤堀鹿島町952	75-2537
	62	わおん障がい者グループホーム伊勢崎	羽黒町28-21	080-7152-6231
	63	ソーシャルインクルーホーム伊勢崎堀下町	堀下町1361-2	75-6370
	64	グループホーム ウィズ伊勢崎	山王町116-1	61-7166
	65	ライフワンホーム伊勢崎昭和	昭和町3963	30-3200
	66	グループホームふわふわ伊勢崎赤堀	赤堀今井町2丁目767-2	75-2945
	67	クロスホーム	堀下町572-14	40-0740
	68	障がい者グループホームりんごの木	赤堀今井町一丁目308-8	090-7829-7323
	69	障害者グループホーム HOKKORI	田部井町1丁目999-17	0277-51-3050
	70	ライフコミュニティーAILE	北千木町2053-1	75-4896
	71	ヴィータ境	境百々東3-18	61-6138
	72	あやめはうす伊勢崎	若葉町1-19	30-8077

## ④障害者支援施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	群馬県立障害者リハビリテーションセンター（生活支援部）	波志江町3030-1	24-2678
2	障害者支援施設 第二天啓園	柴町896-4	32-8544

## ⑤障害者関係施設

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
通所	1	伊勢崎市福祉作業所	柴町896-4	31-0680
	2	伊勢崎市うえはす福祉作業所	上植木本町2195-2	22-4013
	3	伊勢崎市あかねの館福祉作業所	磯町409-2	63-4340
	4	伊勢崎市地域活動支援センターあずま	国定町二丁目1527	62-9920
	5	伊勢崎市桑の実福祉作業所	境新栄13-7	76-1768
	6	地域活動支援センターのあ	東町2671-1	63-6115
	7	伊勢崎地域活動支援センター	波志江町720-4	40-6462
	8	地域活動支援センター春	波志江町651-5	23-8278

## ⑥身体障害者社会参加支援施設（0施設）

## ⑦医療提供施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	伊勢崎市民病院	連取本町12-1	25-5022
2	伊勢崎佐波医師会病院	下植木町481	24-0111
3	鶴谷病院	境百々421	74-0670
4	福島病院	鹿島町556-2	24-3456
5	美原記念病院	太田町366	24-3355
6	石井病院	波志江町1152	21-3111
7	原病院	境上武士898-1	74-0633
8	大島病院	太田町508-1	25-2428
9	古作クリニック	日乃出町1351-8	25-3000

## ⑧幼稚園

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
市立	1	第一幼稚園	曲輪町24-26	25-0320
	2	殖蓮幼稚園	上植木本町2740-2	26-4561
	3	三郷幼稚園	波志江町1067	23-1951
	4	宮郷幼稚園	田中島町1486-8	24-4373
	5	名和幼稚園	堀口町260	32-2080
	6	あかぼり幼稚園	西久保町二丁目100	62-3744
	7	あずま幼稚園	東町2672-1	62-0241
私立	1	田部井幼稚園	田部井町二丁目458	62-5977

## ⑨小学校

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
市立	1	北小学校	曲輪町28-24	25-4450
	2	南小学校	上泉町310	25-4452
	3	殖蓮小学校	上植木本町2763	25-4440
	4	茂呂小学校	茂呂町二丁目2169-1	25-4441
	5	三郷小学校	波志江町1620	25-4442
	6	宮郷小学校	田中島町1475-4	25-4443
	7	名和小学校	堀口町502-1	32-0072
	8	豊受小学校	馬見塚町1130	32-0280
	9	北第二小学校	宗高町125	25-4454
	10	殖蓮第二小学校	下植木町1203	25-3617
	11	広瀬小学校	新栄町4074-1	25-4453
	12	坂東小学校	除ノ町422	32-7077
	13	宮郷第二小学校	連取町3069-1	40-5110
	14	赤堀小学校	西久保町一丁目72	62-0049
	15	赤堀南小学校	堀下町264-1	63-0055

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
市立	16	赤堀東小学校	香林町一丁目260-2	20-2811
	17	あずま小学校	東町2770-1	62-7000
	18	あずま南小学校	三室町4290	62-0132
	19	あずま北小学校	国定町二丁目1627	63-1333
	20	境小学校	境515-1	74-0036
	21	境采女小学校	境下湊名2020	76-0010
	22	境剛志小学校	境下武士831	74-0037
	23	境東小学校	境米岡253-2	74-0327

## ⑩中学校

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
市立	1	第一中学校	茂呂町一丁目24-1	25-4456
	2	第二中学校	堀口町237-1	32-0047
	3	第三中学校	波志江町1903-1	24-2151
市立	4	第四中学校	下道寺町26	32-8105
	5	殖蓮中学校	上植木本町2152-2	25-4445
	6	宮郷中学校	田中島町1065	25-4448
	7	赤堀中学校	西久保町二丁目329-1	62-0133
	8	あずま中学校	東町2707-2	62-0054
	9	境北中学校	境下湊名2011-1	76-0003
	10	境西中学校	境下武士872-2	74-1068
	11	境南中学校	境188	74-0635
県立	12	みらい共創中学校	今泉町一丁目233-2	77-9798

## ⑪高等学校

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
公立	1	伊勢崎高等学校	南千木町5239-1	40-5005
	2	伊勢崎清明高等学校	今泉町2-331-6	25-5221
	3	伊勢崎興陽高等学校	上泉町212	25-3266
	4	伊勢崎工業高等学校	中央町3-8	25-3216
	5	伊勢崎商業高等学校	波志江町1116	25-4551

## ⑫中等教育学校

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
市立	1	四ツ葉学園中等教育学校	上植木本町1702-1	21-4151

## ⑬特別支援学校

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
公立	1	伊勢崎特別支援学校	粕川町1003	25-4461
	2	伊勢崎高等特別支援学校	境492	74-1991

## ⑭その他

## (1) こどもの発達に関する相談及び訓練の用に供する施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	こども発達支援センター	除ヶ町410-1	32-7748

## (2)放課後児童クラブ

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
公設	1	宮郷第二小学校放課後児童クラブ	連取町3069-3	24-8089
	2	南小学校放課後児童クラブ	上泉町310	25-0440
	3	殖蓮小学校放課後児童クラブ	上植木本町2763	22-1665
	4	三郷小学校放課後児童クラブ	波志江町1656-2	24-1017
	5	赤堀児童館放課後児童クラブ	西久保町二丁目105	63-1001
	6	赤堀放課後児童健全育成ルーム	西久保町一丁目64-5	75-6261
	7	赤堀南児童館放課後児童クラブ	堀下町276	62-8723
	8	赤堀南小学校放課後児童クラブ	堀下町308-2	75-6115
	9	赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ	香林町一丁目1348-1	63-1616
	10	きく児童館放課後児童クラブ	国定町二丁目1795-1	61-0600
	11	さざんか児童館放課後児童クラブ	東町2767	62-8880
	12	あやめ児童館放課後児童クラブ	三室町3484-3	62-9977
民設	1	こどもNみかた	曲輪町15-12	27-5830
	2	こどもiらんど	曲輪町26-5	22-1169
	3	放課後児童クラブあかいし	曲輪町24-29	75-1338 (クラブ)
	4	やさか太陽クラブ	八坂町5-15	75-3305 (クラブ)
	5	yamきつず☆みなみ	上泉町253-1	61-5266
	6	さくらんぼ児童クラブ	上植木本町1754-16	26-6266
	7	児童クラブ赤城	上諏訪町2032-7	25-7303 (園)
	8	うえはす児童クラブHOP	昭和町3907	090-7230-2279
	9	もろ児童クラブ	茂呂町二丁目2158-1	22-0635
	10	茂呂のぞみ児童クラブ	茂呂町二丁目3501-1	24-8221 (園)
	11	あおば児童クラブ	茂呂町二丁目3316	27-5933
	12	あおば児童クラブ第2	茂呂町二丁目780-3 M2ビル2F	27-4321
	13	あおば児童クラブ第3	茂呂町二丁目2158-2	27-4360
	14	あおば児童クラブ第4	茂呂町二丁目2158-2	27-9199
	15	あおば児童クラブ第5	茂呂町二丁目761-1	75-2744
	16	トトロの家児童クラブ	波志江町1035-2	23-2997
	17	スマイルのいえ	波志江町630-2	75-2402
	18	tonan児童倶楽部華蔵寺	乾町75-46	75-2855 070-1007-5535
	19	ハローキャンパス児童クラブ	田中島町1509-1	080-8814-7702 23-3330
	20	じいじとばあばの宝物 いせさき宮郷	連取町489-3	080-5491-9032
	21	こどもMg o	田中島町1481-13	61-5848
	22	放課後スクールiきつず	安堀町1178-4	23-5235 (園)
	23	スマイル放課後児童クラブ	田中島町1144-1	070-2801-1278
	24	アイビー児童クラブ	田中島町1460-9	75-3715
	25	どんぐり児童クラブ名和教室	堀口町570	32-1400 (園)
	26	ゆたか児童クラブ	馬見塚町1196-1	61-8280 (園)
	27	児童クラブポプラ	馬見塚町230-1	32-2440 (園)
	28	ひまわり児童クラブ第一	宗高町83	21-7380
	29	ひまわり児童クラブ第二	宗高町83 コーポラスあだち101号	21-7380
	30	さくら児童クラブ	柳原町104-6	070-2100-1234
	31	あおぞら児童クラブ	下植木町1151-2	21-0521

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
民設	32	うえはす児童クラブHOPⅢ	日乃出町1347-1	090-7230-2279 090-5212-9637
	33	あすなる館児童クラブ	山王町1142-6	26-6501
	34	ひろせこどもの家児童クラブ	新栄町4075-6	26-4115
	35	どんぐり児童クラブ坂東教室	戸谷塚町98-1	32-1400 (園)
	36	tonan児童倶楽部伊勢崎坂東	除ヶ町417-1	75-2855 070-1007-5747
	37	こども@みらい	連取町3074-20	61-7728
	38	なのはな児童クラブ	連取町3054-1	26-8652
	39	l i o n 児童クラブ	市場町一丁目25-2	070-4563-2600
	40	l i o n 児童クラブ第二	西久保町一丁目461-1	070-4563-2600
	41	大光寺児童クラブ	西久保町二丁目397-1	63-5775 (園)
	42	あかべこ児童クラブ	五目牛町100-7	080-5063-5420
	43	tonan児童倶楽部赤堀南	市場町二丁目447	75-2855 070-1007-6191
	44	tonan児童倶楽部伊勢崎北	香林町一丁目320-6	75-2855 070-1007-5827
	45	児童クラブオンリーワン	西小保方町79-1	55-1871
	46	tonan児童倶楽部伊勢崎	田部井町二丁目1266-4	75-2855 070-1007-6192
	47	よつば児童クラブ	東小保方町3433-1	62-7777 070-7527-5115
	48	学童クラブ子どもの森	東小保方町3440-7	50-0562
	49	あずまの森児童クラブ	田部井町一丁目1092-1	61-7800 (クラブ)
	50	学童保育所すぎな教室	境515-2	74-5523
	51	学童保育所第2すぎな教室	境315-1	74-1084
	52	学童保育所うねめ教室	境下湊名1968	76-4141
	53	yamきつず☆うねめ	境伊与久2762	75-3720
	54	yamきつず☆うねめ2	境伊与久2757-3	75-3033
	55	学童保育所ひまわり教室	境下武士853-25	74-5841
	56	くるみ児童クラブ	境上武士604	61-8449
	57	たけのこ児童クラブ	境米岡250-1	74-5599
	58	たけのこ児童クラブ第3	境栄49-5	74-5599

## (3)認可外保育施設等

区分	No.	施設名	所在地	電話番号
認可外	1	キッズルームにこっと	連取町1527-1	22-0030
	2	CENTRO EDUCACIONAL PLAY GROUND	宮前町289-1	090-5565-5152
	3	PASSO A PASSO	豊城町1485-6	080-6642-1969
	4	INTERNATIONAL SCHOOL HIMAWARI GAKUSHU	堀下町1581	080-5223-2883
	5	フクイ産婦人科クリニック託児所	下植木町553-3	0270-24-7211
	6	訪問保育ルーム HAPPY SMILE	田中島町1144-2	080-6614-6573
事業者職員向け認可外	7	群馬ヤクルト境サービスセンターキッズルーム	境西今井1-1	76-0112
	8	埼玉北部ヤクルト販売欄みさとセンター保育ルーム	安堀町1910-1	26-2269
	9	埼玉北部ヤクルト販売欄ひろせセンター保育ルーム	ひろせ町4097-7	24-5983
	10	埼玉北部ヤクルト販売欄伊勢崎東センター保育ルーム	三室町4626-1	61-8962
	11	伊勢崎佐波医師会病院内 たんぽぽ保育所	下植木町481	24-0111
	12	伊勢崎市民病院 なかよし保育所	連取本町12-1	25-5022
	13	美原記念病院内 さくら保育園	太田町400-20	24-3355
	14	鶴谷病院 たけのこ保育園	境百々165-2	61-5353
	15	石井病院 さくらんぼ保育室	安堀町698-2	070-1545-4964
	16	TYLCO茂呂店	茂呂町2-2620-5	22-1088
企業主導型	17	サカエなかよし保育園	田中町1059-4	61-8814

## (4) その他の障害者施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	デイ・アクティビティセンターまゆ	境女塚2883-1	74-0811
2	伊勢崎市デイサービスセンター	柴町896-4	31-0680
3	デイサービスセンターうえはす	上植木本町2195-2	22-4013
4	伊勢崎市デイサービスセンターあずま	国定町二丁目1527	62-9920
5	中澤カフェ (ぶどうの木)	境281	74-0668

## (5) 教育支援センター

区分	No.	施設名(教室のある施設)	所在地	電話番号
公設	1	「ほっとる〜む」 中部教室 (教育研究所内)	鹿島町581-1	27-5631
	2	「ほっとる〜む」 北部教室 (赤堀公民館分館内)	西久保町2-98	63-1890
	3	「ほっとる〜む」 東部教室 (あずまストックヤード内)	東小保方町3242-1	63-8367
	4	「ほっとる〜む」 南部教室	下道寺町163	32-0892

## 群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）  
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行うことをいう。
- 二 被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）  
応急危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 三 被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「判定支援本部」という。）  
被災した市町村の実施する応急危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 応急危険度判定士  
前号の応急危険度判定業務に従事する者として知事が認定する者をいう。
- 五 応急危険度判定コーディネーター  
応急危険度判定の実施にあたり、判定実施本部及び判定支援本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。
- 六 全国被災建築物応急危険度判定協議会  
応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して調整を行い、応急危険度判定の実施体制の整備を行うために設置された組織をいう。

### (市町村及び県等の事前準備)

- 第3条 市町村及び県は、応急危険度判定の的確な運用を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置づけるものとする。
- 2 市町村及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な地震に対し応急危険度判定の円滑な実施のため体制の整備を行うものとする。
  - 3 知事は、応急危険度判定に関する講習会を開催し、応急危険度判定士の養成に努める。
  - 4 知事は、別に定める群馬県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、応急危険度判定士の登録、認定又は更新に関する事務を行うものとする。
  - 5 市町村及び県は、応急危険度判定の円滑な実施のための講習会等の開催に努める。
  - 6 県は、前項のうち、前条第5号の規定に基づく応急危険度判定コーディネーターの養成に関する講習会を実施した場合には、受講した応急危険度判定コーディネーターの名簿を作成、保管するとともに、市町村は名簿を保管するものとする。
  - 7 市町村及び県は、応急危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。
  - 8 市町村及び県は、大地震等の際、応急危険度判定のための資機材が不足するときは、相互に融通するものとする。

## 資料編 16-1 群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱

### (応急危険度判定士の事前準備)

第4条 応急危険度判定士は、常に判定に関する知識の習熟に努める。

- 2 応急危険度判定士は、判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

### (応急危険度判定の責任体制等)

第5条 この要綱による応急危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 応急危険度判定士の派遣を要請した市町村長は、判定士が実施する判定及び判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 応急危険度判定士の派遣を要請した市町村及び県は、原則として、判定の実施に係る経費を負担するものとする。

### (応急危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、応急危険度判定を要すると認めるときは、判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、応急危険度判定の実施を決定した場合は、県に連絡すると共に、報道機関等を通じ市町村民に判定実施の周知に努める。
- 3 市町村長は、応急危険度判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、応急危険度判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。
- 5 市町村の所管課長等は、判定実施本部の実施本部長となり判定業務にあたる。
- 6 群馬県県土整備部建築住宅課長は、判定支援本部の支援本部長となる。
- 7 市町村長は、応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの協力のもとに判定をすみやかに実施する。
- 8 応急危険度判定の調査方法は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定業務マニュアル等による。
- 9 知事は、被災の規模等により被災した市町村長が応急危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

### (応急危険度判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を軽減又は防止するために、応急危険度判定の結果を当該建築物に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

### (他の都道府県に対する支援等)

- 第8条 知事は、被災した市町村長からの要請を受けた場合で、地震の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、国土交通省又は他の都道府県知事に対して応急危険度判定の実施のための支援を要請するものとする。
- 2 知事は、他の都道府県知事又は国土交通省から応急危険度判定の実施のための支援要請があった場合は判定士の派遣等の支援措置を講じる。

### 附則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

## 群馬県被災宅地危険度判定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- 一 宅地 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 五 宅地判定士 被災宅地危険度判定士として知事が登録した者をいう。
- 六 判定調整員 危険度判定実施本部長と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督等を行う者として、被災宅地危険度判定業務調整員として知事が認定した者をいう。
- 七 被災宅地危険度判定連絡協議会 都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

### (市町村及び県等の事前準備)

第3条 市町村長及び知事は、危険度判定の的確な運用を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置づけるものとする。

- 2 市町村及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し危険度判定の円滑な実施のため体制の整備を行うものとする。
- 3 知事は、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努める。
- 4 知事は、別に定める群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき、宅地判定士及び判定調整員の登録、認定又は更新に関する事務を行うものとする。
- 5 市町村及び県は、危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。
- 6 市町村及び県は、大地震等の際、危険度判定のための資機材が不足するときは、相互に融通するものとする。

### (宅地判定士の事前準備)

第4条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

## 資料編16－2 群馬県被災宅地危険度判定実施要綱

(危険度判定の責任体制等)

第5条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 宅地判定士の派遣を要請した市町村及び県は、原則として、危険度判定の実施に係る経費を負担するものとする。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、危険度判定を要すると認めるときは、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、県に連絡すると共に、報道機関等を通じ市町村民に危険度判定実施の周知に努める。
- 3 市町村長は、危険度判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。
- 5 市町村の所管課長等は、危険度判定実施本部の実施本部長となり判定業務にあたる。
- 6 群馬県県土整備部建築住宅課長は、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するための危険度判定支援本部の支援本部長となる。
- 7 市町村長は、宅地判定士・判定調整員の協力のもとに、危険度判定をすみやかに実施する。
- 8 危険度判定の調査方法は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める被災宅地危険度判定業務実施マニュアル等による。
- 9 知事は、被災の規模等により被災した市町村長が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を軽減又は防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等必要な措置を講じるものとする。

(他の都道府県に対する支援等)

第8条 知事は、被災した市町村長からの要請を受けた場合で、災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、国土交通省又は他の都道府県知事に対して危険度判定の実施のための支援を要請するものとする。

- 2 知事は、他の都道府県知事又は国土交通省から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は宅地判定士の派遣等の支援措置を講じる。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。

## 災害救助基準

令和5年6月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込み・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用量や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救護の主旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

資料編 17-1 災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域に実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	該当地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700		
冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700			
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上					

資料編 17-1 災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,000円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

資料編 17-1 災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 災害弔慰金等の支給制度

参照：群馬県地域防災計画資料編（R6.3）

## (1) 災害弔慰金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市町村
対 象 と な る 災 害	次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、 県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対 象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該 都道府県以外も含む）の被害が対象
支 給 対 象 者	災害により死亡した者の遺族
支 給 額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費 用 負 担 割 合	市町村 1/4、県 1/4、国 2/4

## (2) 災害障害見舞金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市町村
対 象 と な る 災 害	(災害弔慰金と同じ)
支 給 対 象 者	災害により重度の障害を受けた者
支 給 額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費 用 負 担 割 合	(災害弔慰金と同じ)

## (3) 災害援護資金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市町村
対 象 と な る 災 害	県内で災害救助法が適用された自然災害（所得制限）
貸 付 対 象 者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸 付 額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸 付 条 件	貸付利率…年3%以内で市町村条例で定める率（据置期間3年） 償還期間…10年以内
貸付原資拠出割合	県 1/3、国 2/3

資料編 18-1 災害弔慰金等の支給制度

(4) 群馬県災害見舞金

支給機関	県(危機管理課) ただし、市町村経由
対象となる災害	次のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ 災害による死者または行方不明者の遺族 ロ 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ 災害により住家が床上浸水した世帯 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支給金額	死者及び行方不明者…………… 1人        30万円 重傷者…………… 1人        5万円 全壊…………… 1世帯        10万円 半壊…………… 1世帯        5万円 床上浸水…………… 1世帯        2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

(5) 被災者生活再建支援金

①被災者生活再建支援法

根拠法令	被災者生活再建支援法
支給機関	県(危機管理課) ただし、被災者生活再建支援法人に委託
対象となる災害	1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村(ただし、人口10万人未満に限る) 5 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村(ただし、人口10万人未満に限る)
対象となる世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

資料編 18-1 災害弔慰金等の支給制度

支給金額 ※支給金額は、右の1と2の支援金の合計額となる	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）					
	住宅の被害程度	全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)	
	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
		単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円
※中規模半壊世帯は基礎支援金は対象外。						
費用負担等	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）					
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）		
	支給額	複数世帯	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)	
		単身世帯	150万円 (75万円)	75万円 (37.5万円)	37.5万円 (18.75万円)	
※括弧内は、中規模半壊世帯へ支給する金額。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人道道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。</li> <li>・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助。</li> </ul>						

②群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱
支給機関	市町村
対象となる災害	1世帯以上の住宅全壊被害等（上記「①被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯①～④」）が発生した災害
対象となる世帯	・上記「①被災者生活再建支援法」と同じ（中規模半壊世帯を除く）。ただし、上記「①被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支給金額	上記「①被災者生活再建支援法」と同じ
費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村から支援金を支給。</li> <li>・市町村が支出する支援金の2/3に相当する額を県が補助。</li> </ul>

(6) 生活福祉資金(福祉資金－災害援護費)

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障害者世帯 3 高齢者世帯（65歳以上の高齢者が属する世帯に限る）
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利率・・・年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子） 償還期間・・・据置期間（貸付日から6月以内）経過後7年以内

## 住宅再建・取得の支援制度

参照：群馬県地域防災計画資料編（R6.3）

## (1) 災害復興住宅融資

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構

## ア 建設資金

(令和3年4月現在)

対 象 者	住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者
資 金 使 途	被災した住宅の復旧のための災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権を含む。)の取得
建設する住宅の規模	制限なし
貸 付 金 額	2,700万円(土地を取得する場合は3,700万円)または所要額のいずれか低い額
貸 付 条 件	加入する団体信用生命保険の種類に応じて融資金利が異なります。 新機構団信 年0.84% 新機構団信(デュエット) 年1.02% 新3大疾病付機構団信 年1.08%  健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下の通りです。 年0.64%  返済期間 35年以内(完済時年齢80歳制限あり)  「災害復興住宅融資等に関する確認書」を提出

## イ 購入資金

(令和3年4月現在)

対 象 者	(建設資金と同じ。)
資 金 使 途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
購入する住宅の規模	制限なし
貸 付 金 額	3,700万円又は所要額のいずれか低い額
貸 付 条 件	(建設資金と同じ。)

## ウ 補修資金

(令和3年4月現在)

対 象 者	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の交付を受けた者。
資 金 使 途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
補修する住宅の規模	制限なし
貸 付 金 額	1,200万円又は所要額のいずれか低い額
貸 付 条 件	償還期間…原則20年以内(完済時年齢80歳制限あり) 以外は建設資金に同じ

資料編 18-2 住宅再建・取得の支援制度

(2) 地すべり等関連住宅融資

(令和3年4月現在)

根 拠 法 令	住宅金融支援機構法
貸 付 機 関	住宅金融支援機構
貸 付 対 象	<p>地すべり関連住宅 「地すべり等防止法」第24条第3項の関連事業計画（以下「関連事業計画」といいます。）に基づいて移転される住宅部分を有する家屋（以下「住宅部分を有する家屋」を単に「家屋」といいます。）又は関連事業計画に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設され、又は購入される家屋。</p> <p>土砂災害関連住宅 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第25条第1項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋</p> <p>密集市街地関連住宅 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋</p>
資 金 使 途	自分が居住するために家屋の移転、建設又は購入をされる方又は他人（親族等）に無償で貸すために家屋の移転、建設又は購入
住 宅 の 規 模	制限なし
貸 付 金 額	<p>建設資金 2,700万円（土地を取得する場合は3,700万円）又は所要額のいずれか低い額</p> <p>購入資金 3,700万円又は所要額のいずれか低い額</p>
貸 付 条 件	<p>加入する団体信用生命保険の種類に応じて融資金利が異なります。          新機構団信 年0.84%          新機構団信（デュエット） 年1.02%          新3大疾病付機構団信 年1.08%          健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下の通りです。          年0.64%</p> <p>返済期間 35年以内（完済時年齢80歳制限あり）</p>

資料編 18-2 住宅再建・取得の支援制度

(3) 宅地防災工事資金融資

(令和3年4月現在)

根拠法令	住宅金融支援機構法
貸付機関	住宅金融支援機構
貸付対象	宅地（事業の用に供するものを除く。）に次のアからウまでのいずれかの勧告（以下「勧告」といいます。）又は次のエからカまでのいずれかの改善命令（以下「改善命令」といいます。）を受けた方 ア 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項又は第21条第2項による勧告 イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項による勧告 ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項による勧告 改善命令 エ 宅地造成等規制法第17条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項による改善命令 オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第1項又は第2項による改善命令 カ 建築基準法第10条第3項による改善命令
資金使途	勧告または改善命令を受けた場合にその工事を行うための資金 ※勧告又は改善命令を受けた満60歳以上の親族（父母・祖父母等）のために、宅地防災工事を行う場合も対象
貸付金額	1,190万円（融資限度額）又は宅地防災工事に必要な費用のいずれか低い額
貸付条件	返済期間 20年以内（完済時年齢80歳制限あり） 以外は「地すべり等関連住宅融資」に同じ

(4) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

(令和3年4月現在)

根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法
貸付機関	県(保健福祉事務所) 前橋市・高崎市在住の方は各市役所
対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
資金使途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸付金額	200万円以内
貸付条件	利率…年1.0%（保証人有・無利子） 償還期間…7年以内

(5) ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金

(令和5年4月現在)

補助機関	県(林業振興課)
対象者及び対象住宅	以下の要件を満たす、ぐんまゼロ宣言住宅推進グループ 1 群馬県内に事業所がある住宅供給事業者が1社以上含まれること 2 ぐんま優良木材認証工場が1社以上含まれること(グループ重複可) 3 県内に事業年度内に10棟以上の「ぐんまゼロ宣言住宅」を供給できること 4 県と「ぐんまゼロ宣言住宅推進協定」を締結すること
補助の条件	以下の要件を満たす、「ぐんまゼロ宣言住宅」であること 1 「誘導基準」以上の省エネ性能 2 原則、再生可能エネルギーを利用した「創エネルギー」設備の導入 3 「ぐんま優良木材」を主要構造部に3㎡以上使用
補助額	県産木材の使用量に応じて補助 木材1㎡あたり12,500円

## 中小企業者に対する低利融資制度

参照：群馬県地域防災計画資料編（R6.3）

## (1) 経営サポート資金 (令和3年4月現在)

貸付機関	県(経営支援課) ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	災害復旧関連要件（Cタイプ） 県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であって、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 ※1、2、3及び5については、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 危機関連保証要件（Fタイプ） 危機関連保証の要件に該当する特例中小企業者として市町村長から認定を受けた者
資金用途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	Cタイプは5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内)、Fタイプは3,000万円以内
貸付条件	Cタイプ利率…年1.1%以内、償還期間…設備資金10年以内、運転資金7年以内 Fタイプ利率…年1.1%以内、償還期間…運転資金10年以内

## (2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付) (令和3年4月現在)

貸付機関	県(経営支援課)
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業者が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合…整備資金の90%以内 利率…無利子 償還期間…20年以内

## (3) 政府系金融機関による貸付 (令和3年4月現在)

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
貸付限度	<直貸>災害 1.5億円 (別枠) <代理貸>災害 7,500万円 (直貸の範囲内で別枠)	<直貸>災害 3,000万円 (各融資制度の限度に上乘せ)	<直貸>融資限度額の定めなし
利率	各融資制度に定められた利率	各融資制度に定められた利率	所定利率
償還期間	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 15年以内	各融資制度の返済期間以内	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 20年以内

## 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

参照：群馬県地域防災計画資料編（R6.4）

## (1) 助成措置

根 拠 法 令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助 成 機 関	県(技術支援課)及び市町村
助 成 要 件	次のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール(降ひょう、竜巻又は突風(以下「局地的災害」という。)による場合は5ヘクタール)以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額がおおむね5,000万円(局地的災害の場合は2,500万円)を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸(局地的災害の場合は10戸)以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 5 養殖業の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった場合 6 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 8 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの
助 成 対 象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病虫害防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

根 拠 法 令	群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施要領
助 成 機 関	県(農業構造政策課)及び市町村
助 成 要 件	農業用施設が一定規模以上の災害で被災し、農業用施設の再建等の経費を市町村が支援した場合、経費の一部を補助 補助率3/10以内(県:15/100以内、市町村:15/100以内) 助成対象は1、2を満たす者 1 群馬県農漁業災害対策特別措置条例により指定された災害により、農業用施設等に被害が生じ、被害額が10万円以上となった者 2 1に該当する旨の認定証明を市町村長から受けた者
助 成 対 象	農産物の生産に必要な施設及び施設と一体的に復旧する附帯施設で、原形復旧見積額が10万円以上の場合

資料編 18-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

(2) 経営資金 (令和3年4月現在)

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村
貸付対象者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物(5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸付金額	市町村長が認定する損失額の55%又は500万円のいずれか低い額の範囲内(知事の定める法人は2,500万円以内)ほか、条件により異なる
貸付条件	利 率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内、条件により異なる 償還期間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

(3) 事業資金 (令和3年4月現在)

融資機関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸付金額	2,500万円以内
貸付条件	利 率…年5.5%以内 償還期間…3年以内 保 証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

(4) 農漁業用施設資金 (令和3年4月現在)

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村
貸付対象者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は1,800万円(農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利用施設にあつては5,000万円)若しくは1,000万円(農業近代化資金の貸付けを受けない場合、共同利用施設にあつては2,000万円)以内
貸付条件	利 率…年4.5%以内 償還期間…15年以内(農業近代化資金の貸付けを受ける場合)又は10年以内(農業近代化資金の貸付けを受けない場合) 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

資料編 18-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

(5) (株)日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け (令和5年10月19日現在)

区分	資金種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	うち 据置期間	
農業 関係 資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業者、土地改良区、農協等	0.16% ～ 0.30%	25年以内	10年以内	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金	農業者等	0.16% ～ 0.17%	10年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧  <主務大臣指定施設・災害復旧施設> 農舎、畜舎、堆肥舎、排水施設等	農協、土地改良区、農業共済組合等  農業者等	0.16% ～ 0.30%	20年以内  15年以内	3年以内  3年以内	
林業 関係 資金	林業基盤整備	造林資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.55% ～ 0.95%	15年以内	5年以内
		林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合等	0.55% ～ 1.10%	30年以内 (林業経営改善計画の認定を受けた者が当該計画に基づいて行う事業については25年以内)	3年以内
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 林業用共同施設の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合等	0.55% ～ 1.10%	20年以内	3年以内	
		<主務大臣指定施設> 林業用施設等の復旧	林業を営む者等	0.55% ～ 0.95%	15年以内	3年以内	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	林業を営む者等	0.55% ～ 0.95%	10年以内	3年以内	

## 地区防災計画策定状況一覧表

令和6年10月現在

地区名	計画名	策定年月
田部井上区	田部井上区 地区防災計画	令和6年3月
百々東区	境百々東地区防災計画	令和6年6月

# 伊勢崎市地域防災計画

平成18年 3月28日 発行  
平成19年 4月 1日 改訂 (機構改正)  
平成21年 4月 1日 改訂 (機構改正)  
平成24年11月16日 改訂  
平成26年 3月17日 改訂  
平成27年12月18日 改訂  
平成29年12月21日 改訂  
平成 3年 2月 1日 改訂  
令和 3年12月23日 改訂  
令和 7年 3月 1日 改訂

編集・発行

伊勢崎市防災会議

伊勢崎市今泉町二丁目410番地  
伊勢崎市総務部安心安全課内  
電話0270(24)5111